

を義田と稱するのと相對するものには相違ないが、これを義莊の構成の上からいへば、莊田の如き財産を物的要素とし、宗族を人的要素とする組織體であつて、その莊田の收益によつてその宗族を扶助し（又は祖先祭祀を行ふ）の費とする目的を有するものである。諸資料や従前の學者の論文などでは「義莊」と稱してかゝる組織體を指す場合があると同時に、物的若くは人的要素のみを主眼として「義莊」といふ場合がある。従つて義莊は概念上往々紛淆して用ゐられてゐるが、本文では物的要素を主眼とするときは、義莊財産と稱し、人的要素を主眼とするときは義莊團體といふことにする。さて従前この義莊（義莊財産）は普通宗族の共有と見られて居るようであり、又他方には義莊を田中萃一郎博士の如く財團法人と見る説がある。蓋し上記の如き諸學者の説が成立するかは問題であらうが、これらの説の生じたについては、夫々理由のあることであつて、かゝる説の存在は、たゞ義莊の法律的性質が如何なるものかを暗示してゐるものといへる。然し、今はじめから共有とか法人とか定めてかゝるのは問題であつて、かゝることよりはむしろ、動いてゐる義莊を見るのが肝要である。そして義莊の運営機能、内部組織を見極めれば、前述の問題も自ら解決することとなると思ふ。なほ私は本篇では有名な范氏義莊資料を中心とし、他の資料を之に附随せしめて觀て行きたい。范氏より後の義莊も多く範を之にとつてゐるのであるから、范氏義莊を中心として説いてゆけば、現在の義莊はしばらく問はず、従前の義莊の大様はまづ理解することができよう。勿論他の義莊では、莊田の収益を以て祖先祭祀の費とするものもあり、范氏義莊の如くはじめから大規模に宗族

扶助の手段に出、然も其の後益と規模を大にしたものと同列に見るを得ない場合もある。小規模であれば扶助の範圍方法も亦異らざるを得ないのである。

(イ) 義莊の目的及び由來 義莊の設立者なる范文正公（仲淹）の子范忠宣公の奏文によると、臣父仲淹先任資政殿學士日、於蘇州吳長兩縣置田十餘頃、其所得租米、自遠祖而下諸房宗族、計其口數、供給衣食及婚嫁喪葬之用、謂之義莊。見於諸房選擇子弟一名管勾、亦逐旋立定規矩、令諸房遵守。

とあつて、義莊設立の目的は、遠祖から分れた諸房宗族に、その口數を計つて衣食婚葬の費を給せんとするにあつた。そのもと貧窮化した族人に對する扶助を主眼としたものに相違ない。其の後、この目的は族人にして科擧の試験を受けんとする者に對する學費給與等にまで擴張された。當時の宗族は聚居するも、必ずしも常に經濟を共同にせず、然も宗族相互間の扶助が圓滑に行はれたものではなかつた。范文正公集に見える嘉定三年十一月勅旨に

臣仲淹、奮身孤藐、遭世休明、深念保族之難、欲爲傳遠之計、自慶曆皇祐以來、節次於蘇州吳長兩縣置田、畝立義莊、贍同姓、創定規矩、刻之板榜、以貽後人（續定規矩）

とあるが、要するに義莊はかゝる宗族の缺陷を補ひ「保族」の目的を達せんとするに出たものである。蓋し范氏宗族にしても、義莊が宗族結合を鞏固になし得べき重要な基礎となつて行つたには相違ないが、義莊設立の前にあつては、その經濟的意味に於ける結合は、必ずしも緊密であつたとはいへないようである。宋の嘉定四年三月劉渠の撰せる范氏義莊申嚴規式記に

尔渠少讀文正范公遺事、公平居語子弟曰、吾吳中宗族其衆、於吾固有親疎、然吾祖宗視之則均是子孫、固無親疎也、吾安得不恤其飢寒哉、且自祖宗來積德百餘年、始發於吾、得至大官若貴富而不恤宗族、何顏以入家廟、渠歛衽歎曰、公之行百世之標的、公之言薄俗之鍼砭也。

の如く、范文正公の言を引いて、范氏義莊設立の由來を説明してゐるが、これによると、范氏宗族と雖も、たゞ聚居はしてゐたものの、其の間の扶助關係を通じて見た族的結合はさほど鞏固なものでなく、宗族間に親疎の別があり、飢寒にあふも互に救恤するとは限らなかつたのである。范氏義莊に倣つて設立された東陽陳氏の義莊について、宋の陸游は義莊記を作り、その中で、人情於其宗族、遠則疏之、彌遠則益疏、而至於忘之、といひ、宗族は、義莊を中心として、裏腹關係に於いてはたとへ無服のものとの間にも、親疎の別なく、族的結合を鞏化すべきことを力説してゐる。所詮、義莊、祭田は、宗族結合の求心的効果を齎すものであり、従つて、之を反面からいへば、宋代、義田、祭田等がなく、物的基礎の闕除した所に、少くとも經濟的意味に於ける鞏固な族的結合力は乏しかつたことゝならう。宋代より前の時代に於ける義莊、祭田の存在は、學界に未だ確認されず、義莊の如きは、宋代、范文正公の創建にかゝるとされてゐる。然らば、たとへ義莊や祭田の設置が後世の如く盛ではなかつたとはいへ、後世に於ける族的結合の新形式を生み出し、且結合の程度を強化して行つた點に於いて、宋代の義莊や祭田は注目すべきである。

先に一言した如く、義莊は范文正公の創立にかゝるといふ。宋代以降の資料には、范氏の創設を説き、或は范氏義莊に倣つて族内の貧人を扶助する爲に設立すると稱するものも多い。

以下宋元時代の義莊設置資料を擧げて之を示すと共に、これを以て宋元時代義莊の置かれた地方を知るよすがとしよう。引用文の内の地名等には、近來の地名を註記して置いた。

孫氏爲荆^(湖)右族、……光祿嘗親義莊於山之陽、以贍宗族之貧者、歲久亦廢、君躬奮錘拾瓦礫

銖積寸累、閱數歲、歲僅收百斛、乃別營泉粟以贍貧者、而移此以給先塋之百用、泚之以盟約、樂景

夔章記其事(重校鶴山先生大全文集卷七十九墓誌銘、孫仲卿墓誌銘)

本貫慶元府鄞縣^(浙江)、武康鄉沿江里、……家有一池、隣里來汲、每歎曰、安得有財、如水以濟人之

欲乎、力既不及、遂率鄉之人爲義莊、首割二十餘畝、以爲倡、衆皆競勸、至三百畝、又得郡中益、以絕

產二頃、凡賢士夫之清貧、身後不給者、量多寡周之、買地立莊于城西門之阿、親爲約、東防閑曲盡、

可謂無窮之利(政統集卷八十八行狀、歐文開學士宣奉大夫致仕贈特進汪公行狀)、又宋史卷四百汪大猷傳參照

本貫興化軍莆田縣^(福建興化府)、崇業鄉孝義里、……公又命諸子斥田二頃、略用范文正公義莊規、矩、

以給宗綱(政統集卷八十九行狀、華文開直學士陳公行狀)

欲爲義莊、略用范文正公之矩度、而稍增損之、以適事變、……初期以千畝、今及十之七(渭南文集

卷二十一東陽^(浙江)陳君義莊記)

會稽^(浙江)之姓石爲大君諱允德、寫迪之、會稽刻人、……晚與族人吏部公畫問議、同作義莊、以給族

之貧者(渭南文集卷三十七石君墓誌銘)

會稽^(浙江)餘姚縣、有士曰孫君、……晚倣范文正公義莊之制、贍其族(渭南文集卷三十九孫君墓表)

本朝文正范公、置義莊於姑蘇、最爲給紳所矜式、……吾同年兄左史施公楊休^(四川成都)家素貧、逮

仕受錄、共承甘旨之外、儉節而儲餘、并其室齋送之資、辛勤積累二十餘載、然後得田六百畝、既資其弟及其從昆季矣、又念經遠之計、復割二頃爲義田、遵文正公舊規、刻諸石、……（致堂胡先生斐然文集卷二十一記成都施氏義田記）

居衢之開化、遷西安（浙江衢縣）……倣范文正公遺意、買田爲義莊、命僧出納、以享先贍、族病中書規約之末、戒子縣謹守勿墜（後村先生大全集卷百五十五墓誌銘安撫殿撰趙公）

公諱豫字景良、世爲福清（福建）人、……自奉至薄、筭無新衣、庖無盛饌、特喜施予、族戚蒙賴、晚食祠祿、歲取百千、別貯之、更五任得千緡、置義田百解以贍貧宗（後村先生大全集卷百六十六行狀直秘閣林公）

淳熙十年夏六月、日龍圖閣直學士通奉大夫臨海郡開國公食邑二千四百戶致仕吳公堯于台州（浙江）仙居縣湖山私第之正寢、……公諱字明可、世爲仙居人、……方爲義莊、義學、義家、以俟宗族之貧者（晦庵先生朱文公文集卷八十八碑龍圖閣直學士吳公神道碑）

公姓郭氏、……其先自吉水（江西）徙新淦（江西）……公……甫冠中進士、策爲辰州……學教授、……公娶李氏、再娶喬氏、男曰蒙、……公沒而蒙愈自力於爲善、嘗以田二頃爲義莊、周貧族、人以爲猶用公平日之意也（晦庵先生朱文公文集卷九十二墓誌銘岳州史君郭公墓碣銘）

吾友石君子重諱某、其先世爲會稽（浙江）新昌右族、……大父諱某、避庚子之亂、始居台州臨海縣、……君……年十八擢進士第、丁外艱服、除授左迪功郎、……族黨有貧不能自活者、買田捐金、以振業之（晦庵先生朱文公文集卷九十二墓誌銘知南康軍石君墓誌銘）

本貫漢州（四川）綿竹縣仁賢鄉武都里、……置義莊、以贍宗族之貧者、以至母族（晦庵先生朱文公文集卷

九十五行狀少師保信軍節度使魏國公致仕贈太保張公行狀）

先君子諱儀字士表、……先君子嘗考次譜系、文氏繇成都徙吉（江西）五世祖炳然居永和鎮（江西）高祖正中繇永和徙富川（廣西）……嘗謂宗族一本、誼不得不恤愛、范文正公義田記規模次第曰、吾得志當放此行之（文山先生全集卷十一行實先君子革齋先生事實）

吳奎字長文、濰州（山東）北海人、……及琦罷相（熙寧）竟出知青州、……少時甚貧、既通貴、買田爲義莊、以贍族黨朋友、沒之日、家無餘資、諸子至無屋以居、當時稱之（宋史卷三百十六吳奎傳）

向子諱字伯恭、臨江（江西）人、……置義莊贍宗族貧者（宋史卷三百七十七向子諱傳）

劉清之字子澄、臨江（江西）人、……嘗序范仲淹義莊規矩、勸大家族衆者、隨力行之（宋史卷四百三十七劉清之傳）

惟陳氏、自宋金華令枋始、家于諸暨（浙江）……君割田若山六千餘畝、建義莊、義塾、聚族人之不能自食者養之、其未知學、及里中子弟來學者教之（金華黃先生文集卷三十九墓誌銘諸暨陳君墓誌銘）

韓元善字大雅、汴梁（河南）之太康人、……效范文正公遺規、置田百畝爲義莊、以周貧族、至正交鈔初、行、賜近臣各三百錠、元善復以買田六百畝爲義塾、延名士以教族人子弟（元史卷百八十四韓元善傳）

蓋苗字耘夫、大名（河北）元城人、……遷陝西行御史臺中丞、到官數日、卽上疏乞骸骨、還鄉里、明年卒、……性孝友喜施與、置義田以贍宗族（元史卷百八十五蓋苗傳）

以上、宋元に於ける義莊設置の資料を例示したものであるが、宋前にたへて文獻にあらはれなかつた義莊が、宋代になつてからかくも多くあらはれるに至つたものである。但しこれらは

共に范氏義莊よりは後のものであらう。吳珪(熙寧二年五十八で卒す、范仲淹の死後十七八年)が郷里濰州北海(山東)に設立した吳氏義莊(宋史前出)も、義莊としては古いもの、一つであるが、范氏義莊よりはやゝ後れるものであらう。宋代その設置された地方は范氏義莊の蘇州即ち江蘇をはじめ、浙江、江西、福建に多く、山東、湖北、四川の如きにも及び、前掲元代の資料では河南、河北にも及んでゐる。明以後殊に清代の義莊設置の資料の如き、江蘇、浙江、江西、福建、廣東、廣西のもの等、その数は實に枚擧に遑がない。義莊の畝數の如き、その設立のはじめ二十畝の様に少面積のものもあるが、數百畝數千畝に及ぶものもあつた。范氏義莊も最初十餘頃(一頃は百畝)であつたといふ。そして後世更に追増も行はれてゐる。尙宋代でもその後でも、義莊と並んで、義學、義塾を置き、族人の子弟を教育し(朱文公集、金華黃先生文集前掲)又、義塚(義冢)を置いて族人の貧にして葬するを得ざるものを葬すること(金華黃先生文集前掲)も行はれた。尤も義莊を置かすして義學のみを置くことがあり、寧ろその優れりとするものもあつた(世範後掲)。

(ロ) 義莊設立方法 設立方法は、宗族中の或者がその財産を出捐することによつた場合が多かつた。范氏義莊の場合がその一例であり、宋代及びその後范氏に倣ふものが多かつた。かの渭南文集開禧三年七月の東陽陳君義莊記や、斐然集成都施氏義田記等の諸例(並に前掲)これであり、義莊設立の動機、設立方法及び義莊規定も、亦范氏に等しいものが多かつた。尤も義莊設立には范氏義莊の場合に見る如く、族内の官人富豪等有力者一人の出捐にかゝる場合もあるが、汪氏の義莊(攻媿集前掲)の様、に郷人と共同して出捐する場合もあれば、石氏義莊(渭南文

集前掲)の如く、族内の他の有力者と共に計畫することも、陳氏義莊(攻媿集前掲)の如く、父が諸子に命じて之を行はしめることもあつた。清明集戸婚門立繼類(次掲)に見る如く

將江齊戴見在應干田地屋業浮財等物、從公檢校抄劄作三分、均分、將一分命江瑞、以繼齊戴後、奉承祭祀、官司再爲檢校、置立簿曆、擇族長、主其出入、官爲稽考、候出幼日給、……將一分附與諸女法、撥爲義莊、以贍宗族之孤寡貧困者、仍擇族長、主其收支、官爲考覈、餘一分沒官子孫、なき死者の遺産で、宗族の孤貧等を養ふ爲に義莊を設立することもあつた。

(ハ) 義莊規定の作成 范氏義莊をはじめ、義莊設立に際しては、設立者によつて義莊規定——一種の族的自治規範——の作成が行はれ、この規定は族人共同の實踐的基準となつてゐた。范氏にあつては、皇祐二年十月范文正公がはじめて規定を作成して後、漸く規定を遵守せざる者多きを加へ、州縣も亦義莊存続の途を講ずるに由なくなつたので、范文正公の子、范忠宣公は、治平元年に勅旨を請ひ、その結果この規定は遂に范氏義莊の自治規範として公認せられ、その實施が國家的に確保されるに至つた(次掲)。

立定規矩、令諸房遵守、今諸房子弟、有不遵規矩之人、州縣既無勅條、本家難爲伸理、五七年間、漸至廢壞、遂使飢寒無依、伏望朝廷特降指揮、下蘇州、應係諸房子弟、有違犯規矩之人、許令官司受理、伏候勅旨、宜令蘇州依所奏施行

その後、范氏義莊規定は、二相公等族内の有力者によつて、熙寧、元豐以後屢々追補されたが、嘉定三年、更に勅旨を請ふて、この追補規定についても前規と同様、國家的に是認せられ、且、國家的に

その實施が確保されることゝなつた(次掲)。

所有治平元年指揮并慶元二年續添條約謹繳連在、前瀆犯宸嚴、臣無任惶懼俯伏俟命之至、謹錄奏聞、伏候勅旨、前連治平元年已降規約指揮、十一月五日奉聖旨依右併錄連送范司諫

そして慶元二年の追加規定では、特に族内規律を嚴正にし、之に制裁規定(義莊米の支給停止等)を加へてゐるのが目立つてゐる。范氏義莊規定は、はじめ文正公時代に版勝に記して公示されたが、後永久性をもたせる爲に石に刻して文正公祠堂の側に立てられたことゝなる(次掲)。

先文正公於平江府興置義莊、賜給宗族、德澤至厚、其始定規矩、雖有版勝、不足久傳、及有治平元年所得朝旨、亦未揭示族人、兼有後來接續指置、可爲永式者、未曾刊定、深慮歲久漸至墮廢、今盡以編類刻石、置于天平山白雲寺先公祠堂之側、子子孫孫遵承勿替

この様に規定を石刻することは、斐然文集の成都施氏義田記(既出)にも見出される。范氏義莊規定は、明清時代にも追増せられ、以て現今に及んでゐるのである。

(三) 義莊の機關 義莊の機關としては、管理者が置かれた。清明集前掲に見る如く、直接族長をして管理せしめた場合の、族内の有力者を管理者に推した場合もあつた。范氏義莊規定では、見於諸房選擇子弟一名管勾とある如く、各房即ち宗族内の各派別(范氏家乗によると范氏は文正公の子弟を房祖とする十六房より成る本節第一項)より子弟一名づゝを選び、之を管理人即ち所謂「管人」としたのであつて、管理人の管理行爲乃至は處分行爲は、義莊規定に従ふべきものであり、かく従つてゐる限りに於いては、たとへ管理人の尊長と雖も管理行爲を妨害し、

或はこれに容喙するを得ざるものとされた(次掲)。

一 義莊事惟聽管人依規處置、其族人雖是尊長、不得侵擾干預、違者許管人申官理斷、即管人有欺弊者、聽諸位具實狀、同申 文正位(紹聖二年四月規矩)

管理行爲としては、まづ租米の取立を舉げ得る。范氏義莊の規定では、一族人不得租佃義田立許の如く、范氏の族人は、義莊の土地を小作租佃するを得なかつた。異族をして小作せしめ、租米を徴收するのであつて、それが義莊の主要な収益となつてゐた。尤も范氏の外では、族人にも小作せしめる場合があるが、族人が必ず義莊の土地の利用者とは限らなかつた。管理人は族人に對して収益の分配を行ひ、其の他義莊規定に定める等の費用を収益中から支出した。族人は後述の如く義莊の収益を收得する権利を有したが、族人外でも蘇州にあつて貧窮せる外姻等には、義莊米の配給を行つた(次掲)。

一 鄉里外姻親戚、如貧窘中非次急難、或遇年飢、不能度日、諸房同共相度、詣實、即於義田米内、量行濟助(皇祐二年十月規矩)

尤もこの配給に就ては、宗族諸房に度諮ることを要した。義莊規定では、義莊の錢穀を族内に貸付け、若くは族人の土地の典買をなし得ないとし、且、義莊自らが族外から利息付の借錢をなすを得ないとするに反し、族外には土地の典即ち土地を擔保として金錢の貸付を行ふことを得るものとした。そして、その金錢が返済され、土地の請戻が行はれたときは、管理人はその元本を、他の費用に支出せずして、返済された當月内に、新に田地の典買を行ふべきであつた(次掲)。

一 義莊遇有人贖田、其價錢不得支費、限當月內、以元錢典買田土、輒將他用、勒掌管人償納（崇寧五年十月規矩）

上述の如き管理人にはいづれは各房の内の有力者などが選ばれたことであらうし、善良な者のみが選ばれるとは限らなかつた。天下に著聞してゐる范氏義莊に於いてさへ管理人の背任横領はその跡を絶たなかつたのであつて、このことに就ては後に述べる。

義莊の機關としての機能を有するものには、族人の協議會即ちいはゞ宗族總會——族人會議——を挙げ得る。収益の處分の如きは、或場合宗族總會の議を経るを要したものである。又義莊規定にして事理不十分な點がある場合には、宗族總會に於いて管理人と他の宗族と合議して、之が事理を盡す（次掲）べきものとなつてゐる。

一 遇有規矩所載不盡事理、掌管人與諸位共議定保明、同申 文正位、本位有妨礙者不同申 雖已申而未得 文正位報、不得止憑諸位文字施行（元符元年六月規矩）

この總會は義莊團體自身の單一的意思を作成する決議機關としての機能は有するが、なほ複多的な族人の總會であるといふ性質より全然脱却し得ざるものがあつたやうである。

（ホ）義莊團體と族人との關係 義莊（義莊團體）は自己の名義を以て財産を享有し、又は取得し、或は法律行為を爲し、債權を有し得たものゝ如くである。即ち義莊は法律上の人格者的一面を有して居り、この點からいへば、義莊（義莊團體）は單一體として族員に對し、或程度の獨立性を有してゐたものとなる。それは既掲義莊規約（崇寧五年十月のもの）義莊遇有人贖田……限

當月內以元錢典買田土、元符元年六月の規定、義莊人力船車器用之類、諸位不得借用等によつて想定できよう。勿論、義莊の法律行為は管理人が義莊を代表して行へるものである。尙以上の外、義莊が獨立的存在として觀念されてゐた徵驗を義莊規矩（次掲）中に種々見出し得る。

一 義莊不得典買族人田土（相寧二年二月規矩）

一 諸位關報義莊事、雖尊長並於文書內著名、仍不得竹紙及色牋、違者義莊勿受（元符二年正月規矩）

一 諸位輒取外姓以爲己子、冒請月米者、勿給、許諸位覺察報義莊、義莊不爲受理、許諸位徑申

文正位……（大觀元年七月規矩）

一 義莊及白雲功德寺差役、并應干非泛科敷、並蒙官司蠲免、近來縣道胥吏、多因乞覓不從、故意

播擾、今後如有似此之人、許從本家經府陳理、嚴行斷理（續定規矩）

右の内、最後の規矩によるときは、公課は義莊團體に對して免ぜられ、若くは加へられたことを知るのである。尙、政和七年正月發せられた公文に、右仰義莊及諸位遵守施行内、文意前後、相妨害礙者、從後規、若有違犯、仰掌管人或諸位條錄とあるのは、對外的にも義莊團體が族人と區別され、一つの獨立性ある團體として取扱はれた證左である。後世の資料であるが、東瀆潘氏族譜に收める執帖に「右帖給潘義莊執事准此」とある如き例は他にもあるが、義莊が執事によつて外部に代表され、義莊が族人各個の單なる集合體に非ずして一つの組織ある單一體たりしことを示すものであらう。

族人は義莊財産の収益権を有した。即ち先に一言した様に、范氏では族人は義莊の田を直接小作することは許されないが、義莊の収益を收得し得たのであつて、例へば范氏義莊規定にはその詳細な規定が設けられてゐる。その基本的なものは次の如くである。(イ)族人は五歳以上の場合、毎口義莊米一升、又は冬衣毎口一疋(但し十歳以下五歳以上は半疋)を受ける。嫁女は支錢三十貫、再嫁女は二十貫、娶婦の場合には二十貫、喪事に於いても死亡者の尊卑、長幼に應じて死亡者の所屬せる房は錢を受ける(大掲)。

一 逐房計口給米、毎口一升、並支白米、如支糙米、即臨時加折支糙米每斗折白八升、逐月實支每口白米三斗

一 男女五歳以上入數

一 女使有兒女、在家及十五年、年五十歳以上、聽給米

一 冬衣毎口一疋、十歳以下五歳以上各半疋

一 每房許給奴婢米一口、即不支衣

一 嫁女支錢三十貫、下並准此再嫁二十貫

一 娶婦支錢二十貫、再娶不支

一 逐房喪葬、尊長有喪、先支一十貫、至葬事又支一十五貫、次長五貫、葬事支十貫、卑幼十九歳以下喪葬、通支七貫、十五歳以下支三貫、十歳以下支二貫、七歳以下及婢僕皆不支

右は最初の義莊規定であるが、其の後に成つた熙寧六年六月の規定

一 諸位子弟、得大比試者、每人支錢一十貫文、下皆准此再貢者減半、並須實赴大比試、乃給、即已

給、而無故不試者、追納

一 諸位子弟、内選會得解或預貢、有士行者二人、充諸位教授、月給糶米五石、……

では、科擧の試験に應ずる者には、學費、族人子弟教育の爲の教授費等も義莊の收入で支辨する。宗族から官吏を出すことは宗族にとつても有利であつたから(本款第五、項參照)、范氏のみならず、科擧の應試者の爲には特別に便宜を與へるものが多い。尙、異姓養子の如きは義莊規定に

一 諸位輒取外姓、以爲己子、冒請月米者、勿給、許諸位覺察、報義莊、義莊不爲受理、許諸位徑申

文正位、公議移文、平江府理斷(其大觀元年七月以前已收養給米者不得追訟)(大觀元年七月規矩)

一 舊規諸位、輒取異姓、以爲己子、冒請月米者、勿給、今乃有將己子與人、破蕩他人家業、却欲歸宗

請米、如有似此之人、仰掌莊申 文正位、不得支行(續定規矩)

とあつて、上記の如き収益権を有しない。即ち収益權享有には身分上の制限があるのである。范氏義莊規定には見えてゐないが、逆境にあるのを例とする養媳(童養媳)に對する給米を定めてゐる義莊規定もある(童養媳に就ては第五、章第四節第一款參照)。

義莊米授受手續も義莊規定に見出される。給米に當つては、范氏最初の義莊規定では、義莊から族人各房に對し豫め請米曆子を發行し、族人は月末にそれを掌管人に呈示して、義莊米を請求受領することゝなつてゐたのであるし(大掲)

一 逐房各置請米曆子一道、每月末於掌管人處批請、不得預先隔跨月分支請、掌管人亦置簿拘轄簿頭錄諸房口數爲額、掌管人自行破用、或探支與人、許諸房覺察、勒陪填(皇祐二年十月規定)

元符元年六月の追加規定(次掲)によれば、請米曆子の呈示にあつては、族人はそれに署名を加へて差出すものであつた。

一諸位請米曆子、各令諸位簽字圓備方許給、給訖請人親書交領、即去失曆子者、任給勒令根尋、候及一年許諸位及掌管人保明申文正位、候得報、別給曆頭起支(元符元年六月規定)

宋代の義莊等に於いては、この點でも范氏義莊にならつたものであるらしく、袁氏世範には、以其合得券曆預質於人、云々(世範校本にはこの券曆に「てがた」と旁注あり)と見え、鶴林玉露にも宋の陸氏義居の場合であるが、掌厨爨者置曆交收飯熟、按曆給散とあつて、米飯の分配には券曆併を使用したといふ。かく請米券を曆といふのは、それに、毎月、米の授受に際して請米者の名を記し、或は印章等を押捺する等、授受を記入すべき(十二ヶ月分の)欄があつたが爲であらう。

族人は或種の義莊財産の使用権を有した。族人は義田からの收穫を保蔵する義倉(米倉)を占居し、或は之に會聚するを得ず、義莊の人力(雇僕)船車器物を使用するを得ないが、義宅は之を使用する権利を有した(次掲)。

一義宅有疎漏、惟聽居者自修完、即拆移舍屋者禁之、違者掌管人申官理斷、若義宅地内、自添修者聽之。本位貧乏無力修完、而屋舍疎漏、實不可居者、聽諸位同(元符元年六月規矩)相視保明、詣實申文正位、置支錢完補、即不得乞添展舍屋。

義宅の保存行爲は使用者に於いてなすを原則とし、義宅の増築は許すが、之が損壞移轉を行ふを得ず、又、族人間に於いて義宅舍屋を相互に賃貸質當するを得ない。勿論、族人外にも之をなすを得なかつたものもあらう。義莊は永久に保族の手段たるべきものであつた。たとへば

人が義莊財産に持分を有するにしても、それは不特定の潜在的な持分であり、特定のな獨立せる持分ではなかつたものと考へる。従つて全族人の合意があればとも角、然らずして一部の族人のみが義莊財産の處分をなし、或はその分割を請求するを得ない理であつた。

前記の如く、義莊團體は多數の族人の單なる結合に止まることなく、族人に對して或程度の獨立性を示し、自ら法律上の人格者即ち權利義務の主體たる單一體(Gesamtheit)であつて、義莊團體として財産を所有し、法律行爲を爲すことを得た。然しこの單一體たるや、族人の人格と全然分離獨立し、族人と第三者的地位に立つ抽象的人格者たるものではなくして、複多的な族人の人格によつて組織支持されてゐる實在的總合人(reale Gesamtperson)であつた。従つて義莊財産の如きも、義莊なる單一的團體のみに專屬せずして、團體と複多的な族人との間に特種の關係に於いて分屬した。即ち義莊團體と族員との間に於ける義莊財産所有關係は所謂總有(Gesamteigentum)の關係であつて、義莊財産の管理權處分權は義莊團體に、收益權及び或種の使用權は團體構成員たる資格に於いて族員に屬せるものと解せられる。戴炎輝氏は支那近世特に臺灣に行はれた祭田又は祭祀公業に就て公業團體が實在的總合人であり、團體と團體構成員との間には所有權の内容が或種の關係に於いて分屬してゐることを指摘してゐる。私見によればかゝる團體や所有形態は既に北宋時代義莊創設の當時に於いても見得るのであり、後世の義莊に於いても更に多くの資料によつて説明し得るのである。

さて、范氏義莊は范文正公が企畫した理想通り行はれたものであつたらうか。これに就て

は先に一言した様に迂餘曲折のあつたものであり、他の義莊についても同様の問題が起つてゐたことであらう。范文正公没し義莊創建以來十餘年にして早くも義莊規定が遵奉されず、義莊存立の基礎さへ危ぶまれ規定實施を確保する爲には勅旨を請ふた。南宋に至つても亦同様のことがあつた。勅旨を請ふことは單に范氏の見榮であつたとのみは思はれない。慶元二年の義莊追加規定の如き殆ど毎條罰則として義莊米支給停止を掲げ、或は追放を規定してゐるが規定の内容には祖先の墳塋に於ける牧羊や伐木の禁止、范氏の菩提寺の莊田侵犯禁止、義莊小作人の小作地を擅奪することの禁止、義莊米擅用の禁止、無頼の子弟の除籍追放の如く、當時范氏族内規律の維持に懸命の状を見る。殊に小作地の侵奪は、義莊規定に舊規諸房不得租種義莊田土、詭名者同近來有恃強、公然於租戶名下奪種者……今後探聞有違犯之人、罰全房月米半年（慶元二年規定）とある如く、強きをたのんで公然行はれたものである。明清時代に至つても范氏規定の逐増を見たが、共同規範に對する違反者はその跡を斷たなかつた。一體、義莊はいふまでもなく宗族の貧者救済が主目的であつた。然し宋の袁采がいふ様に、子弟の中には義莊から交付される給米の券曆を質入するものもあつたわけで、それ故に袁采は義莊を非難して義莊を置くよりは義學を置くに若かずと論じたのである。

置義莊以濟貧族、莊田會也、置田業、收其租入、族久必衆、不惟所得漸微、不肯子弟得之、不以濟饑寒、以分給族人之貧者、謂之義莊。或爲一醉之適、或爲一擲之娛、謂爲賭博、之資也。至有以其合得券曆預質於人、而所得不及其半者、此爲何益

尤も事實、經濟上窮乏化した者にあつては、かゝる券曆まで質入して高利貸に依存せねばならなかつたのであらうから、袁采の非難は必ずしも當らぬにしても、義莊の成績を過大視して、宗族扶助の目的が十分に達成されてゐたとはばかりはするわけにはいかなからう。殊に久しく天下の義莊の範となつた范氏義莊にあつてさへ、その管理人にして背任横領をなすものあつたのは蔽ふべくもなかつた。管理人の内には、自己が義莊事務を處理する地位を悪用し、或はその保管する財物を冒用着服し、自己の利益に専念する者もある有様であつた。范文正公が最初定めた義莊規定には、管理人の背任横領を掣肘するが如き規定を置かなかつた。然るに元豐六年七月規定には、管人侵欺、及諸位假貸義莊錢斛之類、並申官理斷償納、不得以月給米折除の如く、管理人のごまかしを控制する規定を置くことゝなつた。それに續く紹聖二年四月規定でも、同種の規定、管人有欺弊者、聽諸位具實狀同申文正位を追加した。崇寧五年六月にはまた、義莊遇有人贖田、其價錢不得支費、限當月內、以元錢典買田土、輒將他用、勒管人償納の如き同種の規定を置いた。然し管理人に對する制裁は不徹底であり、恐らく懲戒の用をなさなかつたのであらう。制裁といつてもせいぜい義莊に與へた損害を補填賠償させるとか、文正公の神位に告げるとかする位であつた。かくてかゝる無力な規定は徒らに重疊して設けられるに止つたであらう。南宋の慶元二年にも、特に

一舊規義莊事務、惟聽掌莊子弟自行處置、雖是尊長、不得侵擾干預、緣違犯者、未會有罰、是以近來、多有族人專爲貨賂、不顧義莊利害……今後、如有違犯、許掌莊指實申文正位、自行體訪知覺、

罰全房月米一年外、仍經官乞行根究^{徵治}、內有乞覓過錢物之人、卽合從條施行
一舊規^掌、^莊子弟^侵、^欺、^徑行^申、^官理^斷、^勒令^陪、^填、^近自^移、^建、^倉、^宇、^選、^主、^計、^此、^獎、^稍、^革、^深、^慮、^日、^久、^玩
習^合、^行、^關、^諸、^房、^今、^後、^掌、^莊、^子、^弟、^如、^有、^違、^犯、^許、^諸、^房、^覺、^察、^申、^文、^正、^位、^委、^請、^公、^當、^子、^弟、^對、^衆、^點、^算、^取、^見、^實
侵^數、^目、^以、^全、^房、^月、^米、^填、^還、^足、^日、^起、^支、^仍、^控、^告、^官、^府、^乞、^行、^徵、^治、^以、^爲、^掌、^莊、^侵、^欺、^者、^之、^戒、^諸、^房、^子、^弟、^卽、^不
得^專、^擅、^典、^詞、^紊、^煩、^官、^府

の兩規定を置いた。この規定では從來の管理人は私益の爲に賄賂をむさぼり、錢穀をごまかしてゐたことをあからさまに記してゐる。そしてかゝる管理人に對しては、從來よりは制裁の程度を強めてはゐるが、これとてどれ程の實效があつたか甚だ心細いものがある。范氏義莊は宋後、元明清と存続したものであるが、その間、管理人の罪惡は必ずしもその跡を絶たなかつたであらう。天下の典範たり天下に著聞する范氏義莊にしてさへ、かくも意外の内情が義莊規定に暴露されてゐるのであるが、かゝる傾向は多かれ少なかれ他の義莊にもあつたことであらう。現に近來の義莊(祭田祭田公業)の内情は、マジヤール等も報告してゐるが、管理人のかゝる背任横領は近來にはじまつたことではない。

以上で所謂義莊についての問題を一應打ち切つて、次には義莊と相關聯する否ときには異名同物たる祭田又は祭祀公業の記述に移らう。祭田又は祭祀公業といふのは、それより生ずる収益を以て族祖の祭祀を行ふを目的として設定された不動産をいふのである。祭田の名稱は、文公家禮、黃文肅公文集、浦江鄭氏規範にも出、宋元時代、普通用ゐられたことが明らかであ

るが、清明集、黃文肅公文集によると、蒸嘗田の語も用ゐられ、金華鄭氏家儀には「公產」とも見え、宋元時代に於ける名稱の一端を示してゐる(資料は並に後出)。

その設立方法は義莊の場合と同様であり、その機關に於いても類似性を有する。後世、祭田又は祭祀公業の設立は盛となつたが、學者の説によれば、その直接の起源は宋代にあると考へられる。牧野巽氏によるに、程伊川の所論にも、後世の祭田に關する先驅的意見が見出されるが、臺灣私法も戴氏も共に朱氏家禮「君子將營宮室、先立祠堂於正寢之東、爲四龕、以奉先世神主、旁親無後者、以其班祔、置祭田、具祭器、云々」を參考し、且、戴氏は家禮の本注「初立祠堂、則計見田、每龕取其二十之一、以爲祭田、親盡則以爲墓田、後凡正位祔位皆放此、宗子主之、以給祭用、上世初未置田、則合墓下子孫之田、計數而割之、皆立約聞官、不得典賣」を引いて、祭田の宋代起源を説いてゐる。朱子の説の要點を記せば、父祖が死亡すればその當時の家産又は父祖の財産たる土地の二十分の一づつを割いて之を祭田とし、高祖以上の祖先の祭田は之を墓田と改め、夫々その収益を以て祭用に供する。また祖先の内未だその爲に祭田も墓田も設置してないときは、その子孫の田を割いて之に當てる。そしていづれの場合にも祭田墓田の設定を官司に届出て、子孫は之が處分をなすを得ないとするものである。尤も牧野氏所論の如く、朱子の祖先祭祀は、宗族全體が參加して行ふ大規模のものに未だ發展してゐないのは注意を要する。さて、宋代の祭田資料は朱子家禮のみに存するのではなくて、宋代の判決集なる清明集、戶婚門立繼類に

范通一有子四人、長曰熙甫、次二曰子敬、^卽監稅、次三曰遇、^卽達車、次四曰述、^卽善用、熙甫已娶妻、

生子未幾夫妻與子俱亡、以理言之、當爲立繼、在法立繼、由族長爲其皆無親人也、若父母存、當由父母之命、當熙甫死時、其父母俱存、皆無立繼之意、非不愛其子也、蓋謂爾田業、分與見存三子、則其力均、立一孫爲熙甫後、則一房獨分之業、已割其半矣、割其一半、使二子分受之、則三子中立有厚薄之分、此通一之本意也、故寧均與三子、而以熙甫私置之田、爲熙甫田、使三房輪收、以奉其祭祀、三房之子、皆其猶子、雖不立嗣、而祭祀不絕矣、故紹定二年十月立碇基簿、簿首言、長男熙甫既亡、不願分產、其存日、將妻粧奩置到田業等撥充、熙甫簿尾係通一母陳氏着押、兄弟同簽、是有父命明矣、碇基文書皆已印押訖、熙甫死已一十五年、而春秋祭祀無缺者、以所立范熙甫十五公、熙甫田在故也、爲三子者、遵父之命、輪年時祀、則范氏之鬼不餒矣。

とあり、黃文肅公文集の跋陳履道熙甫田約に

嘉定丙子六月既望、陳履道訪余於竹林精舍、出示其先墳墓額墓誌辯誣熙甫田約三卷、無非孝愛其親之意、而田約深遠矣、可謂篤於人道之大端者也。

同文集の始祖祭田關約に

韓愚不肖、無以振祖宗之遺緒、每念丘壟之重、則爲之愴然以悲、今年已七十、恐一旦溘然填溝壑、無以爲子孫祭祀之計、則將抱終天無窮之恨、……先祖墳共四所、已三百年、雖族人春秋醴金祭享、其間貧困者亦頗以爲苦、世代既遠、人情易怠、自祭享之外、亦罕有至墓下者、大非孝子順孫道、
 □□□之□□今輒以本位近歲取贖到古□潘□之元六□□肆畝乙角六十七步、每歲□一十六
 碩□□□□之用、緣所入甚微、未足以供諸房輪收、今欲每年於內撥六石充祭享及輪租之□□

□項樣管、以備不測支遣、加無□□則所餘之穀□□□增置、俟十年以後、即□置所入、輪瞻宗族、とあるによつて、後世程設立は盛でなかつたにしても、宋代設立するものゝかなりあつたことが推定されよう。前掲清明集の祭田(熙甫田)では、その規模が小さく、長兄死して子なき場合、その所有せる土地を祭田に充て、三弟をして祭田の利益を輪收せしめ、収益を以て長兄祭祀の費に充當し、その鬼をして餒ゑざらしむる組織のものである。又、黃文肅公文集の始祖祭田關約では、將來輪收によつて宗族を瞻養せしめる計畫はあるが、祭田設置の當初、何分祭田の面積も狭く、収益も少いので、當分収益の一部を以て祭享に充てることとせる状を見ることができ、而して祭田又は祭祀公業は、祖先祭祀を目的として設立せられはするが、同時に宗族瞻養をも目的とすること、かの義莊の如き場合があり、又、宗族瞻養を目的とする義莊が、同時に祖先祭祀を行ふ爲のものである場合がある。前者の例は前記始祖祭田關約であつて、それは既に宋代にも存したことである。後者の例はたとへば台州(浙江)の人、明の陳克菴の思遠莊の如きこれである。即ち匏翁家藏集(次掲)によると、陳氏では范氏義莊にならつて田百四十畝を以て思遠莊を設立したといふ以上、それは義莊であると思へるが、その設立の目的に於いては祖先祭祀の用に充てると同時に、宗族をも扶助することゝしてゐるのである。

公諱選、字士賢、姓陳氏、台之臨海人也、……子男四、曰藩、曰翼、皆早卒、曰戴、曰虛、二女孫男一女、戴賢而有父風、初公做范文正公、置田百四十畝、以充祀、先周族之用、號思遠莊、及卒後、族人以公無遺貲、舉田還戴、戴不可、曰先人置此、凡以行義也、戴取而私之、獨無愧乎、況治命、又嘗俾勿廢此

乎、人謂公有子、公沒之明年、今天子改元弘治庶政一新、この様に見て來ると、宗族により地方により、義莊といひ或は祭田といひ、種々の名稱を附してゐるものゝ、それは名稱上の相違にすぎず、その目的や機能に同一性があり、且、義莊團體と祭祀公業團體とは、その團體や所有關係に於いて同一性のあるのは見易き理であらう。

近世支那、殊に廣東の祭田(太公田)の面積は、莫大な數に上つてゐるといふ。即ち廣東省は特例ではあるが、同省の全耕地の三割はこの太公田であり、珠江のデルタ地帯の縣では五割中には六割までが太公田であると報告されてゐる。廣東に次いで福建、浙江、江蘇にも義莊祭田は少なくなく、その割に少いのは北支であるといふ。これらの内には一宗族所有額が數千畝はおろか三萬畝にも及ぶものがある。然し宋元の頃では祭田はそれ程大規模化しては居なかつたのではないかと思ふ。義莊といはれるものに就ては前に一言したが、朱子の祭田にしても大規模のものではなく、南宋の清明集や黃文肅公文集に見る所亦然りである。元の浦江の鄭氏の祭田にしても、はじめは百五十畝程度のものであつた。戴炎輝氏は祭田の中には、外部に對して公表する爲、祭田たることを石に刻つて祠堂の左に立て、祭田には某郡某氏祭田なる名稱を附し、賣主から讓受けた田券(上手契)に、某郡某氏祭田の印章を押すことの行はれたことを明の張一棟の祭禮考及び清の張文嘉の齊家寶要(齊家寶)常稔田五十畝、別蓄其租、專充祭祀之費、其田券、印某郡某氏祭田六字、字號步畝、亦勒石祠堂之左、俾子孫永遠保守、租以漸增乃至は鄭氏家儀(義門鄭氏八世の孫、泳撰)

數衍して置かう。右二資料は元の鄭氏規範(義門鄭氏六世の孫文融和太撰後代増補せらる)

一撥常稔田一百五十畝、世遠別蓄其租、專充祭祀之費、其田券、印義門鄭氏祭田六字、字號步畝、亦當勒石祠堂之左、俾子孫永遠保守、有言質鬻者、以不孝論

家中産業文券、既印義門公堂産業子孫永守等字、仍書字號置立碇基簿書、告官印押、續置當家如此法長會衆封藏、不可擅開、不論長幼、有敢言質鬻者、以不孝論

乃至は鄭氏家儀(義門鄭氏八世の孫、泳撰)

一祭田撥近家常稔之田二百五十畝、別儲其租、令廉幹子弟掌之、專充祭祀之費、其田券、印義門鄭氏公產六字、字號步畝、歲遠人衆租以漸增迺勒之祠堂之左、俾子孫永遠保守、有敢言質鬻者、以不孝論

にも見え、戴氏の説かれたことの來源は、元代にあると考へることが出来る。即ち元の鄭氏にあつては、その祭田には收穫の保障せられる常稔田をえらび、その賣契(祭田契)には、義門鄭氏祭田又は、義門鄭氏公產なる六字、或は、義門公堂産業子孫永守等の字を印したものであり、祭田の字號(これは印章の文字の意ではなく、官又は鄭氏が自ら作成せる土地臺帳の番號)と毎字號の土地の面積とを石に刻して祠堂の左に立て、鄭氏の祭田、公產なることを對外的に公示すると共に、祭田契は官に届けて官印を押してある土地臺帳(碇基簿)と共に、家長(族長)家人(族人)立會の下に、封藏して擅に封を開くことを得ざるものとし、鄭氏の族員に對しては、永遠にこの祭田、公產を守つて、之を賣却質入等、凡そ處分することを禁止し、處分せんときは、之を不孝を以て論ぜんとするのである。尤も浦江の鄭氏は累世同居同財家族であつて、分裂せる

家族を統合してその共同の祭田を設けた場合とは必ずしも同様に見るを得ないが、然し范氏義莊規定が後世の義莊規定の範となつた如く、鄭氏祭田規定も亦後の宗族祭田規定の範となつたものである。さて、宋元時代の祭田の法律的性質に關する資料は乏しいが、宋代の義莊に關する私見と戴氏が近世支那の祭田又は祭祀公業に就て下せる結論とほぼ一致する所によつて考へれば、宋元明代の祭田又は祭祀公業も、清代のそれと同様の法律的性質を有した場合が多かつたであらうと思ふ。尙先に一言せる如く、近世支那、殊に地域的に見て南支では、宗祠を中心とする同族部落が、廣汎な土地——廣東地方では太公田ともいふ——を所有してゐる例が多い。そして同族部落それ自身が取引の主體となつて居り、その財産の處分には全族員又はその大部分の同意を要する^(本條第四節第一款)_(第一項の族約參照)等の諸徵驗によるに、その同族部落は恐らく上述した如き總合人であり、その所有關係もまた總有關係であらうことが推定される。戴氏の研究は特に臺灣の場合に就て同地方の材料を主として詳論されたものであるが、同氏の論は勿論近世南支祭田の研究に及ぼして考へることを得るものである。

私はここで、マジヤールの民族的土地所有(族産)に關する見解に一言して置かう。マジヤールは近代支那、殊に南支に多く存する所謂民族的土地所有を以て、古代の民族的土地所有の殘存物と考へ、次の如く記述してゐる。^(註)「以上の叙述から明らかな如く、一方古代ギリシヤ及びローマに於いては共同體的所有は既に解體して私的土地所有が創始せられてゐたのに反し、支那に於いては民族的所有が保存されてゐたことである。もし支那の民族を西アフリカ

或は南洋諸島の原始的氏族と比較すると、後者では共同體的所有が共同體的土地利用と一致するに反し、支那では既にそれが存在してゐないことがわかる。共同體的土地は血族員にも血族に屬さぬ者にも貸付けられる。此處では共同體的所有は全然共同體的土地利用と一致しない。明らかに支那の民族的所有は完全に特殊性を有つてゐる。如何にして民族的所有が現時の形態を採るに至つたか我々は識らない。如何なる事情があつて血族中の「大人達」が氏族所有地を取得しなかつたかも知れない。が併し現在でも血族中の「大人達」が血族の土地を直接に取得するのを妨げるのは、傳統とそして血族内の紳士達の間の鬭争である。従つて彼等は土地からの収入は取得するが、土地そのものを取得することはないのである」と。

然し右のマジヤールの民族的土地所有——族産——とは上記の義莊財産や祭田に一致することははいふまでもなく、然らば其の發生發達の如き、寧ろ宋以後にあつたといひ得べきが如くであつて、牧野巽氏所説の如く、祭田は臺灣私法も述べてゐる様に相續財産の一部を留存し、又は子孫が自己の所有の田産を寄附して成立するもので、マジヤールは此の事を默殺してゐるが、實際各族の氏族田設定の歴史は各族の記憶に確實に残つてゐることと思はれる^(註)とするのが穩當のようである。試みに南海縣志、東莞縣志をはじめ、廣東等の地誌の類を見ても、明清時代に於いて祭田、祀田、義田を族人の出捐によつて創設したとする例は累積してあらはれて居り、明瞭に記録に止められて居るのである。^(註)清水盛光氏も亦マジヤールの所見には不同意を表明され、且族産發生の地盤たる血縁的聚落様式そのものは、族産制の創始以前から既に存

在してゐたと考へざるを得ないのである^(註)といつて、族産制創始以前の聚落形式を考慮されてゐるのも至當であり、私は今回清水氏の見解を支持すべき基礎的資料をも舉示し得たのである。一體かの義莊、義田、義學、義塾、義塚、義井、義渡等の「義」の意義にしても、容齋隨筆に「人物以義爲名者其別最多……與衆共之曰義、義倉、義社、義田、義學、義役、義井之類是也、至行過人曰義、義士、義俠、義姑、義夫、義婦之類是也、云々」とある様に、獨占的でなく、衆と共にする^(註)即ち公共の爲にする意味には相違ないが、その内にも奉仕する^(註)特に無報酬、無料で意味や、貧民の救済の意味をも内含してゐるのである。たとへば義井にしても衆用の井戸には相違ないが、衆(公共)の爲に奉仕する意の内在してゐることは勿論であり、義莊、義塾、義塚の「義」にも奉仕救済の意を内含してゐるのである。蓋し宋代以來の義莊、義田の如きは、宗族の間に經濟の共同性乏しく、然もその宗族の間に地主、小作農或は雇農の分化が生じ、富裕と零落との差あるに至つた後世に於いて、なほ且、これらにたがをかけ、或は同姓同宗の血縁的よしみを以て一團體を構成し、互助共存を企圖したものであつた^(本款前項及び本項内に既述)。それは所詮、後世に於ける親族的扶助の強化に外ならないことに注意を要しよう。即ち近代に限らず、宋元時代、義莊祭田の設立が行はれる様になつたと見える時代から、宗族部落内の土地所有關係には、(一)宗族的土地所有(總有 Gesamteigentum)、(二)家族的土地所有(合手的共有 Gemeinschaft zur gesamten Hand)及び個人的土地所有(私有)との鼎立がよく見られる様になつたが、宗族的土地所有とはいひ、條、その所有と利用とは一致しないのが例であつて、范氏義莊の規定にあつても、族員には莊田の小作を禁止してゐる位である。たとへ、

義莊によつては、族員に小作せしめることはあつても、族員外に小作人を求めることを拒むものではなかつた。従つてマジヤールが原始的氏族の共同體的土地所有と共同體的土地利用とが一致しないのを以て支那の氏族的土地所有の特殊性とした觀察には、一應肯くべきものありとしても、近代支那の氏族的土地所有と所謂原始的氏族の共同體的土地所有とを同一列に置くことの當否が吟味されるべきであらう。なほ私は、支那の文獻の上だけでいへば、所謂原始的氏族共産制の存在を立證することは難いと考へてゐる^(註)。

1 田中萃一郎博士「義莊の研究」昭和七年八月田中萃一郎史學論文集一九一頁以下。なほこの論文は義莊の研究としてまとまつたものであり、范氏義莊規定の内容についても記されてゐる。本書に於いても義莊規定を見る場合にこれを参考した。

2 建立義莊規矩(范文正公集所收)。以下范氏續定規矩等、凡そ義莊規定は范文正公集所收のものによる。

3 文公家禮卷五祭禮の本注にも、祝曰、祀事既成、祖考嘉饗、伏願、某親備膺五福、保族宜家とあつて、「保族」の語がある。

4 范氏世範卷上臨親、置義莊不若置義學(後出)も宋代の義莊の目的に關する一資料である。

5 襄賢祠記(范文正公集所收)卷二。

6 渭南文集卷二十一記、東陽陳君義莊記。

7 たとへば明の魏翁家藏集卷五十九傳、白康敏公家傳、公諱昂、字廷儀、姓白氏、當(江蘇)之武進人也、少入縣學、學業精敏、出同輩、景泰丙子中鄉試、明年天順丁丑、遂登進士第、年始二十三耳……嘗置義田、立義學、凡族人之貧而幼稚者、以養以教、皆得其所、其厚於宗族、又如此、及及泮、研堂文集卷二十記、陸氏義莊記、自宗法不行、士大夫無以收其族、

泊宋范文正公守鄉郡、親立義田、以贖宗族、訖今七百餘年、范氏之苗裔、猶食其德、高義之名、彰於宸翰、其規條具在、可謂善之善者矣……長洲(江蘇)陸君豫齋、唐賢甫里先生之裔、自明贈尚書守禮公以來、校條繁衍、豫齋之尊人□□

公、至性淳備、行善於鄉、聞高平之遺風、心向往之、豫齋起而承厥志、割遺產五百畝、爲贖族之資、設義莊於陸巷、每歲收

支出納集族衆其中、相與勳於修禮動力、而勿蹈於匪彝、殆有得乎古人收族之意者乎、夫宗法雖善、然必藉乎貴而後行之、其究也、或以啓袂貴之漸、義莊則唯族之賢者能行之、其教雖出於性之自然、故持之久遠而無弊、此范氏之意、可○以○爲○後○世○法○又○近○歲○立○義○莊○若○吳○縣○陶○氏○崑○山○顧○氏○皆○經○大○府○題○奏○得○選○優○敘○而○豫○齋○之○爲○此○舉○唯○告○諸○有○司○出○給○公○據○未○嘗○輒○求○上○聞○其○務○實○而○不○競○名○尤○有○加○人○一○等○者○之○如○此○。文中の白氏、陸氏、陶氏、顧氏、義莊共に江蘇のものである、白氏義莊は明代、他は清代の設立にかゝる。この様に義莊は古くからあつたといふよりは新に設立したものである。前掲清代の義莊は共に官司に届出る(聞官)は勿論、陶氏、顧氏の如きは天子に聞奏までしてその優叙を得てゐる。後註に記す地志類をも参照。

8 義塚は宋史卷四百六十五鄭興裔傳、知廬州移知揚州、……修學宮、立義塚、……郡以大治等、宋代の資料にも屢々見ゆ。元の鄭氏規範にも見出す。

9 近世の義莊等族田の收入の使途に就ては、天野元之助氏、支那農業經濟論(昭和一五年七月四八頁以下)に、光緒十四年五月湖北夏口の陳氏義莊條規、又道光十三年の四川江津の楊氏承啓堂規條等によつて説かれてゐる。

10 清明集戸婚門立繼類、命繼與立繼不同(擬筆)一再列。

11 范氏義莊規定の政府公認に就ては、田中博士前掲二一〇頁。

12 長沙常氏撫養童媳條規(得一錄卷一)。この條規には養媳に關する擔保字式等、養媳資料が多いが、養媳のみならず宗族關係を見るべきよい資料もある。

13 校本世範卷上陸親、置義莊不若置義學。

14 マジャール「支那農業經濟論」(井上照九氏譯一八七頁以下)に、近代廣東の王氏の太公田(祭田)處分には、族員全體の同意を要する旨が書いてあるし、カルプの近代南支農村の調査、その他、近代のそれについて報告するものが多い。なほこの點については天野元之助氏前掲三五頁には、諸調査報告を収録してある。

15 こゝには中田博士が「徳川時代に於ける村の人格」(法制史論集第二卷九六三頁以下)、「明治初年に於ける村の人格」(同上九九一頁以下)に説かれた理論、及び中田博士が前掲二論文の中にゲルマン法系の社團人に就て説かれた所を參用した。次には右社團人に關する記載を摘録して置く。即ち獨逸には日耳曼時代以來、多數

人の結合に依て成れる公私の團體が存在した。即ち學者が組合體と總稱する所のものこれであるとして次の如く論ぜらる。「抑も日耳曼法系の社團人(Körperschaft)は最古の意味に於ける組合體(Genossenschaft)から進化したものであるが、此種の組合體にあつては、單一性と複多性とは未だ明確に區別さるゝことなく、それは唯多數自然人の結合したまゝの總合體(Gesamtheit)で、而も總合體として權利義務の主體であり、其財産は總合體と組合各個人との總有物であり、其行爲は組合各個人總體に依て、或は彼等から特別の委任を受けた代表者に依て爲さるゝ、總合的行爲たるに止まるのである。此の如き單一性と複多性とが判明せざるゝ組合體に内在する所の單一性が、其複多性より分離され抽象されて、一の單一的人格者として認識さるゝに及び、茲に組合體は社團人に進化して來たのであるが、此變化は第十二世紀の後半以來先づ獨逸の都市に就て徐々に現はれ、第十三世紀には都市から他の諸種の組合體にまで普及するに至つたのである。」「此等Körperschaftの人格は羅馬法の法人の如くに、組合員の人格と全然分離し獨立して居るものでは無くして、依然彼の前身たる Genossenschaft に特有なりし、單一性と複多性との兩面を持つて居た。」「獨逸の社團人は、單一體として獨立人格を具有するに至つた以後に於ても、必ずしも其歴史の本質たる複多性の一面を喪失した譯ではなく、猶依然として組合體の原則(Genossenschaftliches Prinzip)が其組織の經となり緯となつて居るのである。例へば單一體としての社團人に專屬する財産の外別に、社團人と社員とに分屬する總有財産が存在して居たが如きこれである。』

16 戴炎輝氏「祭田又は祭祀公業」(IX)(昭和一一年一〇・十一月法學協會雜誌第五四卷一〇・一一號)。

17 袁氏世範卷上陸親、置義莊不若置義學。廣池博士「東洋法制史本論」(大正四年三月二八九頁)、田中博士前掲二一五頁、二一九頁。

18 マジャール前掲一八七頁以下。

19 牧野巽氏「宗祠と其の發達」(昭和一四年一月東方學報東京第九册一八八頁以下)。

20 文公家禮卷一通例祠堂。臺灣私法第一卷下(明治四三年三月三九六頁以下)。戴氏前掲(一)(法學協會雜誌第五四卷一〇號一〇三頁)。

- 22 清明集戸婚門立繼類、嫂訟其叔用意立繼奪業(郭運管擬姚立齋判)。
- 23 勉齋先生黃文肅公文集(靜嘉堂文庫藏宋本)卷二十題跋、跋陳履道丞曾田約。
- 24 勉齋先生黃文肅公文集(前掲卷二十七雜著、始祖祭田關約)。
- 25 勉齋家藏集卷五十九傳、布政使陳公傳。なほ戴氏(前掲一一五頁)は明の劉宗周の人譜類記(記善疏九族第七十五)によつて陳氏思遠莊の記事を述べる。
- 26 マジャール前掲一九四頁以下及び天野氏前掲三九頁以下に、Volin and Iolk: The Peasant Movement in Kwantung pp. 53-60 をはじめ、各種の報告を綜合して記してある所を参照。
- 27 戴氏前掲一一三頁。
- 28 鄭氏規範(學海類編本)。鄭氏規範(家範)の制定及び増補に就ては、本章第四節第一款第一項一族長の資格の註に引く明史纂等参照。
- 29 鄭氏家儀(續金華叢書本)祭禮。鄭氏家儀の撰者に就ては、同書卷末の鄭氏家儀跋参照。
- 30 D. H. Kulp II: Country Life in South China (The Sociology of Familism Vol. I) 1925, p. 102. 喜多野精一及川宏南氏譯本では一三一頁。
- 31 マジャール前掲一八九頁。
- 32 牧野巽氏「支那に於ける家族制度」(昭和一〇年七月東洋思潮二一頁)。
- 33 南海縣志(道光十五年修)卷三十七列傳六(明)「盧尙鴻字少襄……立義田祭產、孝先厚族、名山藏臣林記(洪武臣三)何真字邦佐、東莞人……少事母孝、既貴、建祠置田以奉祖、立義田開宗、婚娶喪葬一如宋范仲淹故事、儲蓄庫財周恤窮困、又東莞縣志宣統三年修卷五十五人物畧參照、東莞縣志宣統三年修卷五十九人物略六(明)「陳綯字夏素……又做范文正贈族之舉、倡建義田、有窮無告者不能婚喪葬、云々」惠州府志(光緒七年修)卷三十二人物四政績上(明)「薛克炫字耀甫博羅人、萬曆元年鄉薦、授清遠教諭……創祠置田、撫諸弟遺孤甚周、云々」韓日續字緒仲號若海博羅人……萬曆鄉試舉第三時方弱冠……義田三百頃、以贖族人、擇地構義塾、以訓族子弟、同書卷三十七人物孝第(明)「吳昌祚海豐人……割金更構宗祠、立贖贖產著宗規、族人負輸幾數百緡、昌祚爲代、置義田、甦族困焉、潮

州府志(乾隆二十七年修)卷二十九人物孝友(明)「黃復香潮陽人……創建祠堂置祭田、扶危恤族人多德之」同書義行(明)「廖長格大埔人……創置祀田、修築墳墓同書義行(清)「王國充潮陽例貢……置祀田建祖廟、歲饑助賑施棺傾貲不惜」肇慶府志(道光十三年修)卷十八人物(明)「顧鳴鸞字漢望新興人……承先志、建宗祠置義田、供蒸祀贖隣族」林鳳紳字愛梧陽江人……陸宗族置義田、有文正之風焉、唐華字宗實恩平人……俸金置祭田不爲子孫地、同書卷十九人物(清)「陳本字仲該陽江人……建宗祠設義田、友陸克教、歲饑爲粥以食鄉之饑者、存活甚衆、雷州府志(嘉慶十六年修)卷十六人物志(明)「駱致忠徐聞人、領萬曆戊子鄉薦、任鬱林知州……凡先世遺產悉推分兄弟、復增置義田、以贖宗族之貧者、時高其義、祀鄉賢、なほ參考の爲廣西や浙江のもの、を數例附記すれば、梧州府志(乾隆三十四年修)卷十八人物志列傳(明)「楊喬著梧人、舉正德鄉書……置義田、以贖族人、祀鄉賢、海塩縣續編(乾隆十三年修)卷六人物篇孝義(清)「朱正學字中甫……置義田百畝、以贖族、葬其貧不能自厝者、張重齡字機全……置祭田、輯家乘、許雄字熊飛……構祖祠、捐祀產、定祭制、修宗譜……其次子連城、亦能善廣父志、以妻嚴氏、奩產捐爲遠祖祭田」の如くである。又註7参照。

- 34 清水盛光氏「支那社會の研究」(昭和一四年六月一七一頁)。
- 35 清水盛光氏前掲一六八頁。
- 36 容齋隨筆卷八人物以義爲名。
- 37 拙文「支那古代日本の土地私有制」(昭和四年一二月國家學會雜誌第四三卷一二號二五頁以下)。

第五項 官吏とその宗族との關聯——氏族の盛衰

支那では昔から人民と政府とは、普通沒交渉の場合が多く、政府と人民とのつながりは、賦税・力役等の負擔の課せられる場合などが重なるものであつたことは第三項に述べた。然し一面官吏となることの憧憬は熾烈であつたといへる。官吏となることは自ら富ます所以たるばかりでなく、その出せる宗族郷黨を富まし有力化する所以であつた。

抑々人の政治的活動が宗族團體を背景としてなされるのみでなく、宗族團體そのものが政治的方面に於いても活動的團體であつたことが歴史に見えてゐる。そしてこの宗族の動的一面は時代と共に種々の變遷を遂げた。學者或はこの變遷によつて歴史の時代區分をなさんとする程である。宗族の政治的活動の最も華々しかつたのは魏晉南北朝時代であつた。後漢時代既に有力な宗族(氏族世族門閥)の出身者は、政治的にも有力な地位を獲得し、官吏も彼等によつて占められる傾向にあつたが、魏晉南北朝時代にあつては、氏族全盛時代を出現した。即ち岡崎博士の所論によるに、後漢の中頃以來、所謂郡の豪族、著姓、名族、又は大姓等と稱せられる郡望の社會的地位が特に擡頭した。魏略によると、天水郡の四姓として、姜、閻、任、趙の郡姓が擧げられてゐる。後漢亡んで天下の統一が破れるに及び、地方の秩序はこれら大姓名族に倚賴する所となつた。三國の魏は、法術によつて大姓名族を抑壓したが、司馬晉は、大姓名族の出身であり、大姓名族に對しては寛厚の政術を以て臨み、自然、大姓名族の社會的地位は重きを加へるに至つた。かくて、晉代の主要な官職は、大姓名族をはじめ、門地の高下に從つて、夫々門閥の間に壟斷された。晉書八顧和傳に「和……總角便有清操。族。叔。榮。雅。重。之。曰。此。吾。家。麒麟。與。吾。宗。者。必。此。子。也。時。宗。人。球。亦。有。令。聞。爲。州。別。駕。」とあり、又、晉書二八虞預傳に「餘姚風俗、各有朋黨。宗人共薦預縣功曹」と見える様に、一族から官人を出すと否とは一族の興替にかかはる所であり、仕官は世族門閥を背景として競はれる所となり、門地の高下は品官の高下を左右したことを示すものである。王沈の釋時論に於いて、公門に公あり、卿門に卿ありといひ、劉毅の上奏に「上品無寒

門、下品無勢族」とある如き、洵に當時の風知るべきのみである。漢から魏の初にかけ、地方秩序の紊亂と共に、人物の流移甚しく、漢代に行はれた郷舉里選の法が行はれず、魏の時代、中正なる職を定め、之を地方の有力者に與へ、地方の人物を九品即ち九等に分つて人物を選抜せしめた(九品中正の制)。この中正は、晉代に於いては、門閥の官職獨占機關と化し、「上品無寒門、下品無勢族」の狀を現出せしめるに至つた。而して、門地の調査は、官吏登用に際しては、關かさず行はるべきであつて、自己の出自を示す系譜、即ち譜牒(宗譜、族譜)は、頗る尊重せられ、六朝時代には、朝廷が譜牒を審査し、又朝命によつて譜牒を編纂することも行はれた。東晉の元帝、渡江の後に於いても、南朝歴代の支配者は漢人であり、門閥が如何なるものであるにせよ、社會的政治的勢力の中心が、門閥であるには變化がなかつた。然し、東晉の禪を受けた宋代に於いては、賤民より上級の身分(社會的集團)なる良人の間に、いはば上下の區分が法律上截然定められ、戶籍上にも兩者の差異が明示されるまでになつてゐた。兩者の中の一は士といはれ、從前の大姓名族を中心勢力とし、官吏たるものであつて、租調力役の如き公課を負擔することがなかつた。而して、他の一は庶といはれ、租調や力役の負擔者であつた。「至於士庶之際、實自天隔」(宋書卷四十一)や「士庶區別國之章也」(宋書卷五十一)の如きは、宋代に於ける士庶の截然たる區別を示すものである。勿論、宋書九恩倖傳序に沈約がいふ様に「魏晉以來、以貴役賤、士庶之科、較然有辨」であつて、士庶の區別は、宋代にはかに生じたものではないが、制度上のきはだつて明らかな區別を宋代の資料に見るのである。而して士を貴族と稱すれば、庶は平民であり、自由人といひ得べきものであ

る。尙同じく士の身分を有する者の中にあつても、家格に上下高低の差異があつた。最も高い家格を有するものは、甲門であり、武功を以て官位を得たものは勳門である。勳門はその門地は前者より低い、南朝の王室は家柄としてはむしろ後者に属する者である。又、士の中でも家格の低いものは庶民に近くなり、この間に士庶の混淆も生じ易い。従つて齊の時代には、士庶を峻別して社會の秩序を保ち、稅收の増大をはかることも行はれた。又、晉宋の時代に權勢を擅にした大姓名族も、梁武の政策により、次第に實勢力を減少する傾向を示してゐたが、士庶の區分が廢絶に至つたのではなかつた。南朝には、ともかく大姓名族を中心とする政治的社會的勢力が形成され、士庶の區分をも法律上明瞭になすに至つてゐたが、北朝の支配者は外人であり、晉代より引續いて大姓名族が一つの社會的勢力を形成してゐたとはいへ、實勢力は南朝のそれの如く確然有力なものではなく、外人支配によつて多くの影響を受けてゐた。勿論、北方の大姓名族の中には、外人の立てた帝室と通婚する者もあつたし、帝室も亦これら大姓名族を一概に抑壓することはなく、石氏の如く却つて之が保護をさへ加へた。然し、これらの大姓名族の或一部と帝室との關係のみ密接となり、大姓名族が全體として政治的勢力を有するに至つたとは限らないし、外人帝室が大姓名族の外に立つ有力な勢力なる爲に、南朝の如く大姓名族出身の貴族中心の政治形態をとらない。外人帝室と大姓名族との間に存する勢力上の矛盾は當然避け難いものとなつてゐた。然も北人が漢人と同様に文官たらんとする要求も強烈であつて、南朝の如く貴族の人物選抜法たる中正制度(既述)を十分に利用し得ない状

態にあつた。北魏の孝文帝は漢人と外人との障壁を撤廢せんとし、氏族の高低は朝廷自ら定める所のものとした。南遷した北方の貴族——大姓名族にしても、北方の紛亂を觀察し、北方に居ては自己の政治的地位が必ずしも安固に非ざるを知つても、早や北歸する意志なく、南遷せずして北方に生まれるものの中にも、北人の帝室との通婚を潔しとせず、家門の清規を嚴守する風も自ら生ずるに至つてゐた。かく北朝では全般的な貴族進出の途には障礙があつて、南朝と同様の意味の貴族制や士庶の峻別をも成就せしめるには至らなかつた。然し北方に於いても舊來の名族の社會的地位まで全部的に消滅したものでないことはいふまでもなく、北方の資料にも南方に於けると同じく「貴族」「平民」とも見え、「士庶」ともあり、北方の貴族若くは士庶も南方のそれと共通性が全然ないわけではなかつた。かくするうち、北周時代、九品中正制度打破の機運も動いたが、隋唐に於ける科擧の新制は、門閥の如何を問はずして官吏登庸の途を拓いたのであつて、従來行はれた中正制は廢止されるに至り、世族にとつては大きな打撃であつた。然し、世族偏重の風は、にはかに衰へるに至つたものではなかつた。隋の文帝は、世族韋氏の宗族が、南北に分派して互に連絡のない状態となつたまま、宗譜も編纂されないうたものを、百世の卿族にして然ることを得ずとなし、韋鼎をして之が編纂を命じ、鼎は之によつて二十餘世に互る祖宗を考へ、韋氏譜七卷を作つたことが、隋書や南史にも記されてゐる。又、貞觀六年、唐の太宗は、高士廉、韋挺、岑文本、令狐德棻等に命じて、貞觀氏族志を編纂せしめたが、そのときの事情は貞觀政要(次掲)に詳記されてゐる。

貞觀六年太宗謂尚書左僕射房玄齡曰比有山東崔盧李鄭四姓雖累葉陵遲猶恃其舊地好自矜大稱爲士大夫每嫁女他族必廣索聘財以多爲貴論數定約同於市賈甚損風俗有紊禮經既輕重失宜理須改革乃詔吏部尚書高士廉御史大夫韋挺中書侍郎岑文本禮部侍郎令狐德棻等刊正姓氏普責天下譜牒兼據史傳剪其浮華定其真僞忠賢者褒進悖逆者貶黜撰爲氏族志士廉等及進定氏族等第遂以崔幹爲第一等太宗謂曰我與山東崔盧李鄭舊既無嫌爲其世代衰微全無官宦猶自云士大夫婚嫁之際則多索財物或才識庸下而假仰自高販鬻松楨依託富貴我不解人間何爲重之且士大夫有能立功爵位崇重善事君父忠孝可稱或道義清素學藝通博此亦足爲門戶可謂天下士大夫今崔盧之屬唯矜遠葉衣冠寧比當朝之貴公卿已下何暇多輸錢物兼與他氣勢向聲背實以得爲榮我今定氏族者誠欲崇樹今朝冠冕何因崔幹猶爲第一等祇看卿等不貴我官爵耶不論數代已前祇取今日官品人才作等級宜一量定用爲永則遂以崔幹爲第三等至十二年書成凡百卷頒天下

さて同氏族志には舊によつて世族を尊重し山東の舊族崔氏を以て天下の冠族となし隴西の李氏(唐朝の出自)の門地をしてその下風に立たしめた爲に太宗はこれに甚だ不滿を抱き唐朝より與へられた官爵を基準として氏族の等級を立てしめかの崔氏をして第三等に位置せしめることとしこれが改編を命じたが貞觀十二年に至り書百卷成つて天下に頒つこととした。敦煌發見北京國立圖書館所藏にかかる唐貞觀時代の氏族關係資料殘卷

□陽郡三姓 并州 儀景魚

- 鴈門郡三姓 岱州 續海解
- 中山郡一姓 瑠州 甄
- 廣平郡四姓 冀州 宋焦暎游
- 高陽郡四姓 冀州 紀公孫耿夏
- 范陽郡三姓 幽州 盧鄒祖
- 河澗郡一姓 潁州 邢
- 內黃郡一姓 相州 屈
- 趙郡二姓 趙州 李陸
- 黎陽郡二姓 鄴州 健榮
- 弘農郡四姓 鄆州 楊劉張賈
- 滎陽郡四姓 鄭州 鄭毛潘陽
- 陳留郡四姓 汴州 元謝衛虞
- 梁國郡三姓 宋州 宋高張
- 齊陽郡三姓 曹州 蔡丁江
- 漢陽郡六姓 濮州 吳徐表 扶黃慶
- 高平郡五姓 兗州 郗檀徐曹孫
- 東平郡三姓 兗州 萬呂畢

第四節 宗族關係

- 太原郡十一姓 于令孤尉
- 上黨郡五姓 路州 包鮑連赫連樊
- 渤海郡四姓 冀州 吳歐□高刀
- 上谷郡四姓 燕州 程榮便上林
- 清河郡七姓 貝州 崔張房向傅 路勒 莫魏時
- 錐鹿郡三姓 邢州 師雍封
- 平原郡三姓 德州 師雍封
- 河內郡九姓 懷州 宋司馬荀向浩 淳于東尋 穆祝 賀蘭丘士 張樂趙滕井何白 鄧姬 陳荀韓鍾許 庚庫
- 河南郡七姓 壽州 穆祝 賀蘭丘士
- 南陽郡十姓 □州 張樂趙滕井何白
- 潁川郡七姓 許州 陳荀韓鍾許
- 東來郡三姓 □州 費盛上官
- 譙郡國八姓 亳州 戴夏侯桓
- 汝南郡七姓 □州 啓昌袁應和 荆梅 董杀丁 都苗
- 濟陽郡五姓 濟州 董杀丁 都苗
- 濟比郡一姓 洛州 范
- 山陽郡三姓 兗州 功草郡

魯國郡七姓	兗州	夏孔車庚 <small>(ツ)</small> 曲乘齊	平陽一姓	兗州	孟
太山郡四姓	兗州	胡周羊鮑	平昌郡一姓	兗州	管
樂安郡七姓	青州	孫任商元 <small>(ツ)</small> 薛門將	千乘郡一姓	青州	倪
臨留郡三姓	青州	史寧左	成陽郡二姓	□□	成蓋
彭城郡五姓	徐州	劉曹袁引受 <small>(ツ)</small>	沛郡三姓	徐州	朱張周
瑯琊郡六姓	沂州	王顏諸葛 惠符徐	蘭陵郡一姓	徐州	蕭
下邳郡四姓	泗州	陳郗谷國	東莞郡四姓	海州	戚開竹刀 <small>(ツ)</small>
廣陽郡三姓	揚州	戴高盛	長城郡一姓	胡州	錢
會稽郡七姓	越州	虞孔賀榮 盛鍾雄 <small>(ツ)</small>	吳郡四姓	豫州	朱張顧陸
吳興郡七姓	湖州	姚明丘紐開 施沈	監官郡三姓	杭州	岑鄧威
餘康郡三姓	杭州	金緒花	東陽郡五姓	婺州	蒯陸習黃 留羅
舟湯郡四姓	潤州	紀甘許左	松陽郡四姓	梧州	黃潤曲豆
臨海郡四姓	台州	屈譚靖 <small>(ツ)</small>	豫章郡五姓	洪州	能羅章雷洪
尋陽郡二姓	江州	陶雅	長沙郡四姓	潭州	劉茹曾秦
武陵郡二姓	□州	供件	南安郡五姓	泉州	黃林單仇盛 <small>(ツ)</small>
武都郡一姓	果州	舟			

以前太史回堯置九州、今爲八千五郡、合三百九十八姓、今貞觀八年五月十日壬辰、自今以後、明

加禁約、前件郡姓出處、許其通婚、結婚之始、非舊委、必須精加研究、知其譜、囊相承不虛、然可爲正、其三百九十八姓之外、又二千一百雜姓、非史籍所載、雖預三百九十八姓之限、而或媾官混雜、或從賤入良、營門雜戶、慕容高賈之類、雖有譜、亦不通、如有犯者、剔除藉、光祿大夫兼吏部尙書許國公士廉等、奉

勅、令臣等定天下氏族、若不別條舉、恐無所憑、准令許事、並件錄如前、勅旨依奏、大蕃歲次丙辰後三月庚午朔十六日乙酉魯國唐氏苴苾悟眞記(五)

は、第一回の貞觀氏族志に當るものらしく、然りとせば、之は氏族志編纂に關する根本資料となる。右の資料は、天下八十五郡の世族三百九十八姓を郡別に擧げ、この世族の間の通婚は許すが、他の雜姓とは通婚を禁じてゐる(第五章第三節及び第四節第一款參照)。尤も資料の首部を闕き、現に記されてゐる所は六十六郡二百六十六姓のみである。是が第二回即ち貞觀十二年度の氏族志より前のものであることは、文中に「今貞觀八年云々」とあり、又、氏族の記載順が家門の順であるらしいこととよりして推定できよう。かく第一次の貞觀氏族志に於ける門閥尊重は、舊態依然たるものがあり、第二次のものでも、一應、官爵を以て等級を立てたといひ、條全然舊族を度外視し得なかつたのであつて、之はその後、姓氏錄、姓氏譜等編纂等の情勢の上にもあらはれてゐる(五)。これは我國に於ける「新撰姓氏錄」成立時代前後の狀況と相似た觀があらう。又、唐代となつても、世族を重んじ、之との通婚を望むもの多く、新唐書五、竇威傳、又、舊唐書一六、同傳參照に

武德元年、授內史令、……帝益親屬、嘗引入臥內、謂曰、昔周有八柱國、吾與公家是也、今我爲天子、

而公爲内史令、事固有不等、邪威懼頓首謝曰、臣家在漢再爲外戚、至元魏有三皇后、今陛下龍興、臣復以嬖戚、進夙夜懼不克任、帝笑曰、公以三后族夸我邪、關東人與崔盧婚者、猶自矜大公世爲帝戚、不亦貴乎

とあるが、これに類する資料は他にも多い。世族は、又、この通婚によつて莫大な聘財を得ることができたのであつて、當時この通婚を「賈昏」「買昏」(新唐書^{五九}高儉傳に見ゆ)といつた。太祖が貞觀氏族志を編纂するに至つた動機には、かゝる「賈昏」「買昏」を矯めんとするにもあつたのである。そのことは前引の貞觀政要その他新唐書^{五九}高儉傳に見えてゐる。然し、世族との通婚は、貞觀後も終熄するには至らなかつた。例へば、唐の高宗の頃の人李敬玄は、舊唐書^{一八}李敬玄傳(又、新唐書^{六〇}同傳)によるに、山東の舊族と通婚すること三度に及び、趙郡の李氏と合譜(宗譜を合せ)した爲、臺省の要職にして敬玄の同族及び姻族の占める所が多かつたといふ(次掲)。

上元二年、拜吏部尚書、……敬玄久居選部、人多附之、前後三娶、皆山東士族、又與趙郡李氏合譜、故臺省要職、多是其同族、婚媾之家、高宗知而不悅

そして唐の中期を過ぎてもまだその風は持續され、權載之文集等にも往々之に關する記事を見るのみならず、宋代に於いてさへその風は終熄しなかつた。然し、兎も角、科擧の制等によつて世族偏重の風に大なる修正が加へられ、逆に大なる修正が科擧制度を齎したともいへる。玄宗後、舊族の類勢は漸く著しく、唐末五代に及んでは、政治上社會上に於ける舊族の實勢力は、も早昔日の觀なきまでになつた。例へば後世と雖も地方地方に土豪が蟠居して陰然たる勢力を

持ち續けてゐたとはいへ、唐後、姓族を背景とする華やかな政治的進出時代は來なかつた。

官吏登庸の途が科擧によることゝなると人々はその應試に熱中した。文學などにも盛に科擧が取扱はれてゐる。それはかの琵琶記西廂記をはじめ枚擧に違がない程である。族人が官吏になると宗族郷黨にしてその恩惠を受ける場合が少くないのであるし(本款第一乃至第四項參照)就中、有力な官吏になればなる程、その宗族郷黨を推輓する力が大となるものである。宋の王林はその燕翼貽謀錄の中で

國初州郡官屬皆長吏自行奏辟、姓名未聞於朝、已先莅職、……大抵皆其宗族親戚也、太宗雍熙四年八月乙未詔曰、諸處奏薦多是親黨、既傷公道、徒啓佞門、今後如有員闕處、當以狀聞、自後奏辟不敢私於親戚、或犯此令者、人得而指擿之、稍知所畏忌矣

といひ、宋代州郡の官吏は長官の推薦によつた爲、それらは長官の宗族郷黨の占める所となる有様であつたと記してゐる。前引の舊唐書李敬玄傳に敬玄の宗族郷黨が多く政府の要職を占めたといふのにも、恐らく敬玄の宗族比周による所が多かつたであらうし、冊府元龜に五代の河南の人李穀の傳を載せて「李穀河南人、爲宰相、以其所居地置蘭若餘立垣屋、凡族人可任官者皆致於祿仕、不可任官者分田以居之、令督農桑、俾其經久、以是宗族皆得其所」といひ、族人にして官吏とすべき人物あれば之を推輓して官吏となし、かゝる人物でなければ之に土地を分つて衣食に困らぬように計つてやるといつてゐるのも、舊唐書前掲と同様、燕翼貽謀錄に記す所が宋前にもあつたことを示してゐる。支那では親族の任命されてゐる官司の官吏となるを得な

い制度があり、宋代清代に於いてそれは特に嚴密に定められたが(第三章第五節、それはこの種の宗族郷黨關係控制を主眼の一にしたものであり、宗族郷黨の政治的團結に對する逆作用に外ならない。然したとへ官吏がその宗族郷黨を官吏として推輓することの控制をうけたとしても、其の他の點に於いて、官吏が宗族郷黨の爲に利便をはかるのは争はれない事實であつた。宋史^{一三}韓贄傳、韓贄字獻臣、齊州長山人、……以吏部侍郎致仕、贄性行淑均、平居自奉至約、推所得祿、買田贍族、贄以活者殆百數、^四或宋史^二姚希得傳、姚希得字逢原、一字叔剛、潼川人、嘉定十六年進士、……蜀之親族、姻舊、相依者數十家、希得陳之終身、昏喪悉損己力、晚年計口授田、各有差に見ても、官吏の内にはその俸祿を以て宗族郷黨を百餘人も數十家も養つてゐるものがある。即ち宗族郷黨の内には働かずして宗族郷黨出身の有力官吏に養つてもらつてゐるものがあつた。官吏が立身出世の曉、その俸祿等を以て其の宗族に施した例は昔から少くないが(本款第三項參照)、官吏となればそうすることが族人から期待されてゐた。明の朱逢吉は、その牧民心鑑の内、己之爵祿、祖宗之遺德、己之宗族、祖宗之骨肉、烏可享其德、而忘其骨肉哉、故食祿豐厚者、養親待賓、日用而有美、則從其多寡、均給於族人、一以報祖宗、一以勸民俗、といひ、族人を養ふのは、祖先に對する報恩であるとしてゐる。(内藤湖南博士の直話によると、支那の地誌には學者撰述のものもあるが、官吏が宗族郷黨に對する受職手段として、それに編纂せしめた場合が少なくないといふ。これも宗族を養ふ一態である。)宋代以後、義學や義莊を設立して、族人の勉學や科擧の試に應ずる便宜を計ることが諸族間に流行したのは、宗族から官吏を出すことが、宗族の繁

榮を齎す所以であつたからである。逆にいつて族人が官吏となり立身することは、單に個人的な立身に止まるものではなかつた。そのことは官場現形記の開卷第一から記されてゐる。

- 1 岡崎博士、魏晉南北朝通史(昭和七年九月四七五—四九六頁)。
- 2 岡崎博士、九品中正考(大正十一年一月支那學第三卷三號三八—四八頁)、「南朝貴族制の起源(昭和四年四月史林第一四卷二號二—二二頁)」。宇都宮清吉氏、唐代貴人に就いての一考察(昭和九年七月史林第一九卷三號五四頁以下)。
- 3 琅琊代辭編卷四譜議。陸餘叢考卷十七譜學。本款第一項註。所引新唐書儒學傳(柳沖傳)及び隋書經籍志。
- 4 岡崎博士、魏晉南北朝通史(五九〇—五九四頁)。なほ戶籍制については、增村宏氏、黃白籍の新研究(昭和一二、四月東洋史研究第二卷四號)參照。
- 5 宋書をはじめ南朝の資料の中には、「士庶」(宋書卷四十二王弘傳、同卷九十四恩倖傳序、六臣注文選卷四十彈事沈休文奏彈王源、同卷五十史論下恩倖傳論)の外、「士大夫」(宋書卷八十一周郎傳)の語があり、「貴族」(世說新語卷下之上賢媛)に對して「平民」(樂書卷二武帝紀、奴婢男年登六十年、女年登五十、免爲平民)の語が使用されてゐる。
- 6 岡崎博士、前掲五九六—五九八頁。
- 7 岡崎博士、前掲六四五—六五八頁。
- 8 魏書では、たとへば「貴族」(卷五高宗紀)、「平民」(卷十一後廢帝安定王紀)、「士庶」(卷七下高祖紀)の如し。又「士民」ともいふ(卷五高宗紀、卷七上下高祖紀上下)。「尙士民」は周書卷二文帝紀下、卷七宣帝紀參照。
- 9 岡崎博士、前掲六九八頁。宇都宮氏、前掲五六頁以下。
- 10 階が科擧制度を打ち立てたのは、門閥の跋扈を抑へると共に、また大いに武を優せ文を修めんとするもの(倭武修文)である。加藤博士、歴史より觀たる支那の統一と分裂(日本評論昭和十四年一月號)參照。
- 11 貞觀政要卷七論禮樂。拙文、六朝及唐初の身分的內婚制(昭和十一年九月、歷史學研究第九卷八號一四頁以下)。
- 12 この敦煌資料に就ては、從來、向達氏、敦煌叢鈔(中華民國二〇年一月、二月、北平圖書館刊第五卷六號六〇頁

族に及ぶ場合があつた。族刑(族誅)三族刑(三族誅)五族刑(五族誅)及び縁坐刑等と稱するものである。これらの刑罰は原則として宗族中の限られた人々を誅罰するに止まるとしても、それに宗族全體に對する憎しみや憤りの意を含めてゐるのを見逃せぬであらう。犯罪者自身を誅罰して然も有り餘る憎悪と憤怒とを、その血縁的な宗族に向けるのであり、宗族内の不注意や環境もさることながら、宗族に刑事的責任の有りや無しやを問はないのである。然もそれは個人を超えた血のつながりそのものを誅罰する感がある。即ち族を以て罪を論ずるのである。況や宗族が指導者を中心に緊密に行動を共にしてゐた時代には、謀反にせよ戰鬪にせよ、それが失敗したとなると、指導者及びそれと行動を共にした宗族は勿論、然らざるものまで根絶しにあふ懼れがあつた。岡崎博士が、北魏の族刑に就ていはれる様に「宗黨組織の強固なるに顧みれば、族誅の法の如き蓋し行はれざるを得ない」となる。(宗族の誅はまた極めて威嚇的な政策的作用を有する。刑罰を以て社會を威嚇する爲には個人を誅罰するのみでは満足されず、その血縁的な宗族を誅罰するに至るものである。)さて族刑の由來は古く、荀子(天子篇)に「亂世則不然、刑罰過罪、爵賞踰德、以族論罪、以世舉賢、故一人有罪、而三族皆夷、德雖如舜、不免刑均、是以族論罪也」と見え、史記五秦本紀文公二十年條に「法初有三族之罪」とあり、夷三族刑が先秦既に行はれたことは諸學者の説く所である。又宗を滅すとある例は、史記六秦始皇本紀始皇九年條、即ち秦の天下統一前の記事に、長信侯毒の反亂に就て「長信侯毒作亂……毒等敗走……盡得毒等衛尉竭內史肆佐戈竭中大夫令齊等二十人皆梟首縣首於木車裂以徇、滅其宗及

舍人、輕者爲鬼薪應劭曰、取薪給宗廟、爲鬼薪也、如酒曰、律說鬼薪作三歲、正義曰、言云々、及奮爵、遷蜀四千餘家、家房陵」とあるものを擧げることが出来る。今、漢魏六朝及び隋唐宋時代の諸資料を例示すれば次の如くである。

令曰、當三族者、皆先黥、劓、斬左右趾、笞殺之、梟其首、菹其骨肉於市、其誹謗詈詛者、又先斷舌、故謂之具五刑、彭越、韓信之屬、皆受此誅、至高后元年、乃除三族罪……其後新垣平謀爲逆、復行三族之誅(漢書卷二十三刑法志)

昔高祖令蕭何作九章之律、有夷三族之令(後漢書崔實傳)

呂后乃令其舍人、告彭越復謀反、廷尉王恬關奏請族之、上乃可、遂夷越宗族、國除(史記卷九十彭越傳)

又欲以城邑予吳、亡臣子禮、大逆無道、錯當要斬、父母妻子同產、無少長、皆棄市、臣請論如法、制曰可(漢書卷四十九蕭何傳)

陵在匈奴歲餘、上遣因杆將軍公孫敖、將兵深入匈奴迎陵、敖軍無功、還曰、捕得生口言、李陵教單于爲兵、以備漢軍、故臣無所得、上聞、於是族陵家、母弟妻子皆伏誅(漢書卷五十四李陵傳)

(建安十九年)十一月丁卯、曹操殺皇后伏氏、滅其族、及二皇子(後漢書獻帝紀)

卓大罵曰、庸狗敢如是邪、布應聲持矛刺卓……使皇甫嵩攻卓弟曼於郿塢、殺其母妻男女、盡滅其族、乃尸卓於市、天時始熱、卓素充肥脂、流於地、守尸吏、然火置卓臍中、光明達曙、如是數日(後漢書董卓傳)

書董卓傳(三國志魏書董卓傳注引英雄記にも、臍中燃火等、同様の記事がある)

阿旨曲求、則光寵三族(父族母族妻族也)、直情忤意、則參夷五宗(夷滅也、參夷夷三族也、五宗五服內之親也)、漢之綱紀大亂矣(後漢書董卓傳)

漢書官者傳)

律大逆無道、父母妻子同產皆斬(三國志卷四魏書高貴鄉公)

卓聞紹得關東、乃悉誅紹宗族(三國志卷六魏書袁紹傳)

儉子旬爲治書侍御史、先時知儉謀、將發私出將家屬逃走新安靈山上、別攻下之、夷儉三族(三國

志卷二十八魏書毋丘儉傳)

淮妻王凌之妹、凌誅、妹當從坐、云々(三國志卷二十六魏書郭淮傳所引世語)

凌至項飲藥死、諸相連者悉夷三族(三國志卷二十八魏書王凌傳)

(魏律序略曰、改賊律、但以言語及犯宗廟園陵、謂之大逆無道、要斬、家屬從坐、不及祖父、母、孫、

至於謀反大逆、臨時捕之、或汗瀦或鼻薶、夷其三族、不在律令、所以嚴絕惡跡也、及景帝輔政、

是時魏法、犯大逆者、誅及已出之女、母、丘儉之誅、其子旬妻荀氏、應坐死、荀氏所生女芝、爲穎

川太守劉子元妻、亦坐死、在室女從父母之誅、既醮之婦、從夫家之罰、於是、有詔、改定律

令(晉書卷三十刑法志)

秋七月、將軍馬茂等圖逆、夷三族(三國志卷四十七吳書孫權傳)

永嘉元年春正月、除三族刑(晉書卷五懷帝紀)

(建興三年六月、勅雍州掩骼埋胔、修復陵墓、有犯者、誅及三族(晉書卷五愍帝紀)

(太和五年三月、詔曰、法秀妖詐亂常、妄說符瑞、蘭臺御史張求等一百餘人、招結奴隸、謀爲大逆、有

司科以族誅、誠合刑憲、且矜愚重命、猶所弗忍、其五族者、降止同祖、三族止一門、門誅止身(魏書卷

七高祖紀)

太祖……及平中山、發普驪柩、斬其尸、收議害觚者、傅高、程同等、皆夷五族、以大刁劉殺之(魏書

卷十五昭成子孫列傳)

若玩咎、惟休、告舍、罔悟、則誅及五族、有殄無遺(宋書卷八十四郭範)

父崇仕周、尉迴作亂、崇以宗族之故、自囚於獄、遣使請罪(隋書卷六十三楊義臣傳)

軌敗入城、引兵登陴、須外援、與貴傳言曰、唐使我來取軌、不從者罪三族、於是、諸城不敢動(新唐書

卷八十六李軌傳)

帝乃下詔、能得賊者、賞錢千萬、有不如詔族之(新唐書卷百五十二武元衡傳)

中宮奉太子、遁入左軍、收傳國璽、齊偃死井中、出其尸、斬之、全忠、權、送嚴京師、斬于市、季述等夷三

族(新唐書卷二百八宦者列傳——劉季述傳)

(同光元年正月丙戌、殺李振、趙巖、張漢傑、朱珪、滅其族(五代史卷五後唐莊宗紀)

(同光三年十一月丁未、郭崇韜殺王宗弼及其弟宗渥、宗訓、滅其族(五代史卷五後唐莊宗紀)

(乾德四年十二月庚辰、妖人張龍兒等二十四人伏誅、夷龍兒李士楊密、弄贊族(宋史卷二太祖紀)

古來行はれ來つたこれら族刑三族刑五族刑の族三族又は五族とは如何なるものであるかに就ては問題がある。單に「族」といふ場合には、宗族と見て多くは差支なからう。然し全宗族を誅したか否かは問題である。前掲の鼂錯傳、李陵傳或は三國の魏律等の諸資料を参照するに、誅の及ぶ範圍は、父母、兄弟、妻子、或はその内外位のこと、が多かつたこと、思ふが、それより範圍

を超える場合がなかつたとは断じ難い。又、族刑といふのは家族を誅するのとは必ずしも同義ではなく、誅の及ぶ範圍は同居同籍者以外にも互り得るものである。さて事例に就いて見ると、三族の誅と族誅とは區別されたとは限らない様であるが、それは兎に角として、三族に就ては、古來種々の解釋が行はれてゐる。即ち三族は、父の昆弟、己の昆弟子の昆弟、儀禮士昏禮鄭注をいふといひ、父子孫、周禮小宗伯鄭注であるといひ、又、父母兄弟妻子とするもの(史記秦襄公紀張晏注)がある。これらは共に三族を宗族とするものであつて、所謂古文家乃至その系統の説である。これに對して三族は父族、母族、妻族、即ち宗族の外に異族を含むと稱するもの(白虎通史記前揭如淳注、後漢書宦者列傳注)がある。これは所謂今文家乃至その系統の論である。こゝにはその當否を述べないが、古來の實例に徴するに、族刑が宗族の誅である如く、「三族の誅」も、宗族又はそれを中心とする誅の意と思はれる。例へば晉書^三刑法志によると、魏律は漢律を改め大逆無道の場合には祖父母及び孫は之に従坐せざることをし、謀反大逆の場合は、臨時に之を捕へて三族を夷げるが、之を律令上には規定せざることをし、としたといふ。然らばこの謀反大逆の場合の三族刑には父子のみならず祖父母及び孫の誅をも包含してゐたことが考へられるし、恐らく漢代の三族刑もこれと同様の誅であつたものであらう。そしてこれらはいづれにしても犯罪者と血縁近き宗族の範圍内のものであることがわかる。又、三國志^六魏書郭淮傳注及び同書^八王凌傳を綜合すると、當時の夷三族刑では出嫁せる妹が兄の罪に坐して誅せられることになつて居り、そして夫は罪に坐してゐない記事がある。又、三國志^八魏書母

丘儉傳及び晉書^〇刑法志を綜合すると、三國魏の景帝輔政頃までは法律上も實例上でも、三族の誅の場合、子の妻や孫女(出嫁孫女)にまで誅が及んで居り、之に對してその夫には及んでゐない記事がある。然らば當時に於ける夷三族の刑の三族とは、少くとも祖父母、父母、兄弟、姉妹、妻子、子の妻、女、孫、孫女を含み、且、女、孫女は出嫁後も父族の關係に於いて誅が及んだことになる。尙その後、出嫁女は父族の罪に坐することなく、夫族の罪にのみ坐することになつたのは注意すべきである。かく三國魏時代の夷三族の三族とは宗族又はそれを中心とした範圍といふことができる。尤も後漢書桓帝紀には

(延熹二年七月乙丑)大將軍梁冀謀爲亂八月丁丑帝御前殿詔司隸校尉張彪將兵圍冀第收大將軍印綬冀與妻皆自殺衛尉梁淑河南尹梁胤屯騎校尉梁讓越騎校尉梁忠長水校尉梁戟等及中外宗親數十人皆伏誅

とあり、同書梁冀傳には

與司隸校尉張彪共圍冀第使光祿勳袁盱持節收冀大將軍印綬徙封比景都鄉侯冀及妻壽即日皆自殺悉收子河南尹胤叔父屯騎校尉讓及親從衛尉淑越騎校尉忠長木校尉戟等諸梁及孫氏中外宗親送詔獄無長少皆棄市

とあつて、謀反者なる梁冀の子、叔、從兄弟等の梁氏一族及び冀の妻孫氏の一族——妻族にも誅が及んでゐる。これには三族の誅とはいはれないが、誅の妻族に及べることが事實であり、梁氏の父族の誅せられた範圍は叔父、從兄弟にも及び祖父母乃至父母妻子の誅より廣範圍となつてゐる。

以上の様に述べて來ると、或場合妻族にも誅が及ぶことはないではなかつたが、その事例は少く、反之、宗族若くは宗族を中心とする誅及びこの種の誅を三族の誅といつた例證が存することとなるのである。文獻にはまた五族の誅も見えてゐる。これにも三族の誅と同様、學者の論に統一がない。漢書^{五七}韋玄成傳の「親五屬に顔師古は註して五屬謂同族之五服斬衰齊衰大功小功緦麻也」といつてゐるが、この見解が正しければ五屬(五族)は宗族の五服親であることとなる。尤も誅の及ぶ範圍は勿論、祖父母、父母、兄弟、妻子、孫以上に互る。これに對して後漢書官者傳の五宗の注には五服内の親の夷滅とあるに止まり、別段同宗とはない。又、魏書高祖紀「其五族者、降止同祖、三族止一門」によると、この五族は同祖より範圍が廣いと思はれる。然し五族、五宗が五服親であり、これに母族妻族が加つてゐたにしても、五服そのものは本來、宗族を中心とするものである。唐律及び宋刑統の如き唐宋の法典には、夷三族刑や族刑の語はなく、「縁坐」の語を見出す。族刑三族刑も廣義には縁坐の一場合であるが、規定に見る縁坐は必ずしも常に死に坐せしめるとは限らない。死以外の刑をも科する場合の總稱となつてゐる。この種の縁坐は唐前からあつたもので、後漢書寇榮傳には「延熹中、遂陷以罪辟與宗族、免歸故郡等」とあり、又、隋書^{五二}刑法志にも「自梁以降、遂無夷三族之刑、梁曰從坐、陳曰縁坐、實即夷三族之遺意」と見え、勿論、梁陳に於いて夷三族刑なく、縁坐從坐の刑があるといつても、全然犯罪者の近親に誅殺が及ばなくなつたのではない。たとへば、隋志所引の梁律に「梁武帝梁律、其謀反降叛大逆已上皆斬、父子同產男無少長皆棄市、母妻姉妹及應從坐棄市者妻子女妾、同補奚官爲奴婢、資財

沒官」とあつて、父子兄弟は長幼となく死刑に處せられ、之に對し母妻姉妹などは死刑に處せられることなく、死刑よりは軽い刑を加へられるものとなつてゐる。即ち族誅三族の誅よりは、誅殺の點だけでいへばその及ぶ範圍が極限されてゐるのである。唐律宋刑統^{七一}賊盜律では

諸謀反及大逆者皆斬、父子年十六以上皆絞、十五以下及母女妻妾、亦同祖孫兄弟姉妹、若部曲、資財田宅、並沒官、男夫年八十及篤疾、婦人年六十及廢疾者並免、餘條婦人應縁坐者準此伯叔父兄弟之子皆流三千里、不限籍之同異

とあつて、謀反及び大逆を犯せる者の父子十六才以上は皆絞、十五才以下及び母妻妾(子の妻妾も亦同じ)祖孫兄弟姉妹は部曲資財田宅と共に沒官(但し男夫年八十及び篤疾、婦人年六十及び廢疾は並に除く)伯叔兄弟の子は流三千里(籍の同異を問題にせず)但し謀反と雖も詞理が衆を動かし威力人を率ゐるに足らざるときは、父子母女妻妾に限り、流三千里に處する。然しこゝで注意しなければならぬのは、出嫁女及び養子である。右の條文中に妻妾とある以上は、妻妾は夫族の罪に縁坐する。これは同書^{七一}賊盜律にはまた「若女許嫁已定、歸其夫、出養入道及娉妻未成者不追坐、出養者從所養坐道士及婦人、若部曲奴婢、犯逆者、止坐其身、疏議曰稱道士僧尼亦同」なる別條があつて、許嫁已に定まれる場合には、女が夫族の罪に縁坐するも、父族の罪に縁坐せざる」と相表裏する。養子は實家を基準とせず、養家を基準として縁坐すべき場合が定まる。その他、謀叛等の場合にも、父母妻子等が縁坐することになつてゐる。但し道僧婦人が反逆を犯しても縁坐はなく、誅罰は其の身に止まる。慶元條法事類所收の戸令等によると、南宋でも反逆

や造畜蠱毒等の罪を原因とする縁坐が行はれ、又已嫁の女が夫族の罪に縁坐したことが明瞭である。以上唐律宋刑統の縁坐親は宗族の中でも極限された範囲のもののみである。以上は法文についての見解であるが、かゝる法文の外たとへば新唐書^{六〇}、武士獲傳、元爽縁坐死、家屬投嶺外^{七二}、唐玄宗紀、丙辰思順及弟太僕卿元貞皆坐死、家屬徒嶺外^{七二}の如く、唐宋時代の縁坐に關するものが諸文獻に散見してゐる。勿論これは律文の縁坐と同様のものと思ふが、律文に「族刑」の規定なきに拘らず、族刑の資料が少くない(資料は既掲)。これらの中には、律の縁坐刑と同じものもあつたかも知れないが、必ずしも然りとは論定し難からう。族刑乃至縁坐の法は、宋後、變遷あつて一律には述べ難い。元史^{一四}、刑法志(大惡)には、諸父謀反、子異籍不坐とあつて、籍を異にする子は父の謀反の罪に縁坐せざるものとなつてゐる。これに對し明清律の刑律(賊盜)では、謀反大逆の場合、宗族では祖父、父子、孫、兄弟をはじめ伯叔父、兄弟の子まで籍の同異に拘らず、誅が及び、且同居者であるならば服の有無を問はず(有服親、無服親、姓の同異を分たず)、外祖父、妻の父の類、男子であるならば一率に斬刑に處する。但し男子でも年十五以下の場合、及び母女、妻妾、姉妹若くは子の妻妾は没して奴隸となし功臣の家に給する。謀叛の場合には縁坐親を誅殺することはないが、父母祖孫兄弟は籍の同異に限らず、流二千里、妻妾子女はやはり功臣の家に給して奴隸とする。この様に明清律では誅殺の範囲のみならず縁坐の範囲を擴張し、宗族外にも誅を及ぼしてゐる點が目立つてゐる。但し宗族外といつても同居者の場合に限るのであるから、原則としては舊と同様、宗族の誅が中心となつてゐる。尙、法文

のみならず、實例の上からいつても、族誅や縁坐の範囲が後世程縮小されてゐると見るならば、それはいささか輕斷の譏を免れない。明清律の前掲刑律の如き、當時の宗族結合の緊密度を測定すべき尺度ともならう。

1 岡崎博士、魏晉南北朝通史(昭和七年九月六五—一頁)。

2 諸橋博士、支那の家族制(昭和五年五月三八—九頁以下)に九族三族の諸説見ゆ。尙、廣池博士、東洋法制史本論(大正四年三月五五頁以下)。杜氏、漢律輯證(程氏、漢律考)も既に如淳の説を採用せず。

3 族誅に非ざる他の縁坐の場合でも、五族(五屬)、三族(三屬)の問題が生じるが、その五族、三族も族誅の場合と同様の解釋が成立しよう。後漢書章帝紀(元和元年十二月壬子詔曰、……一人犯罪、禁至三屬(即三族)也、謂父族、母族及妻族、莫得垂纒、仕宦、王朝如有賢才、而沒齒無用、朕甚憐之、非所謂與之更始也、諸以前妖惡禁錮者、一皆蠲除之、(左傳曰、以重幣錮之、杜預注曰、禁錮、勿令仕也)以明弃咎之路、但不得在宿衛而已)後漢書靈帝紀(建寧二年冬十月丁亥)死者百餘人、妻子徙邊、諸附從者錮及五屬(五屬、謂五服內親也)、(光和二年夏四月)丁酉大赦天下、諸黨人禁錮、小功以下皆除之(時上祿長和海上言、黨人錮及五族、有垂典調、帝從之)又、黨錮傳、免官禁錮、及五屬、謂斬衰齊衰大功小功總麻也)で見ると、漢代、禁錮といつて、一定期間又は終身的に公職に就く資格を剝奪する名譽刑が行はれた。そして族を誅すると同様に、自ら罪を犯すことなくして禁錮に處せられる場合があつた。禁錮刑の及ぶ範囲の如き五屬、三屬に互つたことがある。五屬、三屬は五族、三族とも記され、屬族の同意義たることを示してゐるが、三屬(三族)を父族、母族、妻族とし、五屬(五族)を五服內親とする説が見える。而して五屬(五族)を五服內親とすることは單なる解釋ではなく、事實行はれたことは、前掲光和二年夏四月條によつて明瞭である。

4 三國志卷九魏書夏侯惇傳、於是、豐、玄、緝、敦、賢等皆夷、三族、其餘親屬、徙樂浪郡、玄、格、量、弘、濟、臨、斬、東、市、顔、色、不、變、舉、動、自若、時年四十六、では三族の誅を加へられた以外の親屬が、樂浪郡に徙されてゐる。北齊書卷三十九崔李舒傳、李舒等家屬男女徙北邊、妻女子配奚官、小男下蠶室、沒入貨產、又何衡、陽、集、漢、魏、六、朝、一、百、三、家、集、議、薄、代、公、等、補、兵、議、禁、制、同、籍、期、親、補、兵、大、功、不、在、例、等、を、參、照、。

慶元條法事類卷七十五刑獄門編役配流戶令諸緣坐編管羈管人永不放還者編管羈管處及陸年給公憑從戶口例附籍公憑內仍坐約束條制其反逆妖叛造畜蠱毒之家及事干邊防若蕃部溪洞并兩地供輸人不用此令云々同上侍丁名例勅諸緣坐應編管而年陸拾以上拾伍以下及婦人於本條應編管而夫之祖父母父母或祖父母父母未嫁者即雖已嫁而召養婿者同老疾應侍家無期親成丁者並免若已編管而應免者亦放

明史紀事本末卷十八壬午殉難に多くの族誅の例があり就中、方孝孺の宗族母族妻族及び朋友門生の死に坐するもの八百七十三人とあるがこの傳へが眞實ならば族誅範圍の廣いことでは近世罕に見る所である。

第三章 親族法

第一節 總說

今日の我が民法にいふ親族に相當する名稱は唐律疏議宋刑統の如き基本的法典には普通「親屬」と記されてゐる。例へば同書〇賊盜律其於親屬相當者不用此律の如きこれである。唐律に模した金の泰和律に於いてもこれと同様に「盜親屬財物者」とあり更に後世の律にも「親屬」と記されてゐる。親屬なる語は既に漢書や後漢書等にあらはれてゐる。今漢書以下の數例として漢書七鮑宣傳是時帝祖母傳太后欲與成帝母俱稱尊號封爵親屬同書下九七外戚傳孝成趙皇后傳今昭儀所犯尤許逆罪重於調而同產親屬皆在尊貴之位後漢書桓帝紀若無親屬可於官孺地葬之皇后紀上和熹鄧皇后傳自是親屬犯罪無所假貸及び陳書三孝行傳謝貞傳後主問察曰謝貞有何親屬察因啓曰貞有一子年六歲を擧げて置かう。尤も親屬といつてもその内容が必ずしも明らかでない。殊に禮記大傳に「六世親屬竭矣」とある親屬の様に男系親のみを指していへる場合がある。勿論かゝる用例を以て親屬の一般的用法とはできなからう。親屬と同種の語として親戚なる名稱も亦孟子には「親戚叛之」孔穎達疏云「親謂內親戚謂外族」論衡には「饑歲之春不食親戚……不食親戚惡行也」と見え降つては顏氏家訓に見隣里親戚有佳快者使子弟慕而學之」とあり其の他唐律疏議宋刑統五名例律の問答に「此捕爲凡人發例不與親戚生文若捕

親屬。首者得減逃亡之坐」とあり、慶元條法事類にも親屬と並んで親戚と記されてゐる。然し親戚が親屬と同義に使用された外、親屬とはその内容に於いて異なるものとされた場合もある。尙「戚」は外戚のみを指したのではないことは、續資治通鑑長編の「同宗之戚或異姓之親」なる用法によつて知れる。「親族」も「親屬」「親戚」と同種の用語であつて、古い時代にもかゝる名稱が使用され得べきであり、後漢書明德馬皇后傳の「賈氏親族無受寵榮者」や宣秉傳の「收養親族」梁竦傳の「與親族自無所服」或は三國志五文昭甄皇后傳の「不如以穀振給親族」隣里廣爲恩惠也は古資料の數例である。又、山西雲岡石窟の北魏大和七年八月の刻銘又願……七世父母内外親族神栖高境や陳書六徐陵傳「陵器局深遠容止可觀性又清簡無所營樹祿俸與親族共之」太建中食建昌邑邑戶送米至于水次陵親戚有貧賈者皆令取之數日便盡或は南齊書三褚炫傳「分與親族」の如く、六朝の文獻にも屢々その語を見出す。唐會要にも「侍中魏徵……與禮官定議曰夫親族有九服紀有六」とあるが、その他、唐宋以後の文獻ではその例少くない。親族は男系血族をあらはす場合もあるが、かく専ら限定的用語とするにあたらぬことは親屬の場合と同様であらう。同じ事柄を記すにも舊唐書九懿宗本紀では「親族三百餘人」新唐書九同上では「親屬三百餘人」とせる例がある。尙親屬親戚等の語と並んで六朝の鮑照詩にある如く「親眷」晉書三惠賈皇后傳や宋書一武帝紀に於ける如く「親黨」魏書六崔武襲傳に見る如く「親類」の語も行はれた。

親族(親屬)には父方及び母方の血族養父母及び繼父母等の準血族配偶者及び配偶者の血族等を包含した。支那には親族の分類や親等計算法に傳統的なものがあつた。それは現行中

華民國民法のものとは甚だ異つてゐる。親等計算法の如きも、中田博士所説の通り、支那ではゲルマン法と同様の *Vaterschaftssystem* によつたものである。さて親族關係は自然的又は社會的關係であつて、法律によつて創設されるものではなかつた。もしそれ血族を血統の連續する自然的關係から見れば、それは無限の擴りをもつものであること勿論である。然し法律は親族關係の効果との關聯に於いて、親族を一定範圍に限定する。従つて單なる自然的社會的な親族と、法律上限定される親族とは常に一致するとは限らない。法律上の親族限定法には、總括的限定法と個別的限定法とがあつた。唐律は兩者を併用したが、明清律では後者にのみよつてゐる。法律上の親族範圍は親族關係の効果と關聯なくして空に考へることは無意味であり、實例の上では親族範圍は親族關係の内容を考へつゝ、事項別に定められてゐる。従つて事項によつては親族を狭い範圍にとり、又或は之を廣い範圍にとる。かくて廣い場合には血族たることの明かな限り之を親族とすることもあつたのである。宋元明清時代の法律の種々の場合にあらはれる無服親の如きは、所謂無限血族親にあたるものである。勿論、親族のある範圍に限定した唐代でも、その範圍より廣汎な血族に對して適用する規定を置いた場合があつた。同姓(同宗)間なるが故の婚姻障礙規定の如きこれである。然し前記の如き無服親關係法規が明清律に於いては唐律等に比して多くなつてゐることは、牧野巽氏所説の如く當時の社會に於ける親族關係の緊密化の反映と見て見れぬことはない。宋元時代の法律の場合も同様である。但し緊密化の反映といつても或る場合には緊密化の抑制であり、或場合に

は緊密化の助長である。又かの親族的扶養義務者の範圍の如き唐宋法では近親(大功以上)の親となつてゐたものが、元明及び清代の法律に於いてその範圍をかく限定してゐないことも、義莊や祭田の發達、其の他、族的結合強化の社會的狀勢と併行するものといへよう。

1 刑統賦(枕書續書本)卷上。

2 論衡卷十七治期篇。親族扶養の一資料であり、扶養せざる者に對して道德的非難がむけられてゐる。

3 類氏家訓卷上勉學。又千字文の「親戚故舊」の如きを參照。

4 續資治通鑑長編卷三百八十三哲宗。

5 唐會要卷三十七服紀上。

6 淮海集卷三十六蔡氏夫人行狀、年十四、適同郡環生、生故疾病成禮十六日而卒、……無復更嫁意、於是其母與諸昆弟、率親族數十人、即環館、奉之曰、云々、元文類卷五十八神道碑、中書左丞張公神道碑、詔頒廷臣白金器皿、輒分遺親族、尤喜周卹孤貧等參照。唐以前では親族より親屬と用ゐた例は甚だ多い。唐後でも同様ではあるが、然し親族と記す例は従前よりかなり多くなつてゐる。

第二節 親族の分類と範圍

第一款 親族の分類

親族には先に一言せる如く(一)自己の血族、準血族、(二)妻及び妻の血族等を含んでゐた。

〔一〕血族と準血族(自然血族と法定血族) 支那には今日の我が民法に見る様な血族(血屬)の語がなかつたといはれてゐるが、實は然らずして往々文獻に存するのである。文館詞林に見る隋の文帝の詔に「或衣冠血屬、邑屋桑梓、舉目弗遙、男曰人奴、女爲人婢、其憂歎、何止向陽」とあり、唐

律疏議、宋刑統^三、關詵律問答に「五服尊卑、各有血屬」とあり、唐大詔令集の改元天復赦に「兵戈以來、條法廢壞、良家血屬、流落佗門、既遠家鄉、或遭典賣」と見え、更に唐の張鷟の龍筋鳳髓判に

父昭子穆、千齡不易之儀、繼祖承祧、遠祖之廟曰祧、萬代相因之道、若骨肉無爽、鳴鳩之美、克昌、鳴鳩、有純之德、養七子、且

從上夕從下無偏黨血屬不同、螟蛉之子、何寄

とある如き之である。尤も支那では血族(血屬)といふときには、死者(被害者)の親族(親屬)をあらはす場合があるから、血族の語が常に一義的であつたわけではない。さて前記の龍筋鳳髓判が螟蛉子養子をいふ、こゝでは異姓養子を指すとも解せられると相對して「血屬」の語を使用してゐるのを見ると、この血族(血屬)は自然的な血族即ち所謂自然血族を示すものと解せられよう。尤も異姓收養、又は同姓ではあつても血縁の聯絡の證明の困難な同姓の收養によつて生ずる養親族は、自然血族とは區別されてゐたことは勿論である。これは繼親子、嫡母庶子等の間に見る如く、自然的血縁のない場合も同様である。然しかゝる場合にも、唐律疏議、宋刑統^六名例律に「其嫡繼慈母、若養者、與親同」とあり、同じく^二關詵律に「嫡繼慈養殺者、又加一等」^三、又^二關詵律に「毆傷繼父者、謂會經同居今異者與緦麻尊同、同居者加一等」餘條繼父準此と見え、刑統賦解には

若告祖父母父母者、絞、嫡繼慈養者、減一等、若繼養殺其父、所養殺其本生者、並聽告、是繼養恩輕於本生也、繼父有四、若兩無大功之親、服周年、兩有大功之親、服三月、先會同居、今異者亦三月服、自來不同居者、無服、同凡人也

とあり、明清の名例律に「其嫡母繼母慈母養母與親母同等」とある如く、法律は血縁なきものゝ間

にあつても自然血族と同様な、若くは少くとも或種の親族關係を認めたのであつて、養親族、繼親子及び嫡母庶子等は並に準血族若くは法定血族と稱し得べきものと思ふ。前記刑統賦解には四父即ち四繼父が見えてゐるが、三父八母、四父六母、六父十二母の類は、かゝる嫡繼慈養等の組合せによつて生じた名稱である(第六章第節參照)。

〔二〕配偶者とその血族 我が民法では配偶者は親族であるが、中華民國の民法では今日のヨーロッパ諸國のそれと同様、配偶者を親族の中に加へてゐない。配偶者は婚姻法上の身分であつて、配偶者間に親族的規定の適用するのは、合理的でないと考へられるからであらう。かかる近代法はさておき、支那では古來、配偶者を親族に加へてゐた。配偶の語の如きは古くから用ゐられてゐたが、然し身分法上、妻は夫より劣位にあり、夫妻を一樣に配偶者として法律に規定することは大體に於いてなかつた。尙、配偶者の内でも妻は祖母、母、兄弟の妻子の妻等も、夫の宗族に吸収されてゐた。

今日の我が民法では、配偶者の一方と他方の血族との關係を姻族關係といふが、爾雅等に見える姻はかゝる意味には使用されてゐない。爾雅釋親には「壻之父爲姻、婦之父爲婚、……婦之父母壻之父母相謂爲婚姻、……婦之黨爲婚兄弟、壻之黨爲姻兄弟」とあつて、姻は婚の對稱であり、壻の父、又は壻の黨から見て、婦の父又は婦の黨を婚又は婚兄弟といふのであり、これに對し、婦の父又は婦の黨から見て、壻の父又は壻の黨を姻又は姻兄弟といふのである。この種の婚姻なる用法は後世にも行はれて來てゐる。尤も中華民國民法の姻親は(一)自己の血族親の配偶、

(二)自己の配偶の血族親及び(三)自己の配偶の血族親の配偶をいふのであつて、日本民法の姻族とは勿論異り、支那舊來の姻族とも必ずしも同一でない。

支那舊來の親族も血族、配偶者及び姻族に種別し得ないわけではないが、支那には傳統的な種別があるから、以下にはそれについて説くこととする。

親族は種々の標準によつて種々に分類された。(一)は姓又は血統を標準にして内親と外親、或は父族(父黨)と母族(母黨)に分たれ、(二)婚姻によつて生ずる身分を基準として婚族と姻族、或は夫族(夫黨)と妻族(妻黨)とに區別され、(三)喪服の有無によつて、有服親と無服親、詳しくいへば、五服親、祖免親と無服親とに分たれ、(四)親疏によつて至親、近親、正親と餘親の別が立てられた。右の内、殊に(三)と(四)とは親族の範圍の劃定と關聯を有するものである。

〔一〕イ 内親と外親 内親と外親とは、内外親族、内外親戚又は内外親類の様に連稱された。

其の例を唐前の史料に求めれば、山西雲岡石窟の北魏大和七年八月の刻銘中の「内外親族」魏書六崔武襲傳の「巨倫有姉明惠、有才行、因患眇一目、内外親類莫有求者」魏書七崔振傳の「内外親黨」陳書三司馬嵩傳の「嵩幼聰警、有至性、……内外親戚皆懼」があり、唐代のものとしては、新唐書八藝文志儀注類に「内外親族」五服儀なる書名があり、新唐書一四裴向傳の「向能以學行持門戶、内外親屬百餘口」の如きがある。内親と同種の用語としては、宗本の意をあらはした宗族、宗親、本宗、本族がある。外親が後述の如く異姓(母族、妻族)であるところをみると、内親は同姓の男系血族であり、それに祖母、母、妻、兄弟の妻子の妻等を含んだものと考へられる。尙、儀禮喪服、繼父同居者、傳

曰、何以期也云々の賈公彥疏には、謂子家無大功之内親、繼父家亦無大功之内親、……後或繼父有子、即是繼父有大功之内親とあり、實子は内親であるとの資料が見えてゐる。宗親は、後漢書荀彧傳、將宗親千餘家避亂、顔氏家訓、凡宗親世數有從父、有從祖、有族祖、江南風俗、自茲已往、高秩者通呼爲尊、同昭穆者、雖百世猶稱兄弟等に見る。顔氏家訓によると、宗親には尊屬として從父、從祖、族祖、同輩者として兄弟が擧げられてゐる。尤も百世の後と雖も同輩者であるならば、互に兄弟と稱するとあるから、この場合の宗親も前章に述べた宗族と同様、無限の男系血族を指す場合のあつたことが知れる。次に、唐律疏議宋刑統四戸婚律の疏、小功之親、多是本族、其外姻小功者、唯有外祖父母及同書八捕亡律の問答

〔問曰〕親戚共外人和奸、若捕送官司、即於親有罪、律許捕格、未知捕者得告親罪以否、答曰、若男女俱是本親、合相容隱、既兩俱有罪、不合捕格、告言、若所親共他人姦、他人即合有罪、於親雖相容隱、非是故相告言、因捕罪人、事相連及

は、本親、本族の用語例である。元典章に、女嫁爲本族服なる喪服の圖があるが、こゝに本族と稱せられるものは、父方の内親、宗族に一致する。次に、文公家禮圖に本宗五服圖があり、これに男系血族と母、妻子婦等が記されてゐるが、これは宋代、内親、宗族、宗親が本宗ともいはれた例證であると共に、本宗に含まれた親族を知る好資料である。宋會要所引の法文にも往々本族又は本宗とある例を見る。たとへば、本族、總麻以上親、及有服外親、無服外親、本族、同居無服以上親、異居祖免以上親、本宗、祖免以上、或同居無服親、或總麻以上親（出典は並に後に記す）の如きこれであつて、本宗

内に五服親及び無服親の別が立てられてゐた。慶元條法事類にもこれと同様の資料がある。外親の語は三國志五魏書文德郭皇后傳に「后外親劉婁文、與他國爲婚」にもあるが、既に儀禮喪服傳にも見えてゐて、漢の鄭玄注及び唐の賈公彥疏に於いて、その如何なるものであるかと説明されてゐる（次掲）。

從母丈夫婦人報、從母、母之姊妹也。傳曰、何以小功也、以名加也。外親之服、皆總也。外親、之服、皆總也。以其異姓、故云。外親、以本非骨肉情疏、故聖人制禮、無過總也。……注云、外親、異姓者、從母、與姊妹、子、舅、與外祖父母、皆異姓、故總言外親也。 夫婦人、姊妹之子、男女同（疏）

それは、從母（母の）の子、姉妹の子、舅（母の）及び外祖父母の如きが外親として例示されてゐる。即ち所謂母族と女系血族とを以て外親とする。尙書堯典、毛詩葛藟や左傳桓公六年條等に見える九族が、同宗であるか外親異族であるかに就ては、古來論争があるが、それは兎も角として、その論議にあらはれる外親が異族であることは、左傳桓公六年條「親其九族、以致其禮祀」の晉の杜預注「九族、謂外祖父、外祖母、從母子、及妻父、妻母、姑之子、姊妹之子、女子之子、并己之同族、皆外親有服而異族者也」にもあらはれ、唐の孔穎達疏「九族皆外親、有服而異族者也」にも同様にあらはれてゐる。杜注では、外親は外祖父母、從母の子、妻の父母、姑（姉妹の）の子及び自己の女の子の如きを指すものであるといふ。即ち母族と女系血族の外に、妻の父母の如き妻親も亦外親であるとする。後世、外親から妻族を除いてゐる例がある。即ち、明律集解附例では、外親服圖に母の祖父母、父母等を入れ、之とは區別して妻親服圖を掲げ、且、之に妻の祖父母、父母等を入れてゐる。

大明律例臨民寶鏡首卷でも、外親服圖と妻親服圖とを別にしてゐる。然も明律箋釋圖註の外親服圖には、内外言者、父族母族分也、清律彙纂妻親服圖の下には、外親皆母黨、妻黨非外親也」と明言してある。唐の賈公彥疏前掲を以て外親に妻族を含まぬ例とする説があるが、同疏には直接妻の父母の如きが例示してないからとて、これを以て直ちに外親に妻の父母の加はらぬ例とはなし難い。唐宋時代では、むしろ外親に妻族を含むと見られたと解すべき資料が多い。唐律疏議宋刑統には、屢々内外有服親等の語を見出す。たとへば同書六雜律の諸姦、親、目、上親、及、親、以上、親、之、妻、若、妻、前、夫、之、女、及、同、母、異、父、姊、妹、者、徒、三、年、強、者、流、三、千、里、折、傷、者、絞、妻、減、一、等、餘條姦疏議曰、姦、親、以上、親、謂、内、外、有、服、親、上、同、者或、是、廐、庫、律、一、殺、親、馬、牛、條、之、諸、殺、安、準、此總、麻、以上、親、馬、牛、者、與、主、自、殺、同、殺、餘、畜、者、坐、贓、論、罪、止、杖、一、百、各、償、其、減、價、疏議曰、總、麻、以上、謂、内、外、有、服、者、之、如、き、こ、れ、で、あ、る。こ、の、内、外、親、の、中、内、親、は、宗、親、で、あ、つ、て、之、に、妻、の、血、族、な、る、異、族、が、含、ま、れ、る、と、は、解、さ、れ、ず、さ、れ、ば、と、て、外、親、か、ら、妻、族、が、除、れ、て、ゐ、る、と、考、へ、る、な、ら、ば、不、合、理、で、あ、ら、う。唐律疏議宋刑統の外親には、妻族が入つてゐるものと解したい。それは宋會要に見る親族迴避法、本族、總、麻、以上、親、及、有、服、外、親、無、服、外、親、並、令、迴、避、後、出、典、是についてと同様である。文公家禮に外族母黨妻黨服圖といふのがあつて、それに外祖父母、妻の父母、婿、外孫等が並に見えてゐる。その外族とは外祖父母、妻の父母の如きを除いた婿や外孫を指すものとすれば、外族と妻黨とを區別した例にならうが、爾雅では外孫も妻黨の内に記されて居り、かゝる例は他にもあるから、外族が外孫の如きものゝみとは考へられない。家禮の外族は母黨妻黨を總稱した

ものとも解せられる。外族は外親と同様のものと思ふ。元典章にも家禮と同様に、外族服圖があつて、同圖には外祖父母、母の兄弟、婿及び外孫、外孫婦の外、妻の父母、即ち妻族等が記されてゐる。外親(外族)から妻族を除く説は何時からはじまつたか詳らかではないが、以上の如く晉唐宋及びその前後の時代の資料に、妻族を外親に含めて解せる資料が多い。尤も明律刑律犯姦には、若姦總麻以上親及總麻以上親之妻、謂、内、外、有、服、之、親……各杖一百徒三年、清律也、若姦同文とあり、明律集解附例の纂註にも、若姦内、外、總麻以上親及總麻以上親之妻、……各杖一百徒三年とあつて、明清時代でも外親の語に妻族を入れて使用して居り、妻親を除いた例のみがあるわけではない。外親の類語に、外姻といふのがある。これは唐律疏議宋刑統四一戶婚律の疏文に、外姻有服屬者、謂、外、祖、父、母、舅、姨、姨、官、板、唐、律、疏、議、作、姑妻、之、父、母、とあり、又、小、功、之、親、多、是、本、族、其、外、姻、小、功、者、唯、有、外、祖、父、母、とあつて、外、祖、父、母、舅、兄、弟、之、姨、姊、妹、之、妻の父母を指すものとなつてゐる。外姻は本族の對語、即ち内親の對語なることは右の文で明瞭である。而してこれに母族の外、妻族が加つてゐることは注意すべき點である。尙、官、板、唐、律、疏、議、に、は、姨、が、姑、姊、妹、之、妻となつてゐる。もしこれが姑ならば、甚だ注意すべき資料であり、廣池博士の如く、これを以て博士の所謂出嫁族が外姻たる直接の證明ともし得るが、然し所謂宋本といはれる唐律疏議をはじめ宋刑統には共に「姨」とあるから、にはかに官板には信を置き難い。

(ロ) 父族(父黨)と母族(母黨) これも姓又は血縁を基準にした分類であるが、父族は血縁の内、父を中心にした血族の稱呼である、爾雅釋親宗族、父之、黨、前、章、第、二、節、參、照。父族(父黨)の語は禮記(禮器)の「父黨無容

(疏) 謂父之族 或白虎通宗族の父族四、五屬之内爲一族等に見出す。尤もこの白虎通の父族は父の本族のみをあらはしたのではない。母族母黨は母方の血族であつて、母族の語は唐前では白虎通に「母族三、云々」とあるものや、北史〇宣帝紀の「宣政元年八月壬申……制九條宣下州郡其母族絶服外者聽婚等に見えるものを擧げ得る。爾雅釋親に母黨を擧げて

母之考爲外王父、母之妣爲外王母、母之王考爲外曾王父、母之王妣爲外曾王母、異姓故母之舅、言外弟爲舅、母之從父舅、弟爲從舅、母之姊妹爲從母、從母之男子爲從母舅、弟、其女子子爲從母姊妹、
○母黨

とあるが、共に母の血族のみであつて、爾雅の疏に「母之族黨也」と見えてゐる。而して右の郭璞の註に「異姓故言外」とあるが、これは母族母黨が既に(イ)に述べた外親外族外姻に内含するものであることを示すものである。又、外戚の語が古くより用ゐられたことは史記漢書外戚傳等によつて知れるが、これらの外戚は母黨母族である。

(二) (イ) 婚族(婚屬)と姻族(姻屬)姻黨 婚族姻族等の語は、古來行はれた所で、後漢書の李固傳或富室財賂、或子婿婚屬、其列在官牒者凡四十九人、或後掲の晉書庾亮傳はその一二の例である。爾雅には妻黨に次いで婚姻として一群の親族とその名稱を擧げてゐる(次掲)。

婦稱夫之父曰舅、稱夫之母曰姑、姑舅在則曰君舅、君姑沒則曰先舅、先姑、國語曰、吾謂夫之庶母爲少姑、夫之兄爲兄公、今俗呼兄鍾、謂之轉耳夫之弟爲叔、夫之姊爲女公、夫之女弟爲女妹、今謂之女子之妻爲婦、長婦爲嫡婦、衆婦爲庶婦、女子子之夫爲婿、婿之父爲姻、婦之父爲婚、父之黨爲宗族、母與

妻之黨爲兄弟、婦之父母婿之父母、相謂爲婚姻、兩婿相謂爲亞、詩曰、瑱瑱姻亞、今江東人呼同門爲僚婿婦之黨爲婚兄弟、婿之黨爲姻兄弟、古者皆謂婿、姻爲兄弟續婦也、書曰、續謂我舅者、吾謂之甥也、音的、續音類○婚姻

これは妻が夫の血族、準血族を含めてに對する稱呼と、子孫男女共の配偶者及び配偶者の父の稱呼等を記したものである。その婚といひ姻といふのは、婦の父(婚)と婿の父(姻)とが互に相稱する名稱であり、こゝに婚族といひ姻族といふのは、夫々前記兩父の血族である。唐律疏議、宋刑統によれば、一職制律の註に「親屬謂總麻以上及大功以上婚姻之家」とある様に、自己の大功以上の親族と婚姻關係を結べる家も親族に包含される。中田博士所論の如く、律に明文はないが、自己の婚姻の家も勿論親族であつたらう。又、既に中田博士指摘の如く、唐律疏議、宋刑統三戸婚律には

諸居父母及夫喪、而嫁娶者、徒三年、妾減三等、各離之、知而共爲婚姻者、各減五等、不知者不坐、疏議曰、知而共爲婚姻者、謂婿父稱婚、妻父稱姻、二家相知是終制之内、故爲婚姻者、各減罪五等とあり、婚姻の意味は爾雅の見解の逆である。次に諸資料には姻族、姻屬又は姻家とあるものがあるが、これらが兩者中のいづれの意味のものであるかを吟味して置かう。説文によると、爾雅と同様、姻婿家也とあり、禮記昏義の疏に「鄭注昏禮云、女氏稱昏、婿氏稱姻、或は後漢書孝順紀の注に「妻父曰婚、婿父曰姻」と見え、玉篇でも説文の説を踏襲してゐる。晉書七、庾亮傳によると、

庾亮字元規、明穆皇后之兄也、父璠在外戚傳……亮上書讓曰……而國恩不已、復以臣領中書、臣領中書、則示天下以私矣、何者、臣於陛下后之兄也、姻婭之嫌、與骨肉中表不同、雖太上至公聖

德無私、然世之喪道、有自來矣、悠悠六合、皆私其姻、人皆有私、則天下無公矣、是以前後二漢、咸以抑后黨、安進婚族、危向使西京七族、東京六姓、皆非姻族、各以平進、縱不悉全、決不盡敗、今之盡敗、更由姻呢

とあつて、婚族と姻族との用法が見えてゐる。又新唐書六〇李敬玄傳には

咸亨二年、轉中書侍郎、又改吏部、……進吏部尚書、居選部久、人多附、需凡三娶、皆山東舊族、又與趙李氏合譜、故臺省要職、多族屬姻家、高宗知之、不能善也

とあり、李敬玄は三度山東の舊族の女を娶つたが、その舊族を姻家といつてゐる。これら諸資料を綜合して見ると、婚姻の意味については、爾雅の見解と異なるものがないではないが、爾雅の見解が廣く行はれてゐたものといへよう。尙諸資料に姻戚とあるものがある。これは恐らく右に述べた姻族を含めた意味の外親外族に等しからう。

(ロ) 夫族(夫黨)と妻族(妻黨) 夫又は妻を中心として、夫々の血屬を夫族、妻族又は夫黨、妻黨といはれた。例へば文公家禮の家禮圖には、妻爲夫黨、服圖がある。妻族、妻黨は爾雅釋親の疏に「妻之親黨」とあり、且、字面よりすれば妻の父の族であることが考へられる。然し古來、妻族、妻黨を以て、かゝるものゝみとしてはゐなかつたやうである。白虎通には、妻族、二妻之父姓爲一族、妻之母姓爲一族の文がある外、爾雅釋親の妻黨には姑(父の姉妹)の子及び自己の女子の子即ち外孫の如き女系親が含まれてゐる(次掲参照)。

妻之父爲外舅、妻之母爲外姑、謂我舅者吾謂之舅、然則亦宜呼姑之子爲舅、舅之子爲舅妻之兄弟爲

甥、姊妹之夫爲甥、四人體敵、故更相爲甥、甥、猶生也、今人相呼皆依此、 妻之姊妹同出爲姨、同出謂俱已嫁、 女子謂姊妹之夫爲

私、詩曰、 男子謂姊妹之子爲出、蓋舅出、 女子謂舅弟之子爲姪、左傳曰、 謂出之子爲離孫、謂

姪之子爲歸孫、女子子之子爲外孫、女子同出、謂先生爲妯、同出、謂俱嫁、一夫、公羊傳曰、 諸

婦者何弟也、此即其義也、 女子謂兄之妻爲嫂、弟之妻爲婦、猶今言新、 長婦謂稚婦爲娣婦、娣婦謂長婦爲妯婦、相

呼先後或云妯娣、 〇妻黨 徒結反、似音似、

そしてかゝる例は、後世の文獻、たとへば明律集解附例の妻親服圖にも見出す。即ちこれには女の子(外孫)及び女の孫も記されてゐるのである。

〔三〕有服親と無服親 親族間の喪服關係の有無によつて、親族は有服親と無服親とに區別せられる。有服親の語は、内親外親の項に述べた如く、唐律疏議宋刑統の雜律の疏文、姦、緦、麻以上親、謂内外有服親者、或麻、庫、律、之疏文等に之を見ることが出来る。喪服は、その様式や材料の精粗によつて、斬衰、齊衰、大功、小功及び緦麻の五等級に分たれてゐる。所謂「五服」これであつて、五服の點から見て有服親を五服親ともいふ。隋唐喪葬令や唐假寧令及び獄官令にいふ「五服内親」の如きは、その用語例である。喪服の粗なるものは重服であり、精なるものは却つて輕服である。五服の内、父の爲の服なる斬衰を最重服とし、服の下邊を縫はず、材料には最も麤き麻布を用ゐる。次で重服なるは母等の爲の服なる齊衰であつて、服の下邊を縫ふが、麻布は稍、麤きを用ふ。大功は麤き熟布、小功には稍、粗き、又緦麻には稍、細き熟布を使用する。この五服には夫々着用期間(服期)があつた。且、同一の服でも服期に長短の別があり、重服と雖も輕服より服

期が長いとは限らなかつた。今、大唐開元禮、政和五禮新儀及び文公家禮によつて、喪服の種類と服期とを擧げて置かう。

(一)斬衰——(三年) (二)齊衰——(三年)杖周不杖周五月三月 (三)大功——(長殤九月、中殤七月、成人九月) (四)小功——五月 (五)緦麻——三月

斬衰は子が父の爲に服するもの、齊衰は子が母の爲に服するものが、夫々その代表的例である。唐律疏議、宋刑統等によると(二期親)唐の開元中、周親と改稱(三)大功親(三)小功親及び(四)緦麻親の名稱が見えるが、これらは、前記の喪服の種類、又は、服期に基いて區分された有服親の名稱である。期親は唐律疏議一、宋刑統二名例律の疏文に

期(期、宋刑統作)親者、謂伯叔父母姑兄弟姊妹妻子及兄弟(弟下、同上)子之類、又例云、稱期親者、曾高同、及孫者、謂嫡孫衆孫皆是、曾玄亦同、其子孫之婦、服雖輕而義重、亦同期親之例、曾玄之婦者、非

とある如く、伯叔父母、姑、兄弟、姊妹、妻子、兄弟の子等を含み、大功親は同じく名例律に

注、毆告夫及大功以上尊長、小功尊屬、疏議曰、依禮、夫者、婦之天、又云、妻者、齊也、恐不同尊長、故別言夫、號大功尊長者、依禮、男子無大功尊、唯婦人於夫之祖父母、及夫之伯叔父母、是大功尊、大功長者、謂從父兄弟是也、以上者、伯叔父母姑兄弟之類、小功尊屬者、謂從祖父母姑從祖伯叔父母姑、外祖父母、舅姨之類

とある様に、夫の祖父母、夫の伯叔父母の外、同輩又は卑幼の親族としては從父兄弟、姊妹、兄弟の

子の婦等これである。小功親は前掲律疏の外、名例律疏、小功之親有三、祖之兄弟、父之從父兄弟、身之再從兄弟是也、是數之外、據禮、内外諸親、有服同者、並準此を參考するに、祖の兄弟、姊妹、從祖祖父母、姑、父の從父兄弟、姊妹、從祖父母、姑、外祖父母、舅、姨、自己の再從兄弟、姊妹、從祖兄弟、姊妹、であり、その他、從父兄弟の子、兄弟の孫、夫の兄弟、姊妹等これである。緦麻親には、名例律疏、緦麻之親有四、曾祖兄弟、祖從父兄弟、父再從兄弟、身之三從兄弟是也に依るに、曾祖兄弟、姊妹、族、曾祖父母、姑、祖從父兄弟、姊妹、族、祖父母、姑、父の再從兄弟、姊妹、族、父母、姑、自己の三從兄弟、姊妹、族、兄弟、姊妹、があり、その他、曾孫、玄孫、兄弟の曾孫、從父兄弟の孫、從祖兄弟の子、夫の高祖父母、夫の曾祖父母、父の從祖祖父母、夫の從祖父母、妻の父母、婿外孫等がある。五服親の中、大功以上の親は後に述べる至親若くは近親に當るものである。

有服親といへば、普通右の五服親を指すのであるが、なほ他に袒免親なるものがある。「袒免」の「袒」は元來臂をあらはす(肌をぬぐ)こと、免は冠を去ること、又、免は一種の冠といふであり、緦麻親より一等級疏遠な親が喪に當つて用ゐる一種の凶禮であつて、勿論この疏親が服すべき喪の期間はない。袒免親は嚴密な意味の有服親でなく、又、宋會要職官に親嫌廻避について「本族同居無服以上親、異居袒免以上親……廻避(宋熙寧三年十一月條)又、後掲の淳熙中の資料參照」とあつて、袒免と無服と區別されてゐる様に、純粹な無服親とも異り、いはゞ有服無服兩親の中間的存在である。勿論、袒免親を無服親といふこともある。宋會要前掲と同じく、宋代の資料に例をとれば、車、棧の内外服制通釋には、無服謂之袒免親(袒免親蓋五服之外、五世之親也)と見えて

る。袒免親は禮記大傳に「四世而總服之窮也。五世袒免。殺同姓也。六世親屬竭矣」とあり、唐律疏議一宋刑統二の名例律の疏に「袒免者、據禮有五。高祖兄弟、曾祖從父兄弟、祖再從兄弟、父三從兄弟、身之四從兄弟是。又、同書四戸婚律の疏に

高祖親兄弟、曾祖堂兄弟、祖再從兄弟、父三從兄弟、身四從兄弟、三從姪、再從姪孫、並總麻絕服之外。即是袒免。既同五代之祖服制尙異他人、故嘗爲袒免親之妻、不合復相嫁娶、輒嫁娶者男女各杖一百

とある様に、五世の祖よりの分派、即ち四世の祖なる高祖の兄弟とその子孫等總麻絶服の外の親族である。

先に五服親外に袒免親及び無服親の存在せることを、宋會要等によつて舉示したが、宋會要職官には「本族總麻以上親及有服外親、無服外親、並令迴避（康定二年正月條）の語もあつて、有服親と無服親とは相對する語であることを知る。牧野巽氏も述べられた様に、唐律疏議、宋刑統には「無服親」なる語を見出さない。然しこれらの法典に「有服親」とある以上、無服親の存在をも暗々裡に前提としたものであるとも考へられる。加之、實質上の意味の所謂無服親の存在を窺ふに足るものがある。即ち唐律疏議、宋刑統六名例律に

諸同居、若大功以上親、及外祖父母、外孫、若孫之婦、夫之兄弟、及兄弟妻、有罪相爲隱、疏議曰「同居謂同財共居、不限籍之同異、雖無服者並是」とある「同居」とは同居共財者の謂であつて、それは戸籍を異にすると無服の者とを問はぬとし

てゐる。この「無服者」には、所謂無服親に當るもの、又はそれ以外の無服者を包含するものと解せられる。但し前掲兩書二賊盜律

諸略賣期（期、宋刑統作周以下同之）親、目下卑幼爲奴婢者、並同鬪毆殺法、無服之卑幼亦同、即和賣者各減一等、其賣餘親者、各從凡人和略法

に見る本注「無服之卑幼」は子孫の妾等とされてゐる（疏云「無服之卑幼者、謂己妾無子、及子孫之妾」）なほ婚族と姻族の項で述べた如く、唐律疏議、宋刑統では、自己の本服大功以上親の「婚姻之家」が親族であるが、この婚姻之家も無服親である。無服親の語は、宋代には廣く行はれたものであつて、宋會要には康定、熙寧中の前記二資料の外、考試官迴避に關する淳熙中の法文に「親戚謂本宗祖及其以上、或同居無服親、或總麻以上親、云々」とあるものも收められてゐる。宋後の資料にも往々無服親の文を見る。たとへば五服圖解所引の親屬相盜例「既無服之親相犯者、止科其罪」又、元史四〇刑法志盜賊參照は元代に於ける其の一例である（參照）。殊に明清律には無服親に關する諸規定を包含するに至つて居り、明の丘濬の居郷雜儀にも無服親の語を見る。

〔四〕至親、近親、正親と餘親 親族のうち親疏によつて種別せる場合がある。至親はその一例であつて、その語は既に儀禮喪服傳「妻至親也」や孟子「兄弟至親也」又、禮記三年問「至親以斯斷に見えてゐる。更に儀禮喪服傳「世父叔父何以期也、與尊者一體也」の疏に「馬云、言一體者、還是至親」とあるが、儀禮、孟子や禮記の文を綜合すると、兄弟、伯叔父及び妻の如き期親、若くはそれ以上の親族が至親といはれて來たものといへる。漢の董仲舒の春秋決獄に「臣愚以父子至親也」又、儀

禮喪服傳の鄭注や通典に見える晉の步熊の言に「母子至親、無絶道」の語を見出す。唐宋時代に於ける法源にも間、至親の語がある。唐律疏議、宋刑統^二、鬪訟律に「諸毆兄姉者徒二年……伯叔父母、姑、外祖父母、各加一等」とあつて、その疏文に「兄姉至親」の文がある。兄姉の如き期親が至親であることは明らかであり、弟妹の如きも亦然りであつたと思ふ。律文中の伯叔父母及び姑（共に期親も舊來の例から見て至親であつたと思ふが、外祖父母（小功親）も至親とされたかは疑問の餘地があらう。宋刑統^二一戸婚律死商錢物門（諸蕃人及波斯附）には往々至親の語を見出す。就中、死亡蕃商の遺産處分法に關する、死波斯及諸蕃人資財貨物等、伏請依諸商客例、如有父母嫡妻男女親女親兄弟、元相隨、並請給還、如無上件至親、所有錢物等、並請官收、更不贖本貫追勸親族」は、至親に父母、妻子（女子を含む）及び兄弟を包含することを示してゐる。元代の戲曲といはれる小孫屠にも、母及び兄弟を以て至親とする例がある。即ち右にいふ至親は共に期親以上の親族である。

以上の如く、古來、期親以上の親族を、他の親族と區別してゐたが、こゝになほ期親以上の親族に限つて、正親といひ他の親族を餘親といふ例がある。それは刑統賦解所引の金の服制令「按服制令云、斬衰期年爲一黨、正親、大功至總麻爲餘親、これである。右の規定によれば、その所謂正親は唐律疏議等にいふ至親に一致することが知れよう。

唐宋時代の諸資料、殊に法文には、往々「近親」の語が存する。たとへば、我が養老戶令給侍條に相當する唐戶令

諸年八十及篤疾、給侍一人、九十二人、百歲五人、皆先盡子孫、聽取近親、皆先輕色、無近親、外取白丁者、人^{（若人、日本、令作若欲）}取家内中男者並聽

及び同じく鰥寡條に相當する唐戶令「諸鰥寡孤獨、貧窮老疾、不能自存者、令近親收養、若無近親、付鄉里安恤、これである。然し、この近親の何たるかを規定した法文は見當らない。たゞ唐喪葬令「諸身喪戶絶者、所有部曲客女奴婢、店宅資財、並令近親、不以出降、轉易貨賣」によると、有服親の或限度内のものであつたことは考へ得る。我が養老令前掲二條に見える近親についても、直接令文上規定がなかつたものゝ如く、註釋家の間に異説があり、或は之を三等以上の親といひ、或は有服親（高祖父母、曾祖父母、祖父母、子孫兄弟姉妹、兄弟子、伯叔姑、舅姨、從父兄弟姉妹）であるといふ。而して我が律令の三等親は唐律令の大功親に相當するものであり、令集解にいふ有服親は、唐律令でいへば、いづれも大功親（從父兄弟姉妹）及びそれ以上の親族である。これによれば、唐律令等の近親もまづ大功以上の親族であらうと見ることも出來よう。尙、參考の爲、更學指南（戶婚）近親、尊長^{（謂本家親堂伯叔兄也）}を擧げて置かう。この近親尊長といはれる伯叔兄は共に期親である。然らば、近親の卑幼としては、少くとも弟姪等の期親は勿論含まれたものといへよう。

1 文館詞林（通鑑叢書本）卷六百七十、昭四十四、敎宥六、隋文帝免三、道遺人家口、詔一首。

2 唐大詔令集卷五、帝王改元下（改元天復敕）。

3 龍筋鳳髓判卷上、主爵（羽林將軍王暢、無嫡子、取姪男襲爵、庶子告不合承）。拙文「唐代の封爵及び食封制」昭和十四年一月、東方學報東京第一〇冊之一、二三頁參照。

4 更學指南（居家必用事類全集辛集卷十六、獄訟）屍親、謂死者之親也。宋曰血屬。今日屍親、又曰苦主、取被害之義也。參

照。慶元條法事類卷七十五刑獄門驗屍雜式に、右本司措置在前仰州縣照應格目先行寔填參本、付初檢官候驗訖寔填并驗狀仰初檢官、以壹本發赴州縣、壹本給付血屬、如無血屬、即將所餘格目壹本繳回」とある血屬は、吏學指南に所謂血屬であらうか。血屬に就てはなほ、清水盛光氏、支那家族の諸構造（前篇上）昭和一五年八月滿鐵調査月報第二〇卷八號一八頁參照。

5 龍筋鳳隨列前掲の後續文によると、側男と猶子（養子）との封爵相續が問題になつてゐるが、この場合の猶子が異姓養子の意味の螟蛉子といふわけではなからう。

6 唐律疏議、宋刑統卷六名例律の疏（疏議曰）嫡、謂嫡母、左傳注云、元妃始嫡夫人、庶子於之稱嫡、繼母者謂嫡母或亡或出、父再娶者爲繼母、慈母者、依禮、妾之無子者、妾子之無母者、父命爲母子、是名慈母、非父命者、依禮服小功、不同親母、若養者、謂無兒養同宗之子者、慈母以上但稱稱、宋刑統作論、母若養者、即并通父、故加若字以別之、並與親同參照。又、開訟律の疏に、同居者、謂與繼父、同居、立廟服期、宋刑統作周」と見ゆ。

7 刑統賦解（枕碧樓叢書）卷下。

8 後漢書鄧訓傳註、其無妻者爲適配偶。

9 顏氏家訓卷上風操篇六。

10 史記卷五十九、五宗世家、同母者爲宗親、又、明の刑令にも次の如く、宗親の語を見出す。「凡婦人除犯惡逆奸盜殺入入禁、其餘雜犯、責付有服宗親」。

11 元典章卷三十禮部三喪服參照。尤も女嫁爲本族服の圖には、父方の内親の外に外祖父母が加はつてゐるが、これは便宜的に加へたものであらう。

12 後世の例では、明律集解附例の「本宗九族五服正服之圖」等參照。

13 慶元條法事類卷八十雜門諸色犯姦所收捕亡勅に、諸同籍若本宗異居、總麻以上尊長（本宗總麻以上親之母妻、應爲尊屬者同）與人姦、不許告捕」とあるが如し。又、慶元條法事類卷六職制門（朝參赴選）の職制令、又は卷十二職制門（恩澤）の薦舉令にも、本宗同居總麻以上親、又は本宗總麻以上親の語見ゆ。

14 阮元の校勘記には、并己之同族につき、纂圖本闕本監本毛本并誤非」と見ゆ。

15 禮記大傳の疏にも、姑の子、即ち外兄弟は外親であると見ゆ。

16 元典章卷三十禮部三喪禮に見る外族服の圖。この圖には妻も加へてあるが、外族服の前に掲げられた五服の圖（文公家禮）でいへば本宗五服圖に兄弟妻子婦等が擧げてあるから、妻のみを外族扱にすることは、家禮の例から見ては穩當でなからうと思ふ。

17 外姻の資料としてはなほ、通典卷九十五禮五十五四十七娶同堂姉之女爲妻、姉亡服議、大唐永徽元年制、堂外甥、雖外姻、無服、不得爲婚姻耳、及び唐律疏議、宋刑統卷二十四開訟律の疏文、稱總麻小功、即外姻、有服者亦是參照。

18 新唐書卷二百五列女傳には、限居貞妻謝、……步父及夫、告所殺主名、離析其文、爲十二言、持問内外姻、莫能曉、云々、の如く、内外姻とある例もある。

19 廣池博士、東洋法制史本論（大正四年三月二三頁以下）。

20 漢書以下に、婚姻之黨、姻族、姻屬、及び姻戚」とある例を次に記して置かう。漢書卷八十一匡衡傳、綱紀失序、疏者、陰內（師古曰、疏者妻妾之家、内者同姓骨肉也、陰謂過越也）親戚之恩薄、婚姻之黨、隆後漢書卷十和熹鄧皇后紀、宗門廣大、姻戚不少、陳書卷三十二司馬肱傳、孝行傳、以姻戚子弟預入問訊、新唐書卷百四十四魏徵傳、逆人姻屬、不可留京師、新唐書卷二百二章元且傳、文藝列傳、與張易之、有姻屬、易之敗、貶感義尉、宋史卷四百五十六郝贇傳、孝義傳、姻族語其妻、誦氏、使勸贇仕、宋史卷四百六十五吳益傳、外戚傳、三家姻族、皆驪美官、宋史卷四百七十九世家二（西蜀孟氏李延珪）、廷珪素儉約、不畜妓樂、遂求於姻戚、家得女妓四人、淮海集卷三十七謝曾子、姻黨鄉縣之舊。

21 中田博士、徳川時代の親族法相續法雜考、法制史論集第一卷五六四頁。

22 後漢書孝順紀、其闕顯、江京等知讒、婚姻禁錮、一原除之の註。

23 註19參照。

24 太平御覽卷六百三十四治道部十五急假所引假寧令、諸冠、給假三日、五服内親冠、給假一日（拙著、唐令拾遺、昭和八年三月七三八頁）。程樹德氏、九朝律考、管律考、でこの假寧令を管令とするのは誤である。令集解喪葬令、京官三位條下所引の唐令（喪葬令）、本服五服内親三代實錄卷二十所引の唐令、即ち喪葬令、爲五服之内親舉哀（拙著前掲八〇七頁以下）。宋刑統卷二十九所載獄官令及び唐六典卷六刑部郎中員外郎條、五服内親及大功以上婚姻

之家〔拙著前掲七八六頁以下〕。隋書卷八禮儀志所載の隋制本服五服內諸親通典卷八十禮所引隋制本服五服內親〔拙著前掲八〇九頁參照〕。唐律疏議宋刑統賊盜律の疏文其賣餘親各從凡人和略法者但是五服之內

25 喪服制度について詳しくは廣池博士前掲。

26 唐律疏議宋刑統卷十職制律匪父母夫喪條の疏〔疏議目〕期親尊長謂祖父母曾高父母亦同伯叔父母姑兄弟夫之父母妾爲女君をも參照。

27 宋會要稿第九十七冊職官六十三避親條。

28 内外服制通釋〔枕碧樓叢書本〕卷二。又、吏學指南居家必用事類全集辛集五服祖免無服之親也云々〔宋會要稿前掲〕。

30 牧野巽氏明律に於ける親族範圍の擴大〔昭和一三年七月歴史學研究第八卷七號一頁以下〕參照。

31 宋會要稿第九冊選舉五貢舉雜錄。なほ他に無服親とあるのを舉げれば、宋會要稿第九冊選舉四考舉條例宣和五年十二月九日條貢士劉叔虎與劉畏保祖免無服親

32 この明律に就ては牧野氏前掲參照。

33 明の丘濬輯文公家禮に收むる居鄉雜儀には尊者に註して謂長子已三十歲以上者父之執友及無服親在父行者及異爵者皆是とある。居鄉雜儀は朱子增損にかゝる呂氏鄉約〔朱子文集卷八十四雜著〕を參考したものであるが、この呂氏鄉約には無服親等の語はない。

34 太平御覽卷六百四十刑法部所引。

35 通典卷九十四禮五十四凶十六爲人後爲出母及出祖母服議。

36 宋刑統卷十二戶婚律死商錢物門の唐大和五年二月十三日勅をも參照。

37 永樂大典本戲文三種ノ一、小孫屋自家姓孫、雙名必達、祖居開封、不幸家父先亡、堂上止有萱親、年紀高邁、有兄弟孫必貴、至親者止有三人、青木博士支那近世戲曲史〔昭和五年四月一一二頁〕によると、この戲曲は大抵元代の作。

38 刑統賦解〔枕碧樓叢書本〕卷上。刑統賦解元典章等に引かれる舊例が金律令であらうことに就ては仁井田、牧野、故唐律疏議製作年代考〔下〕〔昭和六年一二月東方學報東京第二冊八五・八六頁、牧野巽氏の創説にかゝる部

分)參照。このことは便宜上こゝに記すに止め、本書に重ねて警せず。

39 通典卷七食貨七丁中所引の開元二十五年戶令。又、唐六典卷三戶部郎中員外郎條參照。中田博士唐令と日本令との比較研究〔法制史論集第一卷六五頁〕。拙著唐令拾遺二三一頁。

40 宋刑統卷十二戶婚律所引。中田博士前掲六六六頁。拙著前掲二五六頁。

41 令集解喪葬令戶絕條下古記所引紀氏傍通、白氏六帖事類集卷二十二戶口版圖所引戶絕令、宋刑統戶婚律卷二十三所載喪葬令。中田博士養老戶令應分條の研究〔法制史論集第一卷五二、五三頁〕。拙著前掲八三五頁以下。

42 中田博士德川時代の親族法相續法雜考〔法制史論集第一卷五六一頁註16〕。

43 中田博士日本古代親族考〔昭和四年一月國家學會雜誌第四三卷一號五頁以下〕。養老律に於いて唐律の大功親を二等親に、小功親を三等親に改めた例がないが〔廣池博士前掲一〇五頁以下〕、寧ろ例外である。

44 尤も我が養老戶令棄妻條には、夫が棄妻の際作成する手書に尊屬近親が同署する規定があり、同條に相當する唐令の文句は不明であるが、養老戶令棄妻條集解には唐令棄妻條の註釋書なる唐令釋を引いて、唐令釋云、男及父母伯姨舅、并女父母伯姨〔國書刊行會本頭註云、姨下接舅脫數〕東隣西隣及見人皆署也といつてゐる。これに見える伯姨舅が唐令の近親に當るものであるならば、唐令の近親に舅即ち母の兄弟〔小功親〕の如きも加へられてゐたことゝならう〔廣池博士前掲九二頁以下〕。これに就てはまだ疑問があるが、唐宋時代の近親には、近くとも大功親までは含んだことゝ思ふ。

第二款 親族の範圍

親族關係は法律によつて創設されるものではなくして自然的に生じ、又社會的に存する關係である。禮の喪服制の上で、例へば禮記大傳に四世而總、服之窮也、五世祖免、殺同姓也、六世親屬竭矣とあり、鄭玄の註にも六世以外親盡無屬名とあるが、これも六世で血族親たる自然的關係が斷たれるといふわけではなく、禮記前掲の陳注に六世則共承高祖之祖者、并祖免亦無矣、故

曰親屬竭也」とあるが如く、喪服の關係は(祖免を含めて)五世を以て限度とするといふに過ぎぬと思ふ。即ちそれは喪服關係から見た親族の範圍であつて、喪服なきが爲に自然的血族親たることなしといふのではなからう。勿論言葉の上では喪服制と關聯して親と族との區別がある。然し自然的社會的關係から見て親のみが血族親であり、族は然らずとはなし得ない。有服親、無服親といふ如く、喪服の有無を問はずして共に親たるのは、かゝる點から理解し得ることであらう。然し親族は法律上一定の範圍に限定される。親族法の適用される範圍は限定的である。即ち自然的な又社會的な親族と法律上の親族とは、所謂法律上の「無限血族親」の如き場合は別として、その範圍を必ずしも同じくしない。而して、この限定に、古來、支那では二方法が採用されてゐた。一つは總括的(抽象的)限定法であり、他は個別的(具體的)限定法であつた。然し總括的限定法を採用した場合でも、同時に個別的限定法を考慮せねばならず(唐律の如し)、従つて、總括的限定法の意義が薄らぐ場合なきにしもあらずであるから、立法技術としては、總括的限定法によらずして個別的限定法によること(明清律の如し)のむしろ優れるを思はしめる。

(イ) 親族範圍の總括的限定法 この限定法の最も代表的な事例は、唐律疏議宋刑統一職制律本注の規定(次掲)これであり、所謂「親屬」の最高範圍が規定されてゐる。

其於親屬、雖過限及受饋乞貸、皆勿論、親屬謂總麻以上及大功以上、及大功以上婚姻之家、餘條親屬準此。
同條の疏文には本注を敷衍して更に

親屬謂本服總麻以上親及大功以上親、共爲婚姻之家……餘條親屬準此者、謂一部律內稱親屬處、悉據本服內外總麻以上及大功以上、共爲婚姻之家、故云準此

と見えてゐる。即ち本條のみならず、以下律の諸條に「親屬」とある場合は、自己の内外總麻以上親及び自己の大功以上の親の婚姻の家を指すものとする。而して、右の規定の適用せられる「親屬」を文中に加へた律を擧げると、職制律に二條、戶婚律に一條、賊盜律に一條、鬪訟律に一條、詐僞律に一條、凡そ數條しか存在せず、その數が案外少ないのに氣がつく。然も前掲職制律本注と同様の「親屬」謂本服總麻以上親及大功以上婚姻之家なる註釋が、殆ど毎條、律文の疏の中に記されてゐる。かくいひ來れば、餘條親屬準此の注及び總括的限定はあまり大きな意味をもたない。唐令に唐律と同じく親族範圍の總括的規定があつたか詳らかではないが、唐六典には「親族」を説明した注を加へて「凡鞠獄官與被鞠人有親屬仇嫌者皆聽更之親謂五服內親及大功已上婚姻之家」と見えてゐる。それは律の「親屬」の説明と必ずしも同一でないが、實質上變りはないものと思ふ。ただこの六典の規定は、宋刑統所載の獄官令(次掲)系統の規定であつて

諸鞠獄官與被鞠人有五服內親及大功以上婚姻之家、并受業師、經爲本部都督刺史縣令、及有讎嫌者、皆須聽換推、經爲府佐國官於府主亦同

この獄官令には、律の如く親族の總括的な意味の文、餘條親屬準此をのせてゐない。刑統賦疏や元史刑法志にも親族の相盜に關する「親屬」について唐律宋刑統と同様の説明がある。金元の法律でも、或は唐律等と同様、親族に關する總括的限定の方法をとつたものであつたとも見

えないことはないが、明清律にはその本文にも親族についてのかゝる總括的限定がない。さて以上の如く、親族範圍が總括的に定められてゐた場合であつても、各人を中心として見た親族範圍は必ずしも同じではなかつた。即ちそれは各人の身分によつて異り、又身分の變動によつて變化を來すものである。たとへば男子が養子となれるとき、その實家の親族との間の喪服關係は原則として一等を下すものとなり、出養前の總麻親は出養後に於いては五服親關係から除外される。唐律疏議・宋刑統^六名例律の疏文、婦人出嫁、若男子外繼、皆降本服一等はその參考資料である。又、養子は養父の實子と同等の身分を得るが、喪服關係を生ずる範圍は、實子の場合より狭く、養父の祖父母、父母、兄弟、兄弟の子、養父の妻、養父の妻の父母、兄弟、兄弟の子の範圍に止まる。姑姉妹女子は在室、又は歸宗のときは、自己の宗親に對して、男子と同様の喪服關係を有し、従つて男と同様の親族關係を有するが、出嫁せる場合は、原則として喪服關係に於いて本服一等を下し(唐律疏議・宋刑統前掲參照)、従つて出嫁前總麻親關係のあつた者も、出嫁後に於いては出嫁せる者との間に喪服關係なきに至る。但し曾祖、高祖、祖等との關係に於いては舊と同じく出嫁後も一等を降すことはない。更に夫から見、妻は期親たるに止まり、妻族に於いて夫が服喪すべきは妻の父母あるのみであり、然もそれは總麻親たるに止まる。反之、妻から見、夫は斬衰三年の服喪をなすべき親族であり、夫の高祖父母以下直系尊卑屬、夫の從祖祖父母、伯叔父母以下傍系尊卑屬は共に妻の有服親である。夫は妻族に吸收されてその一員となることはないのに、反し、妻は夫族に加へられてその一員となることは前章(節二)で

述べたが、喪服や親族關係に於いても妻や妻族は夫や夫族より軽く取扱はれ、兩者は平等な地位に立つことはなかつた。妻の夫に對する劣位は種々の場合にあらはれてゐるが、右に述べた所もその大なる顯現の一二であつて、それは舊支那社會に於ける家父中心主義的、又、男子中心主義的傾向の強度と表裏する事象である。

(ロ) 個別的限定法 以上の如く唐律疏議・宋刑統で總括的規定があるといつても、その適用される場合は必ずしも廣汎ではなかつた。それは親族關係の効果を定めた各本條に於いて、個別的に親族の範圍を定めることが多かつたからである。たとへば唐律・宋刑統に於いて刑の加減の原因となる場合を見よう。賊盜律、諸謀殺期親尊長、外祖父母、夫、夫之祖父母、父母、皆斬、謀殺總麻以上尊長者流二千里、^七では、單に「親屬」とはなくして、卑幼等が期親尊長、外祖父母、夫、夫之祖父母、父母を謀殺せんとするとき、及び總麻以上の尊長を謀殺せんとするとき、各個に、凡人謀殺の場合に加へる「徒三年」よりは遙に重刑を加へることゝしてゐる。又、同書〇賊盜律の別條に「諸盜總麻、小功親財物者、減凡人一等、大功減二等、期親減三等」とあり、總麻親、小功親の財物を盗み、或は大功親の財物を盗めるときは、かゝる親族關係なきものが財物を盗める場合より、夫々刑を輕減する旨が個別的に定められてゐる。これは、慶元條法事類所收の法文にも見る所である。たとへば慶元雜勅

諸故燒祖父母、父母、居止之室、雖未然、從毆法、燒異居、總麻以上親、居止之室及舍宅財物、草木之類、犯尊長、以凡論、犯卑幼、總麻、小功、減凡人壹等、大功、期親、各遞減壹等、^八燒卑幼居止之室、而致殺、同居

者各減異居貳等、謂犯人於法下合得分者若同居卑幼、故燒已宅財物草木之類者、加私輒用財律貳等已上、燒有人居止之室者、雖同居依異居故燒法、其故燒卑幼之室、而知有尊長幾人在內、各依犯尊長幾人法人

では、同じく居室を故らに焼ける場合でも、祖父母父母、異居又は同居、總麻以上尊長、同じく總麻小功卑幼、同じく大功期親卑幼の居室を焼ける場合、夫々に應じて加へらるべき刑に輕重があることとなつてゐるのである。尙唐宋の法律では、親族關係規定の適用される範圍は、期親又は大功親までに限ることあり、時には扶養義務ある親族や遺産相續權のある親族の場合に見る如く、單に近親大體、大功親以上の範圍とすることもあるが、(本章第五款)適用の最大範圍は、通例は總麻親までであつて、それは唐前の資料にも既にかゝる徵驗を求め得る。例へば、通典所引の後魏律には、崔鴻議曰、按律賣子一歲刑、五服內親屬、在尊長者死、賣周親及妾與子婦者、流とあつて、五服內親屬、即ち總麻以上親なる尊長を賣れるときは死刑に處し、周親(期親)を賣れるときは流刑に處する規定があり、周書七宣帝紀に「母族絶服外聽婚」と見え、母族總麻絶服外との婚姻に限つて之を許可し、周書三李穆傳に「又賜穆世子悼安樂郡公、姊一人爲郡君、自餘姊妹並爲縣君、兄弟子姪及總麻以上親、并舅氏皆當厚賜」とあつて、總麻以上の範圍の親族に限つて厚賜に與れる等の諸事例これである。これは唐宋より後の法律でも同様であつた。たとへば、金律賊盜律逸文に「盜親屬財物者、若盜總麻親者、減凡人一等、小功減二等、大功減三等、期年減四等」とあるもの、その例證である。(101)然し事項によつては、唐律疏議、宋刑統一職制律本注に見る親族の範圍(總麻

親まで)を屢々超えて、袒免親又は無服親にも親族關係規定を適用することゝしてゐる。その如何なる事項かは詳しくは本節に於ける袒免親、無服親の説明に用ゐた資料及び後に述べる親族關係の節を参照せられたいが、こゝにその概略を記して置かう。宗族も亦血族たる以上、自然的又は社會的意義に於いては親族の内に加へて差支ないものであるが、唐宋時代の法律の上でも婚姻の場合に於いてかゝる血族間の婚姻を禁止し、之と反對に、養子縁組の場合に於いては、縁組の當事者がかゝる血族たることを要件としてゐる。又、親族相隱の規定には有服親のみならず、或場合無服者間の相隱をも含めてゐるのであり、親族を奴隸に賣る場合の禁止規定でも、亦これと同様無服者に及ぼすのである。又、唐六典によると、凡叙階之法、有以封爵、有以親戚とあつて、その註に皇帝の袒免親、總麻親等の叙階が見えてゐるのであるが、然らば、この場合の親戚には五服親のみならず、袒免親までを含むものである。唐代に於いても、或範圍の親族が、同時に同司の聯事又は句檢の官(たとへば戸部尚書、戸部侍郎、戸部郎中、員外郎の如し)に任用するを得なかつた。然しその親族の範圍の如き大功以上の親に限られてゐたが、宋代となるに及び、かかる避親の法は嚴密となり、然も避くべき親族の範圍は擴張され、宋會要によると、婚姻の家、異居袒免親、同居無服親にも及ぶことゝなつてゐる。總麻親より血縁的に一つだけ縁の遠い袒免親を無服親といふこともあるが、上記の無服親はかく限定されたものではなくして、袒免親外の遠い血族親を指してゐる。又、唐代でも考試に際して、考試官が親族たることを避避することがなかつたではないが、宋會要等によると、宋代ではこの場合の避親も

於堂兄弟、姪家、及堂兄弟、男女婚姻之家、犯盜徒流目上、並不入三犯之例、卷二十四、論訟律及比疏、自毀傷者、杖一百、雖得實、而自毀傷者、答五十、即親屬、相為訴者、與自訴同、〔疏議曰〕、遂車駕以下、訴人、所訴非實、輒自毀傷者、皆杖一百、若所訴雖是實、而自毀傷者、答五十、即親屬、相為訴者、親屬、謂總麻以上、及大功以上、婚姻之家、卷二十五、詐偽律、諸詐為官及稱官所遣、而捕人者、流二千里、為人所犯、害犯其身及家人親屬、財物等、而詐稱官捕、及詐追攝人者、徒一年、未執縛者、各減三等、參照。

3 唐六典卷六刑部郎中員外郎條。

4 この五服内親の「内親」の意味が外親と相對するものでなく、親書卷百十一刑罰志、賣五服内親屬、や通典卷百六十七に引かるゝ後魏律、賣五服内親屬、在尊長者死、賣周親……者流、或は隋書卷八禮儀志、本服五服内親、諸親に見る様な五服内親の意ならば、これに外親も含むことになつて問題はないわけであるが、外親を含まざる意としても、大功以上婚姻之家とあつて、この婚姻の家を含むのであるから、規定の實質にあまり變りがないものと思ふ。因云、唐獄官令、諸鞠獄官、與被鞠人、有五服内親、及大功以上婚姻之家……皆須聽換推、拙著、唐令拾遺、七八六頁參照の「五服内親」を我が養老獄令では「五等内親」に改めてゐるが、なほ令義解は之を「謂猶云五等以上親」と解してゐる。

5 この獄官令の系統の規定は、明令では吏令、凡官吏於訴訟人内、關有服親、及婚姻之家、并受業師、及舊有舊嫌之人、俱合迴避、にあらはれてゐる。これには「婚姻之家」とあつて「大功以上」の制限的辭句はなく、本條の適用される親族範圍が唐獄官令の場合より廣くなつてゐる。この唐宋法に相當する我が養老獄令は「凡鞠獄官司、與被鞠人、有五等内親、及三等以上婚姻之家、并受業師、及有舊嫌者、云々」であつて、これにも亦「餘條親屬準此」とはない。參考の爲、附記する。

6 刑統賦疏、枕碧樓叢書本、第二韻に「凡人之親有尊屬有親屬、尊屬者、期服以上祖父母父母伯叔姑兄弟是也、親屬者、小功服以上親及大功服以上婚姻之家是也」とあるが、小功服以上は總麻服以上の誤かと思ふ。それはその後續文に「觀其賊盜律、總麻以上上財物者、即殺減凡盜之罪」とあるのでも知れよう。元史卷一〇四刑法志のものは「諸親屬相盜、謂本服總麻以上親及大功以上共爲婚姻之家、犯盜、止坐其罪、並不在刺字倍贓再犯之限」

7 文公家禮喪禮本宗五服圖云、凡男爲人後者、爲其私親皆降一等、惟本生父母、降服不杖期、申心喪三年、其本生父母、亦爲之降服不杖期、姑姊妹女子在室、服並與男子同、緣反者亦同、適人無夫與子者、爲其兄弟姊妹、及兄弟之子、不杖期、凡女適人者、爲其私親皆降一等、惟祖及曾高祖不降、爲兄弟之爲父後者不降、爲兄弟之妻不降、參照。

8 慶元條法事類卷八十雜門、燒令宅財物、雜勅。

9 通典卷百六十七刑五雜議下。

10 刑統賦解、枕碧樓叢書本、卷上。又、註6所引の刑統賦疏及び元史刑法志には大功以上婚姻の家も親屬に入つてゐるが、之を除けば總麻親が最大範圍であり、元史卷百五刑法志には「諸教令人告、總麻以上親及奴婢告主者、各減告者罪一等」とあり、之では大功以上婚姻の家はなく總麻親までとする。

11 宋會要稿第六十一冊食貨六十九逃移、次揭に見る「親屬」は未だ家産を分割せざる共財親の意に用ゐられてゐる。〔紹興三年九月八日、戶部言……如有父母被殺、而孤幼兒女在、或被驅逐、及全家被屠、而有親屬方歸之人、親屬謂同分而未經分割、依條合得財產之人、赴守令廳陳訴、逐官回問子細、來取索于照契書等、如無文照、限當日、勾勒保正長廂者、鄰佐、照證得實、即時給付〕

12 清律に於ける親族範圍、特に無服親に就ては臺灣私法第二卷下、明治四四年八月七七頁以下參照。

13 牧野巽氏、明律に於ける親族範圍の擴大、昭和一三年七月、歷史學研究第八卷七號二頁以下。慶元條法事類について、なほ詳しく述べられる豫定になつてゐる（同上二四頁）。

14 明洪武二十二年律は從前流布されてゐなかつたが、今日では花村美樹氏校訂の大明律直解が刊行され、同年度律を手近に知ることが出来る。

15 明の刑令には明洪武二十二年や三十年律に比し「無服親減一等」のない外「妻之父母」「女婿」相隱の文がない。これらは共に唐律に同じである。

第三節 親系と親等

第一款 親系

〔一〕男系と女系 親系には、血統が男子のみによつて連絡する男系親と、連絡の間に女子がある女系親の別があるが、この區別は、支那では古くから實質的に存在したものであつて、かの宗族は男系親を中心とするものであり、女や姑(父の姉妹)等の血統なる女系親は、それに加へられなかつたし、喪服の輕重に於いても、兩系親の間に差別が認められた。

〔二〕直系と傍系 父子祖孫の如く、血統の縦に連絡する者の間の關係を直系といひ、之に對し、血統が縦に連絡することなく、共同始祖によつて連絡する關係を傍系といひ、直系傍系關係による親族を夫々直系親、傍系親といふ。かゝる直系、傍系乃至直系親、傍系親の區別も、支那では古くから認められてゐた。直系親、傍系親は、後述する尊屬、卑屬の區別と關聯して使用されるものであるが、儀禮喪服傳には、既に「旁尊」即ち傍系尊屬を意味する語さへあらはれてゐる。然も喪服傳

傳曰、世父叔父何以期也、與尊者一體也、然則昆弟之子、何以亦期也、旁尊也、不足以加尊焉、故報之也

に對して、賈公彥はその疏に

云旁尊也、不足以加尊焉、故報之也者、凡得降者、皆由已尊也、故降之、世叔非正尊、故生報也、……故馬云、言一體者、還是至親、因父加於世叔、故云昆弟一體、因世叔加於世叔母、故以夫妻一體也、因上世叔是旁尊、故以下廣明尊有正、有旁之義也

と記し、「旁尊」の對語として「正尊」なる語さへ使用し、「正」と「旁」との區別を明らかにしてゐる。「正」いはゞ「正親」は、所謂直系親のことである。これによつてみると、少くとも賈公彥の時代、即ち唐の初期既に直系、旁系乃至は直系親、傍系親を區別する名稱も存したといへる。傍系親は普通「旁親」又は「傍親」といはれた。唐前、晉や南北朝時代の資料にも數多見えてゐるが、次には宋書五禮志からその一例を擧示して置かう。

大明五年七月有司奏、故永陽縣開國侯劉叔子天、喪年始四歲、傍親服制有疑、……博士司馬興之議、……臣不殤君、子不殤父、推此則知傍親、故依殤制、……王於旁親、宜從殤禮、……

又、唐律疏議、宋刑統二名例律の疏文、所親謂旁親、非祖父母父母及子孫、唐宋時代の資料の一例であつて、これに見る如く、祖父母、父母、子孫の如き直系親は「旁親」と區別されてゐる。この點は後世の法律に於いても同様である。

〔三〕尊長と卑幼 親族には尊長、卑幼、換言すれば、尊、卑、長、幼の區別があつた。尊は尊屬、卑は卑屬をあらはしたものである。尊屬は父祖及びその輩行の者をいひ、卑屬とは子孫及びその輩行の者をいふ。唐律疏議、宋刑統一名例律の疏文

注、毆告夫及大功以上尊長、小功尊屬、疏議曰、依禮、夫者婦之天、又云、妻者齊也、恐不同尊長、故別

言夫、號大功尊長者、依禮、男子無大功尊、唯婦人於夫之祖父母、及夫之伯叔父母、是大功尊、大功長者、謂從父兄姊是也、以上者、伯叔父母、姑兄姊之類、小功尊屬者、謂從祖父母、姑、從祖伯叔父母、姑、外祖父母、舅、姨之類、

に見る如く、内親は勿論、外祖母や舅、姨(母の兄弟姉妹)の様な外親でも尊屬であり、妻から見て夫の祖父母、伯叔父母も尊屬である。従つて、卑屬には子孫や兄弟の子孫の如き内親はもとより、外孫の如き外親も亦含み、妻から見て夫の兄弟の子等も亦卑屬である(尙、次掲律疏參照)。又、長幼と稱するのは尊卑とは異り、同輩行間に於ける區別である。兄姉や前記律の疏文に見る如く、從父兄姉等は長であり、之に對し弟妹や從父弟妹は幼である。唐律疏議、宋刑統〇賊盜律疏の「期(統作周)親以下卑幼者、謂弟妹子孫、及兄弟之子孫、外孫子孫、及從父弟妹」はそれに関する資料である。然らば、夫妻は相互に如何に考へられ、如何に取扱はれてゐたか。唐律疏議、宋刑統によると、夫は尊長ではなく、妻も亦卑幼でないこととされ、或は妻は幼として取扱はれたことを附言するに止め、詳しくは第五章第六節の説明に譲ることとする。尙、尊長と卑幼についても亦後世の法律は唐律と同様である。

1 通典卷八十禮四十四、二、卷八十二禮四十二、四、卷九十三禮五十三、四、十五等參照。

2 宋書卷十五禮志元嘉二十三年七月條。又、通典卷八十二禮四十二、四(爲諸王嘉服義)には「旁親服制有疑、旁親故、至於旁親、の如く宋書に「傍親」とある所を「旁親」と記してゐる。

3 傍親については、唐會要卷三十七服紀上、顯慶元年九月二十九日備禮官長孫無忌等奏曰、……謹按傍親之服、禮無不報、及び文公家禮卷一通禮「旁親之無後者、以其班、參照。

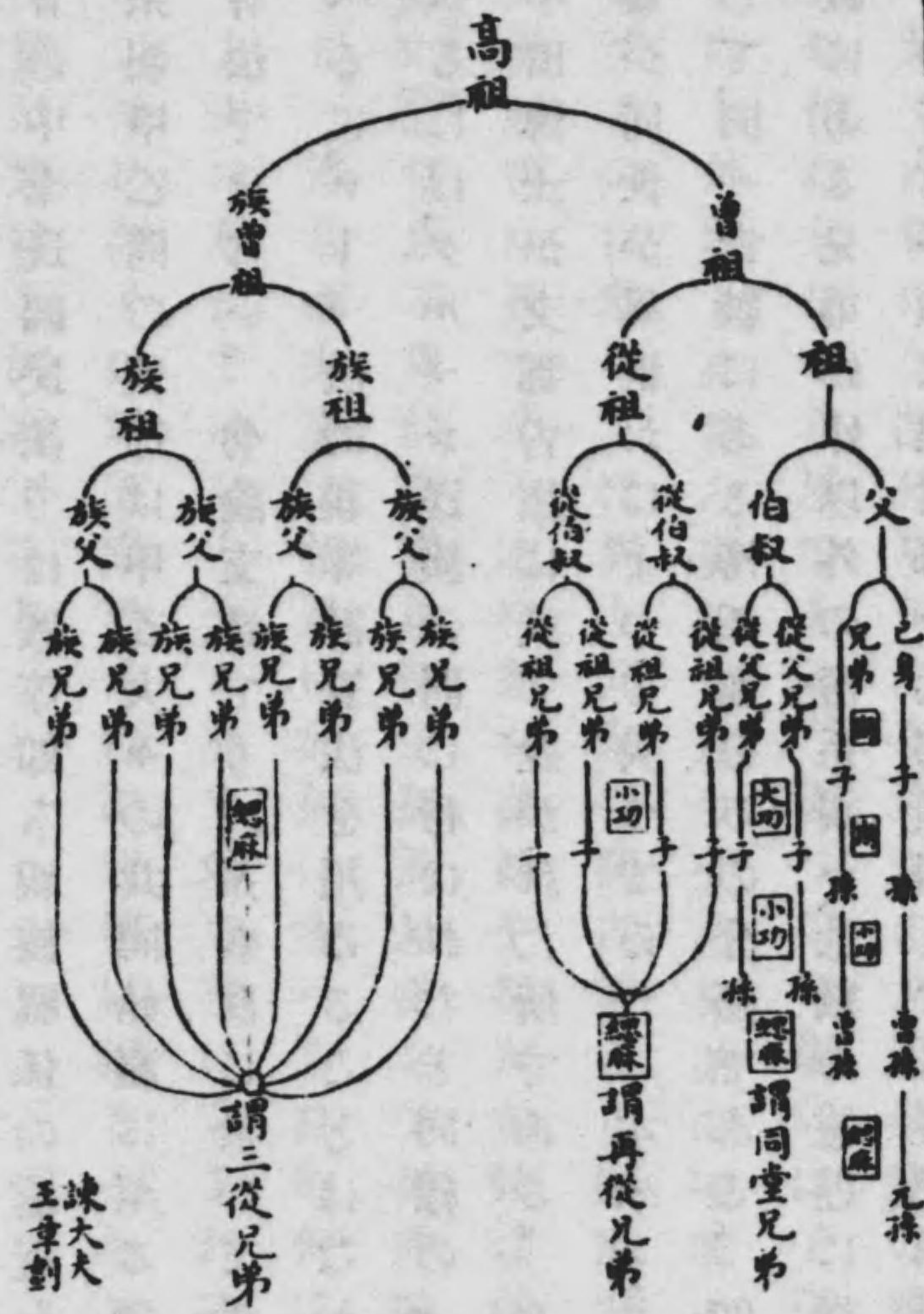
4 唐律疏議、宋刑統卷一の疏文、但有謀殺及賣、認麻以上親、無間尊卑、長幼、總入此條、若謀殺期親尊長等、殺訖即入惡逆、はその用例である。

第二款 親 等

今日の中華民法では、親等即ち親族關係の遠近を計算するにローマ法的計算法を使用し、傍系親甲乙間の親等は、甲乙夫々の共同始祖に至る世數の總和としてゐる。然しこれは支那固有法ではない。勿論、支那でも直系親間に於いて世數を計ることはあるが、傍系親の遠近を算へるに、ローマ法的親等計算法を用ゐることはなかつた。支那固有法では傍系親の遠近を計へるには、ゲルマン民族の間に行はれたと同様の Veterschaftssystem によつたものであることは、中田博士が支那古法に就て説かれた所である。ゲルマン民族の傍系親の親等計算法は、傍系親が同世か異世かによつて異つてゐた。本來 Veterschaftssystem は、自己と最近の共同始祖に對して、同一世數にある傍系親のみの分類である。即ち自己の直系尊屬に對し、自己と同一の世數にある兄弟姉妹以外の傍系親を、世數の遠近に従つて自己と同一横線上に配列せる分類であつて、第一類は祖父母を共同始祖とする從兄弟姉妹(第一 Vatern)、第二類は曾祖父母を共同始祖とする再從兄弟姉妹(第二 Vatern)、第三類は高祖父母を共同始祖にもつ三從兄弟姉妹(第三 Vatern)(以下準之)である。異世の傍系親は、本來 Vatern に含まないが、異世傍系親間の親等は、兩者から最近の共同始祖に至る世數の内、いづれか長き世數を以て數へるのである。所詮、同

世親間の親等計算法も、異世親間のそれも、共にローマ法的親等計算法とは異なるものである。支那に於いては輩行(排行)と稱し、祖父・己子・孫、夫々の行によつて親族が分類され、祖行・父行・兄弟行・子行等各行には、祖父・己子・孫、夫々の(イ)兄弟、(ロ)從兄弟、(ハ)再從兄弟、(ニ)三從兄弟以下準之が横に配列せられる。この横列上の親族分類は支那法の Vetern である。支那では自己と同行の者には通じて兄弟の名稱を使用する。即ち顔氏家訓に「江南風俗、……同昭穆者、雖百世猶稱兄弟、若對他人稱之皆云族人、河北士人、雖三二十世、猶呼爲從伯從叔」とあり、百世の後と雖、昭穆を同じくする者、即ち同行者間にあつては、兄弟と呼ぶ

雞籠之圖



圖二第 影鈔元至治五本圖解(宛別藏本)

といふのはその一例である。又、かゝる同行者に順位を附して、「從」「再從」「三從」「四從」等と稱する。「群從」又は「諸從」と汎稱せられるものこれである。「六世親屬竭」といふのは單に喪服關係の盡きること、後世の傍系の者相互に親族關係はない様に見えるが、「親屬竭」といふのは單に喪服關係の盡きることをいつたゞけで、自然的な血族親的關係のなくなることを意味したのではなく、百世の後

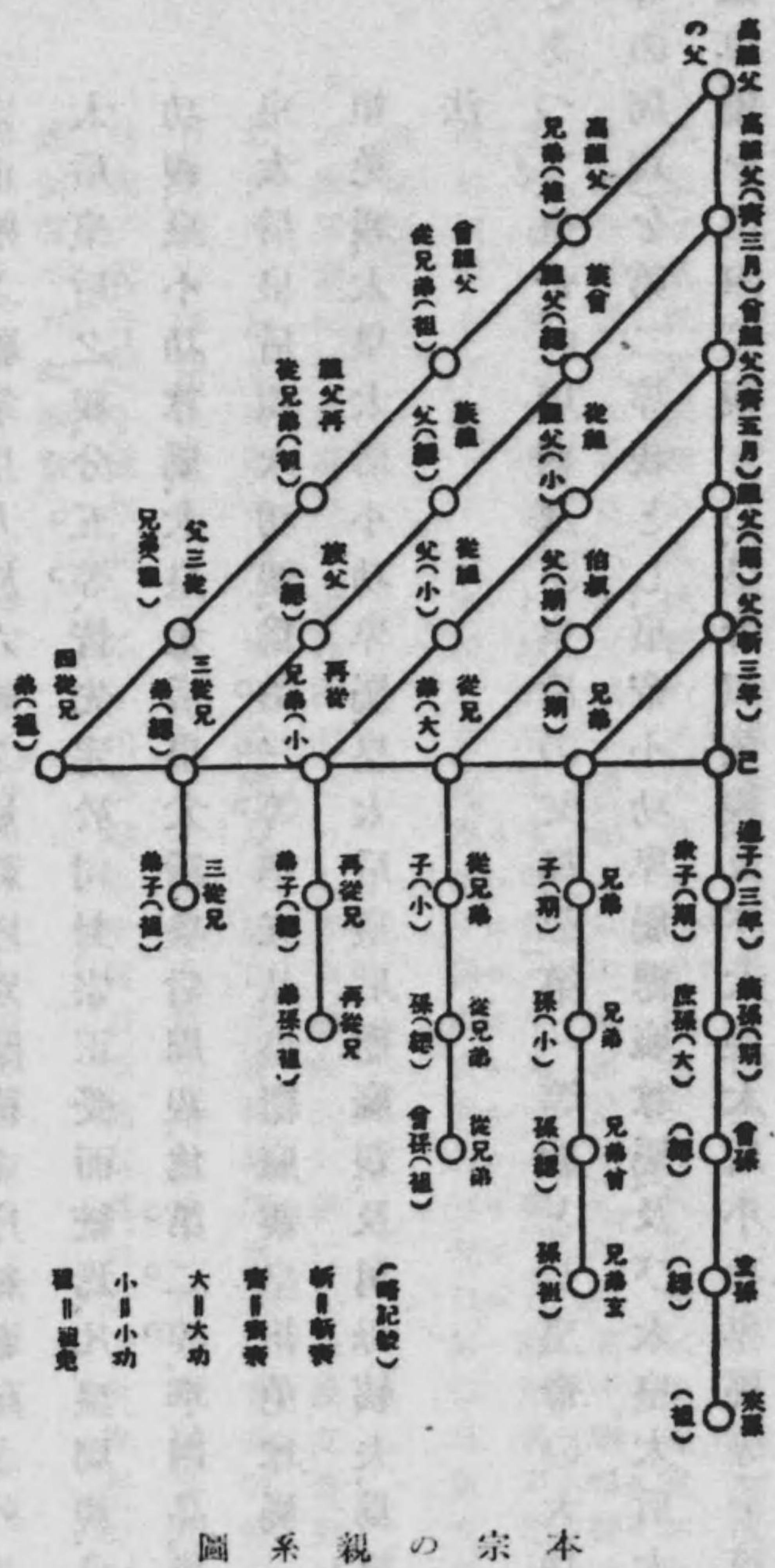
と雖も、同輩はなほ兄弟と稱する所に、支那に於ける Vetterschaftsystem の觀念の強きを思ふことができる。漢の王章が雞籠に暗示を得て作つたといふ九族の「雞籠之圖」を、元の龔端禮はその五服圖解(宛委別藏本)に載せてあるが、輩行及び從(同堂)再從、三從等の狀が一目瞭然であるから、こゝに圖示して置かう(圖二)。なほ支那では古來、同輩行者である場合には往々その名の中に同輩行者たることを示す工夫がなされてゐる。即ち同一世代の者の名は二字名のときはその中の一を同字で揃へ、一字名のときは字の片又は旁を統一する如きこれである(第二章第四節第三款參照)。これもとより宗族や家族内に於いて尊卑を示すことになるのは勿論であるが、同一世數にある者即ち百世の後と雖も兄弟たる關係を示すものといふべきである。

中田博士指摘の如く、Vetterschaftsystem は、支那の五服制度(五等の喪服制度)に於いて最も著しくあらはれてゐる。五服は第一斬衰、第二齊衰、齊衰は更に三年、杖期、不杖期、三月の四等に小分せらる、第三大功、第四小功、及び第五緦麻これであつて、この中、直系尊屬に對する喪服は姑く除外し、傍系親の喪服を挙げれば、(一)齊衰不杖期(期と略稱す)、(二)大功、(三)小功及び(四)緦麻の四等となる。而して自己と共同始祖に對して同一世數にある傍系親は、その世數の遠近に從つて、(一)兄弟は期親、(二)從兄弟は大功親、(三)再從兄弟は小功親、(四)三從兄弟は緦麻親と順序正しく配列されてゐる。これは五服制度のプリンシプルが所謂 Vetterschaftsystem たるを示せるものである。更に自己と共同始祖に對して異なる世數に在る傍系親は世數の遠近、自然的血縁の親疏如何に拘らず、單に共同始祖の遠近に從つてのみ分類せられてゐる。祖系に屬する伯叔父は尊者

(父)と一體との理によつて、特に期親となつてゐるが、元來從兄弟と同じく大功親(二等親)であつたものであり、曾祖系の從祖祖父、從祖父は再從兄弟と同じく小功親(三等親)に、高祖系に屬する族會祖父、族祖父は共に三從兄弟と共に總麻親(四等親)に配當されてゐる。これは支那でも異世傍親の親等が長き世數に従つて計算されたものなることを明示するものである。上述の如き親等計算法は、唐律疏議、宋刑統に於いても踏襲されてゐるのであり、唐律疏議一、宋刑統二名例律の疏文にも小功親に就て「小功之親有三、祖之兄弟、父之從父兄弟、身之再從兄弟是也。是數之外、據禮、內外諸親、有服同者、並準此」とあり、總麻親に就て「總麻之親有四、曾祖兄弟、祖從父兄弟、父再從兄弟、身之三從兄弟是也」と見えてゐる。文公家禮、其の他家禮類、或は明清律の喪服圖によるも、更に明令や明清律の文によるも、古代の親等計算法が、後世永く踏襲されたことを知ることが出来る。然も異民族の建てた元朝の法律、元典章の喪服圖の如きも、支那舊來の喪服によつて作成せる所であり、それに見えた親等計算法の如きも舊來と同様である。親族に總麻絶服の外、五世祖免親のあることを前節に述べたが、唐律疏議一、宋刑統二の名例律疏文に「祖免者、據禮有五、高祖兄弟、曾祖從父兄弟、祖再從兄弟、父三從兄弟、身之四從兄弟是」とあり、又、同書四、戸婚律の疏に

高祖親兄弟、曾祖堂兄弟、祖再從兄弟、父三從兄弟、身四從兄弟、三從姪、再從姪孫、並總麻絶服之外、即是祖免、既同五代之祖、服制尙異他人、故嘗爲祖免親之妻、不合復相嫁娶、輒嫁娶者、男女各杖一百

とあつて、高祖の父の系統に屬する高祖父兄弟、曾祖父從兄弟、祖父の再從兄弟、及び父の三從兄弟は、自己の四從兄弟と共に祖免親である。即ち五服親外の疏親に就ても、五服親と同一の親等計算法が使はれてゐるのである。傍系卑屬は一世を降る毎に親等も一等づゝ降すのを原則とする。但し兄弟の子は、本來大功親たるべきであるが、猶子といはれる位の近親であるから、特に期親とされる。直系親は種々特別の要素が加味せられ、世數によつて順序よく親等が立てられるとは限らなかつた。血縁の遠くなるに従つて親等も下げられるのを原則とした。今、唐開元禮政和五禮新儀、及び文公家禮、其



の他、唐律疏議、宋刑統等により、五服親の外に祖免親を含めて、本宗の親系圖を作成すれば右の如くである。玄孫の子を祖免親として擧げたが、玄孫はともかく、玄孫の子(來孫)と己と同時に生存する場合はあつても極めて罕なことであつて、論議するにも及ばぬことであらう。同じく卑屬にして祖免親たるものでは、三從兄弟の子や再從兄弟の孫は、己と同時に生存するこ

とは普通であつて、唐律疏議、宋刑統にもこの兩者が祖免親の例として擧げられてゐる。
唐代には、皇帝の親族に限つて五等親制が設けられてゐた。皇帝以外には五服制度はあつてもいはゆる五等親制はなかつた。五等親制は新唐書^四百官志にも見えてゐるが、唐六典によると

宗正卿之職、掌皇九族六親之屬籍、以別昭穆之序、紀親疏之列、並領崇玄署、……凡太皇太后皇太后皇后之親、分五等、皆先定於司封、宗正受而統焉、凡皇周親、皇后父母、爲第一等、準三品、皇大功親、皇小功尊屬、太皇太后皇太后皇后周親、爲第二等、準四品、皇小功親、皇總麻尊屬、太皇太后皇太后皇后周大功親、爲第三等、準五品、皇總麻親、皇祖免尊屬^(皇以下五字、以意補)、爲第四等、皇祖免親、太皇太后小功卑屬、皇太后皇后總麻親、及舅母姨夫、爲第五等、並準六品、其籍如州縣之法

とあつて、皇帝の周親及び皇后の父母を第一等親とし、皇帝の大功親、小功親尊屬及び太皇太后等の周親を第二等親とし、皇帝小功卑屬總麻尊屬及び太皇太后大功親等を三等親とし、皇帝總麻卑屬を第四等親とし、皇帝祖免親及び太皇太后小功卑屬等を第五等親とするものであり、皇帝小功尊屬及び同じく總麻尊屬は所謂五服親の場合に比して夫々一等上つてゐる。^(C. X. 6)尙五等親の語は、直接、唐會要前掲や新唐書百官志には見られないが、唐會要到天寶五載勅及び建中元年勅を引いて

(天寶)五載正月十三日勅、九廟子孫、宜並升入五等親、永爲常式、至建中元年正月五日敕文、入廟

子孫、非五等親、任用如始封王、廢不限年代、補齊郎三衛、至簡選日、量文武稍優與處分とあるから、唐代「五等親」なる用語のあつたのは明らかである。

1 中田博士「古法制三題考」の「支那の Vaterschaftssystem」(法制史論集第一卷二三頁以下)。以下 Vaterschaftssystem に關しては中田博士前掲による。

2 顏氏家訓卷上風操篇六。又、三十二世と雖も父行の者を從伯從叔といふこともある。

3 「四從兄弟」の語は唐律疏議、宋刑統卷一名例律の疏及び卷十四戸婚律の疏にもまた見ゆ。

4 「群從」は顏氏家訓卷上風操篇六に「父母之群從、世叔父母及從祖父母、皆當加其爵位若姓、以別之」及び後村先生大全(四部叢刊本)卷百六十三墓誌銘(制置杜大卿墓誌銘)に「不私其子、繼群從之絶」とあるのを參照。又、太平廣記卷四百一實二、宜春郡民には「群從」とも「諸從」とも見ゆ(大掲)。「宜春郡民章乙其家以孝義聞、數世不分異、諸從同爨、所居別墅有亭屋、……其家至今巨富、羣從子弟婦女共五百餘口、每三日就食、聲鼓而升堂、江西郡內富盛無比」(出玉堂閑話)。

5 五服圖解(宛委別藏本)の雜圖源に「釋曰、禮制云、元康二年、西漢宣帝、登石渠閣、集羣臣講論喪服、帝問曰、古宗枝圖列九族、世俗難曉、陳大夫王章奏曰、臣詳古之法律、其間多是王言、事罕通俗、似非精議、不克備知、臣觀廣雅云、昔日巴蜀有昧朔、上晉朱下晉祝二姓之家、羹雞之始甚衆、大高三尺、名曰鷄、晉昆雞、自一至九、取陽極之數、每種雞名曰蜀子雞(音餘)、各籠單養、大小不相烏雜、臣今當以雞籠爲圖、曉之于世、奏畢、即割其圖、帝曰、朕見之、養音餘如也、故以禮制書中有此圖也」。

6 日知錄卷二十三排行兄弟二名、而用其一字者、世謂之排行、如德宗德文義符義貞之類、起自晉末、漢人所未有也、水經注、昔北平侯王、不同王莽之政、子興生五子、竝避亂隱居、光武即位、封爲五侯、元才北平侯、益才安喜侯、顯才蒲陰侯、仲才新市侯、季才唐侯、是後人追撰妄說、東漢人二名者亦少、單名以偏旁爲排行、始見於劉琦劉琮、此後、應據應璩、荀彧之流、踵之而出矣、陳球傳、二子瑀瑗、瑀字珪、若取偏旁、又不當與父同也、今人兄弟行次稱一爲大、不知始自何時、漢淮南厲王常謂上大兄、孝文帝行非第一也、我が國でその名に祖先と同字(同族同字)を使用するのといふ對照をなしてゐる。

7 支那では親族間の五服關係を世俗に理解せしめる爲に、これを指掌や指節に配置した圖が行はれてゐる。それはゲルマン民族に於いて親族を人身に比し各親族を人體の關節に配當せるを聯想せしむるものである。

8 唐六典卷十六宗正寺。唐會要卷六十五宗正寺所載の舊例は、唐六典に據つたものである。らしく、兩者ほほ同文である。尙、新唐書卷四十八百官志宗正寺條をも參照。

9 唐會要卷六十五宗正寺。

10 唐代の五等親制に就てはなほ中田博士前掲三五頁以下。

第四節 親族關係の發生と消滅

〔一〕 親族關係の發生 親族關係は出生、婚姻及び養子縁組によつて發生する。親子關係や自然血族關係が、出生によつて發生することはいふまでもない。配偶者關係、第二節に述べた婚姻兩族關係、繼親子關係及び嫡母庶子關係等は共に婚姻を發生原因としてゐる。又、養親族關係の發生は養子縁組による。

〔二〕 親族關係の消滅 親族關係は、死亡、離婚、離縁、改嫁によつて消滅する。親族が死亡するも親族たりし事實は消滅しないが、生存者間の法律關係としての親族關係は死亡によつて消滅する。配偶者の死亡は配偶關係の消滅を來すが、婚姻によつて生じた他の親族關係にまで直ちに影響を與へるものではなかつた。配偶者關係は離婚により、養親族關係は離縁によつて消滅する。婚姻を發生原因とする他の親族關係も、離婚により或は夫の死後の改嫁によつ

て消滅した。但し自然血族關係は離婚や改嫁によつては必ずしも消滅しないものとされた。古くは儀禮喪服傳の鄭注に「母子至親、無絶道」と見え、通典所引の晉代の説にも同様に

晉步熊問曰……許猛答曰……母子至親、無絶道、則非母子者出、則絶矣。是以經文不見出祖母之服。若苟無服、則無繫祖存亡、又問、爲人後者爲母、出妻之子爲母、皆至親、何以有不杖邪、許猛云、爲人後者、爲父猶不杖、何嫌母乎、奉雖同於至親、已出與母出、義則異也

とあつて、少くとも母子間にあつては、離婚も改嫁も親子關係の消滅原因とならぬものとしてゐる。尤も祖母と孫との關係は論外であるといふ。喪服關係について見ると、大唐開元禮や政和五禮新儀等では、子は嫁母及び出母の爲に三年の喪ではないが、なほ齊衰杖周の喪に服すべきものとしてゐる。

1 通典卷九十四禮五十四四十六爲人後爲出母及出祖母服議。

2 なほ父卒し、繼母改嫁すれば、子はその繼母の爲に服することはないが、繼母の改嫁に従ふ子は繼母の爲に齊衰杖周に服する。

第五節 親族關係の效果

第一款 總 說

本節に於いては、ひろく各般の法律の中にあらはれてゐる親族關係の效果に就て述べることにする。(一)行政法上は親族關係が任官補職制限原因となる場合があり、貢舉の場合には考

試官の廻避原因となる。之に反し、親族關係が却つて官品若くは官職の授與の原因となることがある。(一)刑法上は、親族關係あるを以て、特に刑の加重減免の事由となる場合があり、犯罪を構成すとされる場合がある。又、單に親族關係あるが故に罪を加へられ(族刑、縁坐刑、反對にこれあるが故に罪を減免せられる(議親、蔭)ことがある。(三)訴訟法上にあらはれる親族關係の效果は裁判官の廻避の原因これである。(四)親族間の婚姻障礙、親族的扶養義務や親族的遺産相續權、其の他親族先買權等は、私法上に於ける親族關係の效果である。以下四款に互り、その代表的資料を中心として之を分説しよう。

第二款 行政法上の效果

(一) 官品官職授與原因としての親族關係(行政法上の蔭) 皇帝、太皇太后、皇太后、皇后、或る範圍の親族をはじめ、品官の子孫は、行政法上又は刑法上種々の特典を享受した。かゝる父祖等のあることによつて享受する特典を蔭といふ。刑法上の蔭については後述することとし、こゝには行政法上の蔭を記述する。唐の選舉令によると、皇帝の總麻以上の親、皇太后の周親は正六品上に、皇太后の大功親、皇后の周親は從六品に、皇帝の祖免親、皇太后の小功總麻親、皇后の大功親は正七品上に、皇后の小功總麻親、皇太子妃の周親は從七品上に敘せられ、これらの外戚も亦夫々二等を降して敘せられた。更に郡主縣主を娶る者、郡主や縣主の子も亦この種の殊遇に與つた。因に記すが、唐六典によると、凡叙階之法……有以親戚とあつて、次に皇帝の

總麻以上の五服親のみならず、祖免親の叙階の法が註記されて居り、この場合の親戚には祖免親も含むことが明らかになつてゐる。又選舉令の別條によると、一品以下五品の子は夫々正七品上以下從八品下に敘せられ、三品以上の蔭は曾孫に、五品以上の蔭は孫にも及ぶ。散官の子、勳官の子、國公以下縣男以上の子も亦榮典を授與せられることとなつてゐた。この種の法は宋代にも行はれたものと思ふが、南宋の慶元條法事類の職制門には、その蔭によつて親族に官職を授與する規定、即ち蔭補の法が列擧されてゐる。今、その中の慶元薦舉令の一條によると、大禮に遇へるとき、朝散大夫以下の官人の子は、父の蔭によつて官職を授與せられるのである。蔭は子のみならず、時には期親や大功親、小功親にも及ぶものであつた。又、官吏は前述の蔭補の外、恩澤を以て、その親族に官職を授與せんことを乞ふことができた。前宰相等は二年毎に之を乞ふことができるとなつてゐるし、太中大夫、團練使等を初めて授けられた場合も同様であつた。それに就ては註記せる薦舉令二ヶ條を參照せられたい。更に薦舉令の別條によると、官吏が致仕する場合にも、その總麻以上の親の爲に官職授與を乞ふことができた。以上の如き親族關係の效果は、宋後の法規のうちにも見出すのであつて、元代でいへばそれらは通制條格選舉令の廢例、元典章吏部官制のうちの承蔭等に列記されてゐる。

(二) 任官補職制限原因としての親族關係

(イ) 親族に商工を業とする者ある場合 或者が官吏に任命されるに就ては、其の者が法定の要件を具備すること、即ち任官能力者たることを要し、かゝる任官要件を缺く者はこれを

官吏に任命するを得ざる理であつた。たとへば、唐の選舉令には、諸官人、身及同居大功已上親、自執工商、家專其業、(唐律疏議、宋刑統並有者字)不得仕(仕、白氏六帖作任、仕、上唐六典有入字)とあり、自ら若くは同居の大功已上の親にして、商工業に従事し、或は商工を家業とする場合に於いては、任官要件を缺くものとされた。

(ロ) 父祖の名と府號官稱の同じ場合 子孫が父祖の名を使用することは、一般に廻避すべきものとされてゐた。父祖の名と府號(省臺府寺諸衛、長安縣の如し)官稱(尙書、將軍、卿、監の類)との同じ場合、子孫はその府の官吏となり、或はその官職を受くべきではなかつた。唐律疏議、宋刑統三名例律及びその疏に

諸府號官稱犯父祖名而冒榮居之(疏議曰、府號者、謂統、宋刑、省臺府寺之類、官稱者、謂尙書、將軍、卿、監之類、假有人父祖名常、不得任太常之官、父祖名卿亦、不合任卿職、若有受此任者、是謂(謂、同上)冒榮居之、選司唯貴(唯貴、同上)三代官名若犯高祖名者非とあり、又一職制律及びその疏に

諸府號官稱犯祖父名而冒榮居之……徒一年(疏議曰、府有正號、官有名稱、府號者、假若父名衛、不得於諸衛任官、或祖名安、不得任長安縣職之類、官稱者、或父名軍、不得作將軍、或祖名卿、不得居卿任之類)

とあつて、敢て父祖と同名の府の官吏となり、或は官職を受けるときは、官を免ぜられ、又は徒一年に處せられた。尙、南宋の淳祐令によると、府號官稱が父祖の嫌名(音聲相近き)の場合、及び父

祖の二字名の一に當る場合は、廻避するに及ばぬものとなつてゐる。

(ハ) 親族が同一又は統屬關係にある官司の官吏たる場合(避親の法) 官吏が私情を挾んで公務を誤り、或は環境上第三者より私によつて公を棄てるといふ嫌疑を受けるのを免れしめる爲に、支那では古來、親族を同一官司、或は統屬關係にある官司の官吏となすを得ないものとされた。陔餘叢考は、後漢書蔡邕傳に「祀朝議、以州郡相黨人情比周、乃制婚姻家及兩州人士、不得對相監臨、至是、復有三互法、(三互、謂婚姻之家及兩州人、不得交互爲官也、謝承書曰、史弼、幽冀二州、久缺不補、とあるのを引き、又、晉の荊州都督諸軍事劉宏が、その壻(姻親)の襄陽(屬州)太守に任命されたのを以て、舊制、不得相監臨に牴觸するものと上表し、劉宋時代、中書郎に任ぜられた劉祇が、既に服親たる王羲恭が中書監たるが故に、服親不得相臨として自己の官職を解かんと上請した例を擧げて、避親即ち親族廻避法の由來の古いことを述べてゐる。唐選舉令には、かゝる避親に關する規定があつたものと思ふが、原文が傳らず、唐六典、凡同司聯事、及句檢之官、皆不得注大功以上親、によつてそれを窺ふのみである。又、唐元和十三年避親が問題となつたときも、同一の法律が引用されて、廻避法の説明が行はれてゐる(次掲)。

元和……十三年敕、應同司官、有大功已上親者、非連判及勾檢之官、長則不在廻避改授之限、况故事不必明文具存、其有官署、同職異司、雖父子兄弟、亦無所嫌、起今已後、宜准天寶二年七月敕、處分、時刑部員外楊嗣復、以父於陵、新除戶部侍郎、遂以近例、避請出省、宰臣等舉令式奏請、故有是命焉。

それによると、自己の大功以上の親が、同一官司に於いて連判又は勾檢の官たるときは、之を廻避すべきであるが、然らざれば別に廻避する必要はないものとされた。唐前は姑く措き、唐代に於いて廻避すべき親族の範圍は大功以上の親に限られてゐたものが、宋代に至つてその範圍は擴大されたと同時に、同一官司の官吏たることは勿論職事相干し或は統屬統攝關係にある官司の官吏たることをも得ざるものとされた(第二章第四節第二款第五項に、即ち宋會要に

(熙寧)三年十一月二十六日詔、應内外官事局相干或係統攝、若本族同居無服以上親、異居祖免以上親、親姑姊妹姪女孫女之夫、凡言親者、堂從不避(凡以下八)、其子婿子婦之父、及其親兄弟、母妻親姊妹之婦、親姨之子、親外孫外生女之夫、母本服大功親、若嫡繼慈母亡、即不避(若以下九)、皆令奏請廻避

とあり、又、南宋の淳祐令などに

諸職事相干、或統攝、有親戚者、並廻避(雖非命官而任使、臣差遣者亦是)、其轉運司帳計官、於諸州造帳官、提點刑獄司、檢法官、於知州通判、簽判、幕職官、司理、司法、參軍(餘事司戶、參簿、獄、檢法官同)、亦避、云々

とある如き之である。而して廻避すべき親族を薦擧すべからざるは勿論、廻避すべくして廻避せざるものは杖一百に處せられた。宋會要には、太宗の淳化四年十月以來、乾道九年九月に至る間の廻親の例が、約百條記されて居り、その中の康定二年正月、及び熙寧三年三月の制と、元祐五年十月の廻親の法、及び宣和六年八月、中書省言に見えた政和勅稱親戚條とは、北宋時代の廻親の法研究の中心資料となるものである。一體、宋代は唐代に比し、廻避すべき親族の範圍

等が擴大されて行つたが、これは燕翼詒謀錄等によるも、宋の當初からではなかつたらしい。然し宋の建國から八十年を経た康定二年正月、丁度等の奏言に基いて廻避すべき親族の範圍は本族總麻以上の親及び有服外親、無服外親に及ぶものとなつた(次掲參照)。

康定二年正月二十八日、翰林學士丁度等言、詳定服紀親疎在官廻避條制、請本族總麻以上親、及有服外親、無服外親、並令廻避、其餘勿拘、從之

唐制では、大功以上の親とされたものに比して遙に範圍の擴大されてゐるのを知る。康定二年から三十年後の熙寧三年十一月詔(前掲)では、總麻以上の親の外に同居無服親、異居祖免以上の親をも廻避せしめることとし、本族以外の避くべき親族の範圍を詳定してゐる。右の文中には、妻の大功以上の親や姉妹の子は加つてゐないが、その二十年後の元祐五年十月廻親の法は

(元祐)五年十月五日、吏部、請避親法注文、添入或妻之大功以上、姊妹之夫、及其子、一十四字、從之の如く改定され、これらも、姉妹の夫と共に、註文に規定されたといふ。尤もこの姉妹の夫は、熙寧三年十一月詔にも見えてゐる。宋代に編纂された勅令格式には、廻親の條があり得べきものと思ふが、宣和六年八月の中書省の言

(宣和)六年八月十九日、中書省言、新差夔州路計度轉運副使郭倫狀、爲本路轉運判官張深係倫同堂妹夫、申乞廻避、政和勅稱親戚條、母妻大功以上親、字下、專設姊妹之夫同、於同堂姊妹之夫、不合廻避、詔令吏部申明、遍牒行下

によると、政和勅(政和二年頒行)に稱親戚條なる一條があつて、これには親即ち廻避すべき親として、母妻大功以上親が擧げられ、その注に「姉妹の夫」も記されてゐた。これらは、熙寧、元祐年間の規定に基く所である。かく擴大された避親の範圍は、南宋の法律に於いてもまた踏襲された。慶元條法事類所收の慶元名例勅や景定吏部條法總類に見る淳祐勅(これも名例勅であらう)には

諸稱親戚者、謂同居無服若總麻以上、本宗祖母妻大功以上親、姑姉(姉)姪(姪)孫(孫)女(女)孫(孫)女(女)之(之)夫(夫)姪(姪)女(女)孫(孫)女(女)之(之)子(子)若同女婿子婦之父祖兄弟孫女婿及孫婦之父兄母妻姉妹外孫及甥之夫妻之姉妹之子若

とあつて、親戚の範圍に關する規定がある。これが、政和勅の稱親戚條(前掲)の後身であることは疑ない。而して、その内容も、亦康定、熙寧、元祐、政和の諸法が綜合されてゐること、及び前記諸法に記されざる諸要素もこれに見ることが出来る。因に記すが、慶元條法事類所收の前掲親族範圍に關する規定に就ては、牧野巽氏が研究される由であるが、宋會要所收の諸資料説明の都合上、同氏の高諾の下に之を掲げた。従つて同規定の内容そのものに就ては深く論及しない。又、訴訟法上の關係の款に掲げた慶元斷獄令についても同様である。景定吏部條法總類の淳祐勅は大連圖書館で永樂大典を調査中に見出せる所で、慶元條法事類の誤字も多少修訂し得るものである。

さて、避親の實例に就て見るに、(イ)父(ロ)子(ハ)兄弟(ニ)叔姪(ホ)從兄弟をはじめ、母の親族では(ヘ)母の兄(ト)母の堂兄が廻避されて居り、妻の親族では(チ)宋の淳化四年には妻父が廻避され、景祐二

年にも之を避けんとしたが、詔あつて避くべからずとされ、嘉祐三年七月には、妻死亡せるとき妻父を避けずとする例も存する。更に(リ)治平四年には、妻弟の廻避を許さずとする例がある。(ヌ)紹興四年には、甲の妻と乙の妻と共に同會祖小功親であるが爲に避けられて居り、(ル)同年には妻の兄が(ヲ)乾道六年には妻の叔父が廻避の客體となつてゐる。(レ)元祐の法や政和勅に一致してゐる。其の他(ワ)姉妹の夫(カ)子婦の家(コ)女婿の家(ク)父を廻避せるものがあるが、(ツ)が、かかる廻避規定は熙寧の法以下いづれにも見當らない。宋會要にあらはれた避親の状況を別に表示して置かう。又、親族の避くべくして特旨を以て避けざる例が屢々あり、元祐八年や政和元年には避親の勅行を朝廷に奏請せる例があるが、避親は必ずしも常に勅行されたものではなかつた。抑々宋代に於ける避親の法は、特に比周朋黨を避けんが爲のものであつた。それは宋會要引く政和六年十二月の臣僚の上言に

近嘗論列見任官以親戚廻避者比多得旨特不廻避竊惟嫌疑之際古人動加分別神考熙豐致治之際持之尤嚴

とあり、又宣和七年五月の臣僚の言に「以親嫌乞令廻避以絕黨附之私」とあるによつて知ることを得る。前掲政和六年の資料にもある通り、避親法は神宗の熙寧、元豐時代の黨派的政争と表裏して、その勅行が特に要求されたものであらう。尙、政和勅稱親戚條及び慶元名例勅稱親戚條の如きは、總括的に親戚の範圍を規定せる點に於いては、恰も唐律疏議・宋刑統一職制律本注

「親屬、謂總麻以上及大功以上婚姻之家」に類せるものがあらう。即ちこの政和勅も慶元名例勅同様、或は名例勅であつて、親戚に關する一般的規定でもあつたかも知れない。然しそれにしても特にこの政和勅が避親の法に關係のあつた條文であつたことは、同勅を引用せる宣和六年八月の中書省言によつても考へられ、更に慶元名例勅が避親關係の規定であつたことは、同勅が慶元條法事類職制門の親嫌の部分に存することによつても肯定できよう。淳祐勅の稱親戚者條も景定吏部條法總類の親嫌に關する部門中にあり、慶元勅同様の性質の規定であつたと考へられる。特に宋會要に收むる嘉定六年二月刑部尙書李大性の言は、更にこの點の解明に有力な資料となるものである。これは親族の範圍に關する立法主義を理解する上にも貴重資料なるが故に、宋會要からその全文を移録して置かう。

(嘉定六年二月二十一日、刑部尙書李大性言、慶元名例勅避親一法、該載甚明、自可遵守、慶元斷獄令所稱鞠獄與罪人有親嫌、應避者、此法止爲斷獄設、蓋刑獄事重、被差之官稍有親嫌、便合回避、與銓曹避親之法不同、昨修纂吏部總類通用、今除去名例勅內避親條法、却將慶元斷獄令鞠獄條收入、以此吏部循習、每遇州縣官避親及退闕換闕之際、或引用斷獄親嫌法、抵牾分明、兼斷獄令引兼之項如會相薦舉示合回避、使此法在吏部用以避親、則監司郡守几薦舉之人、皆當引去、以此見得止爲鞠獄差官、所有昨來以斷獄令、誤入吏部總類一節、當行改正、照得當來編類之時、吏部元有避嫌條令、却無引嫌名色、故牽引斷獄令文編入、欲將元參修吏部總類法親嫌門內刪去斷獄令、所有名例勅、却行編入、從之。

右の文によると、慶元名例勅に避親の一法があつて、これに避親法が詳細に規定されてゐたが、それと同時に、慶元斷獄令鞠獄條にも、裁判官と被告等との間に親嫌あつて避くべき場合の規定があつた。その兩者は、かく目的を異にするのみならず、内容も亦異つてゐた。然るに嘉定中、吏部總類の編纂者は、この理を辨別せずして、名例勅を除外し、斷獄令を吏部總類に編入した。これは甚だ事理に疎い誤謬であつて、勿論その修定を要する旨が説かれてゐる。そしてこの奏言は容れられたが、こゝに所謂「慶元名例勅避親一法」「名例勅內避親條法」といはれるものは、蓋し前掲慶元名例勅のことであらうし、「慶元斷獄令鞠獄條」とあるのは、後に訴訟法上の效果に關して説明する斷獄令であると思ふ。かく考へ來れば、前記名例勅の親戚の範圍に關する規定も、主として官職授與に關聯ある條文であると考へて差支なからう。

避親の法の煩瑣複雑であつたのは、宋代及び清代を以て最とし、前後その比を見ない。元明時代の法律にも、たとへば元典章に「父子居於省部、子姪列於州郡、牽挽私樹立黨綱、莫甚於此……有父兄居憲臺察院之職、子姪爲按察司官者、或父兄爲按察司官、子姪於別道爲官、有似此類、宜迴避」とあり、明令の吏令に「凡内外管屬衙門官吏、有係父子兄弟叔姪者、皆須從卑迴避」とある如く、私黨を防壓する爲に避親の法は設けてあるが、その避くべきは、父子兄弟叔姪であるに止まる。然るに清代に至つて再び煩瑣嚴密な迴避制を設けるに至つた。

〔三〕 考試官迴避原因としての親族關係 趙翼によれば、唐代でも考試に際して考試官が親族たる場合、迴避の行はれたことがあるが、その制度として詳密となつて行つたのは宋代以來

と思はれる。この宋代資料には趙翼の引く宋史^{三一}一張士遜傳、或は橋川時雄氏所引の宋會要稿(選舉二十二)の類もあるが、私の特に注意するのは宋會要稿(選舉五)に擧ぐる南宋淳熙中のもの(次掲)であつて、かゝる貴重資料は宋會要稿(選舉)のうちには他に見出さざる所である。

(淳熙四年)十一月二日詔、自今省試、簾外官同姓異姓親、若門客、亦令依簾內官條法、迴避、廉送別院試、……(淳熙五年正月)十九日詔、敕令所將貢院、簾外騰錄對讀封彌監門等官、避親、修入省試條法、既而勅令所、依淳熙四年十一月二日敕、并照應崇寧通用貢舉、敕內餘官、避親之文、參酌擬修下條、諸試院官、謂主司及應親戚、謂本宗祖、免以上、或同居、無服、或親、以上親、及其妻子、或母、及試院餘官、謂監門、巡鋪、封彌、對讀、之類、親戚、謂本宗大功以上、親、或母、妻、期、以上、親、或女、婦、子、婦、期、以上、親、及試院餘官、謂監門、巡鋪、封彌、對讀、之類、並兩相避、若見在門客、每員止一名、亦避、右入紹興重修省試令、從之。

右の内、淳熙五年正月條の貢舉規定では、試院官の親戚、即ち本宗祖、免親以上の親、同居無服親、或は總麻以上親、其の夫子、或は母妻の總麻以上の親、及び大功以上親の夫子、或は女、婦、子、婦の期以上の親は、迴避して、別院に考試を受くべきである。考試餘官の親戚、即ち本宗大功以上の親、或は母妻の期以上の親、並に親女、親姉妹の夫子の場合も、これと同様である。この規定は淳熙五年はじめて生じたものではなく、北宋の崇寧通用貢舉勅、或は淳熙四年十一月勅(前掲)に連絡あるものである。なほ前記淳熙五年正月條の貢舉規定で特筆すべきは、同じく親戚とはいひ、條任官授職のときの同司官迴避や、裁判官迴避の場合の親戚と、必ずしも同じからず、殊に貢舉規定の同一條内でありながら、内容を異にする二つの親戚が、個別的に擧げられてゐることである。

つて、親戚はその場合々に應じて特定されるものであることが明示されてゐる。

元代でも、元史^八選舉志に見る如く、舉人と考試官とが五服内親の關係にあるときは、迴避せしめたが、清代では迴避を同宗無服親に及ぼせる場合があつた。

〔四〕免役原因としての親族關係 唐代、皇親は勿論、太皇太后、皇太后、皇后、皇后的總麻以上の親をはじめ、文武職事官三品以上、及び郡王の周親と同居大功以上の親、五品以上及び國公の同居周親は、課役を免ぜられる特典を享受したのであつて、唐賦役令には

諸皇宗籍屬宗正者、及太皇太后、皇太后、皇后、皇后的總麻以上親、內命婦一品以上親、文武職事官三品以上、若郡王、周(周、原作期、下同之)親、及同居大功親五品以上、及國公同居周親、(文武以下三十一字、唐六典作、作郡王及五品以上父祖兄弟、職事、勳官三品以上有封者、若縣男父子)並(並、唐六典作、悉、通考作皆)免課役

と規定されてゐるが、宋代にも同様の法文があつた。たとへば、元豐令、諸宗室在宗正屬籍(在、以下、字、宋史作、)及太皇太后、皇太后(皇太后、以、意補之)皇后、總麻以上親、並免色役^二では、皇親の外、太皇太后、皇太后、皇后的總麻親に對しては、色役を免するものとしてゐる如きこれである。

1 唐六典卷二吏部郎中條、皇親親、唐會要作帝總麻以上、及皇太后周親、正六品上、皇太后大功親、皇后周親、從六品上、皇上下、同上有帝字、祖、免親、同上、无、以下同之、皇太后小功總麻親、皇后大功親、正七品上、皇后小功總麻親、皇太子妃周親、從七品上、其、同上、无、外戚、各依本服降二等、敘、娶、郡主者、出身、六典、无、正六品上、娶、縣主者、同上、无、正七品上、郡主子、出身、從七品上、縣主子、從八品上、敘、又、大、金、集、禮、卷九、親王公主所引選舉令。拙著、唐令拾遺、昭和八年三月二九頁。

2 唐六典、唐會要並に前掲、一品子、正七品上、敘、敘下、唐會要有至字、從三品子、遞降一等、四品五品、品下、同上有各字、有第五節 親族關係の效果 二九五

正從之差亦選降一等從五品子從八品下敘國公子亦從八品下(從五品以下十七字、同上作從五品並國公子八品下敘)三品已上蔭曾孫、五品已上蔭孫、孫降子一等、曾孫降孫一等、散官同職事、若三等帶勳官者、同上、(即依勳官品同職事蔭、三以下十五字、令集解作三位、補)以上、帶勳位高、同勳階蔭、四品降一等、五品降二等、郡縣公子、準從五品孫、縣男已上子降一等、勳官二品子、又降一等、二王後子孫、準正三品蔭、補著前揭三〇〇頁。

3 慶元條法事類卷十二職制門(蔭補)所收蔭舉令。拙著前揭三〇二頁。「諸朝議大夫、至帶職朝奉郎以上、直祿開以上爲帶職、正提點刑獄以上、同帶職、餘條帶職准此、及諸衛大將軍、武功至武翼大夫、初遇大禮、(任諸衛將軍、及武功至武翼、即已蔭補者非、即已蔭補壹名、而又遇大禮、後轉授者聽、通理爲兩遇之數、聽蔭補子孫、(年陞拾、而無子孫者、聽蔭補期親、即已蔭補、而被蔭之人身亡者、次遇大禮、聽別蔭補、又兩遇大禮、(初遇無應奏人、至再遇者同、)朝議奉直大夫、諸衛大將軍、武功至武翼大夫、聽蔭補大功親、朝議大夫以下、至帶職朝奉郎以上、聽蔭補期親、又兩遇大禮、並聽蔭補小功親、(諸衛大將軍、武功至武翼大夫非)衛、市村博士、東洋史統第二卷、昭和十五年一月四六九頁以下參照。

4 慶元條法事類卷十二職制門(恩澤)所收蔭舉令、諸前宰相執政官、(致仕同、)每貳年聽陳乞親、恩澤壹次、(諸初授太中大夫、團練使以上、及殿前馬步軍都虞侯、四廂都指揮使、各聽陳乞親、)以上、親一名恩澤、至授學士」

5 慶元條法事類前揭所收蔭舉令、諸中大夫至朝奉郎及武功至武翼大夫、(正侍至武翼郎、見無身自蔭補人者同、)乞致仕、而不願轉官者、受勅參日內、本州取素文狀保明運速奏、聽補本宗、聽以上、親壹名、中大夫至中散大夫、武功至武翼大夫、帶遙郡者、蔭補外、聽陳乞親、或一名恩澤、即正侍至武翼郎、見有身自蔭補人、及訓武修武郎、開門祇候、見理親民、并承議奉議郎、聽陳乞親、以上、親恩澤、准此」

6 通制條格卷六選舉廢例、諸職官子孫蔭叙。正壹品子正五品叙云々、元典章卷八吏部二官制二承蔭。

7 唐六典卷二吏部郎中條。唐律疏議、宋刑統卷二十五詐僞律疏引選舉令。白氏六帖事類集卷二十四商賈引選舉令。拙著前揭二九四頁。尙唐の戸令、諸習學文武者爲士、肆力耕桑者爲農、巧明本近、衛本等唐六典作工、今據宋本、日本大寶令逸文作功、作賀、日本大寶令逸文作貨、易者爲工、屠沽與販者爲商、工商皆謂家專其業、以求利者、其織組組之類非也、工商之家、舊志作雜類、不得預於士、(士下、同上有伍字)食祿之人、(人同上作家)不得登、(同上作與)下人之、(之同上作爭)利、(食祿以下十一字、同上在於工商上)に、何を商工といふかを規定すると共に、商工

の家の官吏となるを得ざること、及び官吏が商工を營むを得ざることが規定されてゐる。これによれば、官吏も亦一面には能力が制限されてゐたわけである。前記戸令は舊唐書卷四十八食貨志、唐六典卷三戸部郎中員外郎條、中田博士、唐令と日本令との比較研究、法制史論集第一卷六六五頁、及び拙著、唐令拾遺二四四頁以下參照。

8 永樂大典本景定吏部條法總類(大連圖書館藏)差注門六、親緣、淳祐令、……諸府號官稱、犯父祖緣名、及貳名偏犯者、皆不避、(は親緣の縁は吏部條法總類前掲)の「諸緣應避者謂有讎怨」によると讎怨の意である。

9 該餘叢考卷二十七仕官避本籍及び親族回避。

10 橋川時雄氏は教授上の教材として、昭和十五年一月「迴避制度考畧」なる稿本を印に付し、一本を惠與された。いづれ學界一般に流布される日があらうが、同書は該餘叢考も引用し、支那歴代の迴避制の諸例を、本籍迴避以下、貢舉迴避、師生迴避に至る八章に分類収録したものであつて、その詳密は、勿論、趙翼の上に出でゐる。蓋し、支那歴代中、迴避制度の最も嚴密なものは宋代及び清代であつたらうが、橋川氏の著に於いても清代資料の數々が擧げられてゐる。私は昭和十五年夏、秋、北支旅行の途次、たま／＼大連圖書館で筆録してゐた永樂大典本吏部條法總類の親族迴避資料(本款所掲、なほ後記の註24參照)を同氏に提供し、且、唐代資料としては唐六典、又、宋代資料としては宋會要(職官親緣)及び慶元條法事類に好資料の存することを述べた。吏部條法は幸に収録され、又、宋會要(選舉十五、二十二)のあるものも、私見に俟つまでもなく、登載されたのであるが、これのみならず、唐六典、宋會要(職官)或は宋會要(選舉五)のうちの淳熙五年正月條及び慶元條法事類も好資料である。橋川氏の研究紹介かた／＼、右を附記する。尙、清代の避親法は清國行政法に詳しい。註22參照。

11 唐六典卷二吏部尙書侍郎條。

12 唐會要卷五十七尙書省。又、新唐書卷百九十七賈敦頤傳。

13 燕翼貽謀錄卷四、開初州郡官屬、皆長史自行奏、姓名未聞於朝、已先莅職、泊至命下、則已莅、月日皆爲考任、大抵皆其宗族親戚也、太宗雍熙四年八月乙未、詔曰、諸處奏薦、多是親黨、既傷公道、徒啓佞門、今後如何有員闕處、當以狀聞、によると、宋初州郡の官屬は、皆長史の奏薦にかゝれる爲、その親黨を奏薦する者が多く、官吏に任命されざる

に先つて職に莅める状態であつた。従つて太宗は雍熙四年八月乙未詔して奏薦手續を改め、親黨奏薦を避せしめた。宋會要稿第九十七冊職官六十三避親縁によると、宣和三年四月條に、父子叔姪が同時に同一州の官吏となるを禁ずる文があり、政和六年十一月條には廉訪使と本路在任官との通婚を禁止する文がある。

¹⁴ 宋會要稿第九十七冊職官六十三避親縁。

¹⁵ 永樂大典本景定吏部條法總類(前掲)。又、慶元條法事類卷八職制門親縁所收職制勅をも参照。なほこの令が北宋の元祐八年より前の法律に由来するものであることは、宋會要職官六十三避親縁(元祐八年四月二十三日臣僚上言伏見、自祖宗以來條制、凡官員親戚、於職事有統攝、或相干者、並避)によつて知ることができる。

¹⁶ 慶元條法事類卷八職制門(親縁)職制勅、諸應避親、而輒之官者、杖一伯、仍不理爲在任月日、卷十四選舉門(薦舉總法)應舉令、諸親戚於法應避者、不許薦舉。

¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ 宋會要稿職官六十三避親縁。

²¹ 慶元條法事類卷八職制門(親縁)名例勅。永樂大典本景定吏部條法總類(前掲)。なほ、淳祐勅に「諸縁婚姻應避親者、定而未成亦是」なる規定もある。

²² 尙(一)宋會要所收熙寧三年十一月の避親の法(前掲)によると、嫡繼慈母の死亡せるときは、嫡繼慈母の親族は避けるに及ばずとする規定がある。(二)慶元條法事類所收の名例勅(前掲)には、姪女孫女の子、祖の兄弟、孫女婿、孫婦の父兄弟、妻及び姉妹の夫の父、妻の姉妹の子、外祖父及び舅も避すべしとする明文がある。

²³ 牧野巽氏「明律に於ける親族範圍の擴大」昭和一三年七月歴史學研究第八卷七號二四頁(參照)。

²⁴ 拙文「永樂大典本宋代法律書過眼録」昭和一五年一〇月滿鐵大連圖書館報「書香」第一二五號一頁以下。又、近刊の豫定となつてゐる拙文「永樂大典本宋代法律書二種」吏部條法總類と金玉新書(東方學報東京第一二ノ一)參照。

²⁵ 宋會要稿第九十七冊職官六十三避親縁(景祐五年三月六日翰林學士李淑言、……唐朝獨孤、爲妻父任宰相、亦罷學士之職)に見る如く、唐代でも事實上妻父を避避したことがある。

避避の年月日	避避の客體	備考
淳化四年十月 天禧二年五月 明道二年十一月 景祐二年八月 五年三月	妻父 近親 親戚 外舅(妻父) 父	詔あつて避けず
慶曆五年二月 四月 八月 十一月	兄 女婿の親兄・親家 親家 親縁 姻家 妻父 妻父 親戚(祖孫及期已上親を含む)	妻死亡の場合は避避せず 詔あつて避避を許さず
嘉祐元年三月 三年三月 七月 八年十二月 治平元年正月 四年正月 熙寧元年正月 三月 二年二月 正月 十月	親 兄 親縁 親	
三年十一月 四年二月	本族同居無服以上親異居祖免以上親云々避避	

九年正月 元豐元年十月 二年六月 四年七月 六年七月 元祐元年八月 五年十月	親の表弟 親縁 親 親縁 妻父	避親は賢路を妨ぐる所以として避を許されず
紹聖四年十二月 建中靖國六年九月 政和元年三月 十二月	親縁 親縁 親(女婿の家)	避親法注文添入或妻之大功以上姉妹之夫及其子
(政和敕) 六年十一月 宣和二年九月 十二月 三年四月 四月 六年八月 十一月 靖康元年五月 建炎元年五月	政和敕稱親戚條母妻大功以上親云々姉妹之夫云々 子婦の家 妻父 親妹の夫・子婦の父 親縁 父子叔姪 同堂妹夫 兄 妻の同堂兄 父	昭あつて避をなさず 父子叔姪同時に同一州の官吏となるを許さず 政和敕に同堂姉妹之夫を避くるの文なし避を許さず

九月 四年七月 紹興二年十一月 三年三月 四年四月 五月 九月 五年閏二月 八年十一月 十年十月 十一年四月 七月 八月 九月 十三年九月 十四年五月 五月 二十五年十月 三十年三月 隆興二年十月 十一月 乾道六年二月	弟 姻家 女婿 姉之夫 兩名の妻が夫々同會祖小功 親なるとき 從兄 妻之兄 妻姉之夫 父 堂兄 親弟 從兄弟 親姉之夫 婚姻之家 本宗有服兄 前妻之親叔 親縁 舅 母の兄・母の堂兄 姻家 再從姉之夫 妻之叔父	昭あつて避を許さず 昭あつて避を許さず 昭あつて避を免ず 昭あつて避を許さず 昭あつて避を免ず 昭あつて避を免ず 昭あつて避を免ず 昭あつて避を免ず
--	--	---

宋會要稿第九十七冊職官六十三避親屬(元祐)八年四月二十三日臣僚上言伏見自祖宗以來條制凡官員親戚於職事有統攝或相干者並避近時朝廷侍從近臣職事或有親戚相妨多用特旨更不避今乃類使叔姪兄弟更相臨統則是按察之法名存而實廢矣望應今後內外官職事有親戚相妨並令依法避更不降特不避指揮詔依奏內有服紀遠職事疎臨時取旨及(政和元年)八月十三日臣僚言在京內外局所應親戚職事相干或相統攝法所當避者欲乞並今逐處檢舉依法如敢隱蔽尙容在任委御史臺覺察詔立法開奏今看詳修立下條諸在京內外官司職相干或統攝係親法應避而隱蔽容留在京者委御史臺覺察開奏參照

宋會要稿第九十七冊職官六十三避親屬。

宋會要稿第六十四冊刑法一格令三。

元典章卷八吏部二官制二父子兄弟做官避條。

清代之避親制度については清國行政法第一卷下(大正三年三月二六二頁以下)又橋川氏前掲參照。

陝餘叢考前掲。橋川氏前掲云「叢考宋史張士遜傳科場初用糊名法士遜爲巡捕官以進士有姻黨請避自足有親嫌者皆移試著爲令」○宋會要第一一十六冊選舉二十二慶元五年正月二十五日命朱茂真點檢試卷避親別

試○夷堅志汪義和預鄉薦淳熙辛丑其弟義端爲文院點檢試卷官牒詣別頭乃奏名以黃甲榜登第

宋會要稿第九冊選舉五貢舉雜錄。

元史卷八十一選舉志「舉人與考試官有五服內親者自須避云々」清代之ものは清嘉慶會典事例卷二百七十

七等。橋川氏前掲參照。

唐六典卷三戶部郎中員外郎條唐律疏議宋刑統卷十二戶婚律疏。中田博士前掲六九四頁。拙著前掲六八

六頁參照。

宋會要稿第五十六冊食貨免役錢宋史卷百七十八食貨志。拙著前掲六八七頁。

第三款 刑法上の效果

〔一〕 刑の加重減免事由としての親族關係 唐前の法に於いても親族關係は刑の加重減免

の事由となつてゐたものと思ふが特に親族關係による加重が目立つてゐる。たとへば漢景帝時代の漢律に依律殺母以大逆論とあり漢の董仲舒決獄に或曰毆父也當梟首とあり晋書三刑法志に見る魏律序略に毆兄姉加至五歲刑とあり又宋書八顧頌之傳に傷死人四歲刑妻傷夫五歲刑子不孝父母棄市とある如きこれであつて被害者が父母兄姉又は夫の如き尊長であり加害者が子弟妹又は妻の如き卑幼である場合にはかゝる身分關係なき凡人相互間の犯罪と異り刑罰が加重せられるのである。次には唐宋時代の刑法典唐律疏議及び宋刑統を中心とし慶元條法事類等を參考して刑の加重減免の代表的事例を記述しよう。

(イ) 親族殺害 唐律疏議宋刑統一名例律の規定に犯罪中の「甚惡」といはれる十種のもの、即ち十惡があるがその第四の惡逆に擧げられたのは祖父母父母(直系尊屬)を殺さんと謀り伯叔父母姑兒姉外祖父母及び夫夫の祖父母父母(尊長及び夫)を殺せる罪である。賊盜律によると期親尊長外祖父母夫の祖父母父母を殺さんと謀る者は並に斬刑に處せられる。唐律宋刑統の極刑は斬である。明清律は斬より重き凌遲處死なる極刑を規定し親殺しにはこの極刑を科する。嘗て桑原博士は唐の名例律に親殺しは惡逆とする文はあるが「かゝる行爲に科する實刑を掲ぐべき賊盜律には諸謀殺期親尊長外祖父母夫之祖父母父母者皆斬とあるのみで子孫が祖父母父母を殺害せんとした場合の處分が掲げてない」といひ唐律に親殺しの條項を缺いたと思はれる理由として(第二)親殺しの條項は風教上法文に明記したくないといふ遠慮及び(第三)唐律では斬が極刑である。斬以上の刑罰はない。然るに期親の尊長即ち伯叔

父や兄弟を殺害せんとする計畫の者を已に斬に處するのであるから、又單に毆祖父母父母者をも已に斬に處するのであるから、それ以上謀殺祖父母父母者に適用すべき刑罰が、律にないといふ實際上の困難なる二點を擧げ、且、薛允升の說、不忍言也⁽⁵⁾を引いてその參考として居られる。私見を以てすれば、桑原博士や薛氏の說に一理がないとはいへぬが、然しこれは主として立法技術の上から説明のつくことであつて、名例律の十惡の一に親殺しを擧げてある以上、唐律が親殺しを風教上明文にしなかつたとか、不忍言也とかいふだけでは未だ十全の論結とはいへないと思ふ。又、親殺しに適用すべき刑罰が律にないといふ事實上の困難があるとも、無謀殺祖父母父母罪名とも一概にはいへない。唐律に斬以上の刑罰はないならば、親殺しには斬刑が加へられると解して差支ない。即ち唐律疏議六名例律に諸斷罪而無正條、其應出罪者、則舉重以明輕、其應入罪者、則舉輕以明重とあり、その疏文

案賊盜律、謀殺期親尊長皆斬、無已殺已傷之文、如有殺傷者、舉始謀是輕、尙得死罪、殺及謀而已傷、是重、明從皆斬之坐、又例云、毆告大功尊長小功尊屬、不得以蔭論、若有毆告期親尊長、舉大功是輕、期親是重、亦不得用蔭、是舉輕明重之類

によると、本條の具體的適用例が示されてゐる。案するに、賊盜律には單に親ばかりでなく、期親尊長を殺さんと謀る者は皆斬とあるに止まり、期親尊長を已に殺し、已に傷つけた場合については直接その規定を明示してゐないが、單に殺さんとはかつてすでに斬ならば、すでに殺傷を加へた以上、之に斬刑を科するは當然であり、これ本條に輕きを擧げて以て重きを明らかに

すとある所以である。又、名例律によるに、大功尊長を毆告する者に對しては蔭の特典が與へられないとあるに止まり、同條には直接期親尊長を毆告せる場合の文はないけれども、これまた輕きを擧げて以て重きを明らかにする所であつて、期親尊長の毆告の場合を考慮の外に置けるわけではない。これによつてこれを見れば、たとへ期親尊長殺害の罪に關する直接の規定がなくとも、その殺害者に斬刑を加へると同様、親殺しに對しても斬刑を加ふべきは、唐律疏議の豫定する所に外ならない。唐律は輕き期親尊長を殺さんと謀るの罪を擧げて、以て重き祖父母父母殺害の罪を明らかにせるものといふべきである。況や名例律に十惡の一として親殺しを擧げてあるに於いては、親殺しが唐律に豫定されてゐないと見るべきではない。唐律宋刑統の十惡の第八、不睦に擧げられたものに、總麻以上の親を殺さんと謀るの一項目がある。而して賊盜律によると、總麻以上の尊長を殺さんと謀るものは流二千里、已に傷けたときは絞、又已に殺せるときは斬に處し、尊長が卑幼を殺さんと謀るときは故殺罪より二等を、已に傷けたときは一等を輕減し、已に殺せるときは故殺の法によつて刑を科する。

(ロ) 親族傷害 唐律疏議宋刑統一名例律十惡の不睦には夫及び大功以上の尊長、小功尊屬を毆る項が存するが、鬪訟律では尊長を毆るときは凡人を毆るときより刑を加重し、卑幼を毆るときは逆に輕減すべきものとしてゐる。明清律の刑律鬪毆にも同種の規定があるが、但し明清律には同宗無服親を毆つた場合の規定が設けられてゐる。

(ハ) 親族を奴隸に賣る行爲 唐律疏議宋刑統名例律十惡の不睦の内に、總麻以上の親を

賣る一項があるが、賊盜律には期親以下の卑幼(無服のものを含む)を奴隸に賣れるときは徒三年、乃至一年半の刑に處する事となつて居り、それ以外の親族を賣れる場合には、凡人和略之法に従ふべきものとしてゐる。

(三) 親族及びその妻妾を姦淫する行爲 唐律疏議宋刑統名例律十惡の内亂に擧げられたものは、小功以上の親族及び父祖の妾を姦せる罪であつて、雜律には總麻以上の親及び總麻以上の親の妻を姦する者は合意であつても徒三年、強する者は流三千里の刑に處するのをはじめ、親族を姦せる場合の刑は、凡人を姦せる場合より遙に加重されてゐる。なほ、右に所謂内亂には同宗總麻親の姦は入らぬが、南宋の慶元雜勅には、諸姦同宗總麻親者入内亂とあつて、之をも加へることとしてゐる。即ち慶元雜勅は宋刑統の存在を前提とし、之を敷衍せるものである。明清律の名例律の内亂は、唐律と同様に、小功以上の親を姦するのを内亂として取扱ふが、刑律(犯姦)に於いては唐律と異り、總麻以上の親のみならず、同宗無服親及び無服親の妻との姦も亦刑の加重原因とする。

(ホ) 親族所有物の侵害 唐律疏議宋刑統^五廐庫律では、總麻以上の親の馬牛を殺せる時は、所有者が殺せる場合と同じく徒一年の刑に處する。總麻親以外の者の馬牛を殺せる時は、徒一年半の刑を加へられるのであるから、それより見れば、刑の輕減が行はれてゐるわけである。南宋の慶元廐庫勅には、諸殺總麻以上親馬牛各減凡人參等の如く、唐律疏議宋刑統と同種の規定がある。尙、親族相盜の場合に於いては、親族關係なきものが財物を盜める場合より、刑

を輕減する規定が賊盜律にある。その親族の範圍は、唐律では本服總麻以上及び大功以上婚姻の家であるが、五服圖解に引く親屬相盜例

建德路、延祐六年六月二十二日、承准江南浙西道肅政廉訪司牒文、……議得、御史臺元呈、監察御史所言、親屬相盜、立制不同、既無服之親相犯者、止科其罪、免追倍贓、俱不配流、仍免刺字、其有服之親、今後、凡尊長於別居卑幼家竊盜、若強盜、及卑幼於尊長家、行竊盜者、總麻小功親、減凡人一等、大功減二等、周親減三等、亦依上例、不刺不配、免追倍贓、其卑幼於尊長家強盜、以凡人論、以此參詳、如准監察御史所言、遍行爲例

では、無服親間の相盜も刑の輕減事由となる。この五服圖解によると、延祐六年當時までは、無服有服を問はず、親族間の相盜であれば、共に刺配せられ、贓を追徴せられることがなかつたが、延祐六年以後、總麻以上の親の相盜の場合については、更に夫々刑が輕減されることとなつた。明清律刑律(賊盜)にも、總麻以上の親のみならず、無服親の相盜の場合に刑の輕減を行ふこととなつてゐる。これは恐らく前記の如き元代法に由來する所であらう。

(ハ) 親族を藏匿、隱避する行爲 犯人の親族が犯人を藏匿、隱避する行爲は罪とならず、又、刑を輕減すべきものとされた。唐律疏議宋刑統^六名例律では、同財同居者(小功親總麻親は勿論、袒免、無服も之に含む)、大功以上の親(同財同居に非ざる者)、外祖父母、外孫、孫の婦、夫の兄弟及び兄弟の妻に限り、謀叛以上の罪を犯せるときに非ざれば、之を藏匿、隱避するも罪せられることはなかつた。小功以下の親族を藏匿、隱避するときも、凡人の場合より刑三等を輕減せられる。

この法律が南宋の慶元時代の現行法であつたことは、慶元捕亡勅に「因親屬或得相隱者首告減等」とあり、又捕亡勅の別條に「尊長と他人との和姦に就て」

諸同籍若本宗異居總麻以上尊長本宗總麻以上親之母妻應爲尊屬者同與人和姦不許告捕因與姦人爭競致彰露亦相連及者不從告坐即

因姦事而殺傷姦人者聽依捕格法罪至死者奏裁和姦之人兩論如法

とあるので知れる。又本法は金律にも踏襲されてゐた。その名例律に「諸同居大功以上親及婚姻之家有罪相爲容隱小功以下減凡人三等」とあるものこれである。明清律には名例律に於いて大功親小功親等に關する規定のみならず直接無服親の場合の規定も置き無服親の容隱等は凡人の場合に比し刑一等を輕減するものとしてゐる。

(二) 犯罪構成事由としての親族關係

(イ) 親族間の婚姻 唐律疏議宋刑統戸婚律では同姓間に於いて婚姻する者は之を徒二年に處し、總麻以上の親と婚するときは姦を以て論じ、雜律姦條が適用せられる。同姓同宗ではない外姻でも服屬關係ある外祖父母舅姑妻の父母や同母異父姉妹等との婚姻も亦姦を以て論ぜられる。其他嘗て祖免親の妻たりし者と嫁娶するときは杖一百、總麻及び舅甥の妻たりし者と嫁娶するときは徒一年、小功以上の妻たりし者と嫁娶するときは姦を以て論ぜられ、妻の場合には並に二等を減せられる。即ち親族のみならず風化維持の立前から嘗て親族の妻たりしに過ぎず、現在親族關係なき者の間にも婚姻を禁止し、禁を犯す者に對しては制裁を加へるものとしてゐる。明清律の戸律婚姻には同宗無服親及びその妻との婚姻を禁止して

るが、同宗無服親の婚姻禁止規定は唐律では同姓婚禁止規定中に包括されるものである。

(ロ) 尊長及び夫を罵詈する行爲 唐律宋刑統名例律十惡第七の不孝には、祖父母父母を詈罵する一項があるが、鬪訟律によれば、祖父母父母を罵るときは之を絞刑に處し、その他尊長及び夫を罵詈する行爲を罰する規定がある。明律の刑律罵詈では、凡人に對する罵詈も亦罪となるべき行爲であるが、唐律では尊長及び夫を罵詈する行爲のみを可罰なものとしてゐる。

(ハ) 親族を告言する行爲 唐律疏議宋刑統名例律十惡第七の不孝に、祖父母父母を告言する行爲が擧げられてゐる。而して鬪訟律では(一)親族でも謀叛以上の罪あるとき、及び(二)尊長でも直系尊屬に非ず傍系尊長によつて財産乃至身體に侵害を加へられたときの二つは例外であるが、然らずして總麻以上の親を官に告言することは禁止されて居り、祖父母父母の罪を告言する者は絞期親尊長外祖父母夫の祖父母を告言する者は徒二年、大功尊長を告言する者は徒一年半、小功總麻尊長を告言する者は徒一年に處する。卑幼を告言することも禁止されてゐるが、その罪は尊長を告言するときよりは軽く、總麻小功卑幼大功以上卑幼期親卑幼を告言すれば、夫々杖八十、杖七十、杖六十に處することとする。右の刑は誣告でない場合でも加へるのであり、誣告するときはまた別に考慮せられる。尙律では凡人を告言することは禁ずる限りではなく、凡人を誣告する行爲のみが可罰的とされるに過ぎない。

(三) 族刑・緣坐刑 族刑及び緣坐刑は親族に罪を犯せるものあるとき、自ら罪を犯すこととはなくして加へられる刑罰であつて、唐律疏議及び宋刑統には族刑の名稱を用ゐた規定はない

が、賊盜律の謀反大逆條及び謀叛條に緣坐刑の規定がある。詳しくは第二章第四節第三款を参照せられたい。

〔四〕刑法上の蔭 皇帝、太皇太后、皇太后、皇后その他官吏等、特定の地位を有する者の親族は、刑法上に於いても特典を享受し、罪を犯せる時も、所司が直接斷罪することなく、朝に議し、或は上請し、所司に於いて斷罪するときも刑を輕減し、又、贖罪することが許されてゐる。尤も、かかる特典を享受する親族の範圍、即ち蔭の及ぶ範圍は、先に述べた行政法上の蔭の場合と必ずしも同じではない。唐律疏議、宋刑統名例律では、議親、議故、議賢、議能、議功、議貴、議勳、議賓を八議といひ、これ等の者が死罪を犯せば、特別の手續によつて斷罪が行はれた。即ち所司より議せんことの奏請があり、之に基き諸司七品以上の集議によつて斷罪を行ふもの之である。而して流罪以上を犯せるときは上請なく、所司に於いて斷罪を行ふが、その場合でも刑は特に一等を輕減することとしてゐる(名例律議章)。この八議の中の議親は、皇帝祖免以上の親、太皇太后、皇太后、總麻以上の親及び皇后、小功以上の親之である。即ち皇帝の蔭、太皇太后及皇太后の蔭、皇后の蔭の及ぶ範圍は、夫々異なるものである。皇太子妃の大功以上の親は、議親の中には加へられぬが、なほ八議の人の期以上の親及び孫、嫡孫、衆孫、並にその婦、曾玄孫と共に、死罪を犯すときは所司之を上請し、流罪以下は所司に於いて罪を斷するが、なほ刑一等を輕減することとなつてゐる(名例律請章)。又、官爵五品以上の者の祖父母、父母、兄弟、姉妹、妻、子孫は、流罪以下を犯せるときは刑一等を減する例に従ふ(名例律減章)。又、八議の人(皇帝祖免親以下、議親等)、皇太子妃大

功以上の親、八議の人の期以上の親、及び孫、官爵五品以上の者の祖父母、父母、兄弟、姉妹、妻、子孫及び七品以上の者の祖父母、父母、妻、子孫は、流罪以下を犯せるときは、贖罪をなすことを得た(名例律贖章)。南宋の慶元條法事類では、蔭によつて贖罪することを蔭贖といひ、蔭贖に關する名例勅や斷獄令を収録して居る。

- 1 拙文、唐律に於ける通則的規定の來源(昭和一五年七月東方學報東京第一一冊之二、二五四頁以下)。
- 2 通典卷百六十六刑四雜議上。
- 3 太平御覽卷六百四十刑法部。
- 4 桑原博士支那の孝道殊に法律上より見たる支那の孝道(昭和一〇年一〇月支那法制史論叢五三頁以下)。
- 5 讀例存疑卷卅七、唐律詆言、毆父母者斬、其不言殺死者、不忍言也、爾時並無凌遲之法、故律無文、唐明律合編卷十八「唐律……無謀殺祖父母、父母、罪名、蓋罪至於皆斬、法已盡矣、且逆倫大變、律不忍言也」。
- 6 11 明律は牧野巽氏明律に於ける親族範圍の擴大(昭和一三年七月歷史學研究第八卷七號一頁以下)。
- 7 慶元條法事類卷八十雜門(諸色犯姦)所收の雜勅。
- 8 慶元條法事類卷七十九畜產門(殺畜產)所收の廐庫勅。
- 9 五服圖解(宛委別藏本)服例に親屬相盜例と題す。この五服圖解の文の後には、今來、端禮切觀此例、雖有減等之服名、不見所載何種是總麻之親、若小功之類、愚以五服分一百九十二章、如蒙用斯服、詳其所犯、正是何種親屬合該何等服紀、而後明立文案、依例裁減定罪、如此則刑法有所備矣、然此乞賜詳酌施行」と記され、五服圖解を作成する動機は、延祐六年の親族相盜例に見る如き五服を一般人のために知らしめんとするにあつた。
- 10 唐律疏議、宋刑統卷六名例律及び疏文、諸同居若大功以上親、及外祖父母、外孫、若孫之婦、夫之兄弟、及兄弟妻、有罪相爲隱、(疏議曰)同居、謂同財共居、不限籍之同異、雖無服者、並是、若大功以上親、各依本服、外祖父母、外孫、若孫之婦、夫之兄弟、及兄弟妻、服雖輕、論情重、故有罪者、並相爲隱、反報隱、隱下、宋刑統有俱字、此等外、祖不及曾高、外孫不及曾玄也」。

13 慶元條法事類卷七十五刑獄門(都送罪人)捕亡勅諸配軍逃亡捕獲者元配沙門鳥及元犯持仗強盜謀殺人各罪至死貨命若會降及因親屬或得相隱者首告減等依上禁軍法逃亡後雖有罪犯而情理不至兇惡罪至死者奏裁不持仗強盜罪至死貨命若會降及因親屬或得相隱者首告減等

14 慶元條法事類卷八十雜門(諸色犯姦捕亡勅)唐律疏議宋刑統卷五名例律問答(又問)總麻以上犯罪共亡得同捕首法以否(答曰)總麻以上親屬有罪不合告言藏亡尙許減罪豈得輒相捕送此捕爲凡人發例不與親戚生文若捕親屬首者得減逃亡之坐本犯之罪不原仍依傷殺及告親屬法其犯謀叛以上得依捕首之律はこの慶元捕亡勅の規定とほゞ同内容の場合である

15 刑統賦解(枕碧樓叢書本)卷上に金律の名例律逸文を引用して解曰按名例云諸凡同居大功以上親及婚姻之家有罪相爲容隱若親戚犯法已在官中收禁而竊者與他人竊因同科不用容隱之法也竊爲竊取因即逃匿とあり又同書卷下にも同様に解曰按名例云諸同居大功以上親及婚姻之家有罪相爲容隱小功以下減凡人三等其漏泄其事摘語消息亦不坐奴爲主隱不爲奴隱爲奴婢隱不可縱容犯法也と見えてゐる尤もこの金律には唐律疏議宋刑統に外祖父母外孫若孫之婦夫之兄弟及兄弟妻とある點を婚姻之家の文を以つてあらはしてゐる

16 17 明律に就ては牧野氏前掲

18 又唐獄官令(拙著唐令拾遺)七八二頁以下参照

19 唐律疏議宋刑統名例律から蔭の及ぶ範圍に關する資料を摘録して置かう。「皇帝蔭及祖免親」卷六稱期親祖父條疏「其二后太皇太后皇太后蔭及細麻以上親皇后蔭及小功以上親」卷一刑統卷二八議條疏「皇后蔭小功以上親入議皇太子妃蔭大功以上親入議八議之人蔭及期以上親及孫」卷二請章疏「五品以上官爵蔭及祖父母兄弟姊妹妻子孫」卷二減章疏「七品以上之官蔭及祖父母父母妻子孫」卷二贖章疏「刑事法上蔭の及ぶ範圍は行政法上の場合と必ずしも同じではない」

20 慶元條法事類卷七十六刑獄門(蔭贖)名例勅諸有蔭人參犯私罪杖各情重或正犯同殺罪至死該恩減等應流配者並不得以蔭論餘犯徒流罪情不可贖者奏裁即雖有蔭犯私罪經直決而更犯私罪者依無蔭人法

21 慶元條法事類卷七十六刑獄門(蔭贖)斷獄令諸犯罪以蔭贖者追告驗寃如眞僞不明或毀失若在遠者召保貳人內命官壹員諸有蔭人犯私罪州縣置籍錄犯狀及所贖刑名即犯在在所者贖訖以所犯報本州縣注籍

第四款 訴訟法上の效果

裁判官は原則として自分一個の便宜の爲に處理すべき事件を取捨選擇するを得ぬ理であつたが裁判の公正をはかり且嫌疑を避ける爲に裁判官が事件の當事者と親族關係にある場合にはその裁判官をして當該事件より脱退せしめる手段がとられた。即ち唐六典には凡鞫獄官與被鞫人有親屬仇嫌者皆聽更之(親謂五服內親及大功已上婚姻之家)とあり宋刑統所引の獄官令には

諸鞫獄官與被鞫人有五服內親及大功已上婚姻之家并受業師經爲本部都督刺史縣令及有讎嫌者皆須聽換推經爲府佐國官於府主亦同

と見えてゐる。裁判官(鞫獄官)と被告(被鞫人)等と五服內親及び大功以上の親の婚姻の家其他受業師たる關係にあるときは裁判官をして事件に關與せしめざることとしてゐた。尤も皆聽更之(唐六典)皆須聽換推(宋刑統)の意が裁判官が當該事件に關し職務を執行する權を法律上當然に失ふこと(除斥)になるのか裁判官が自ら申立て職務の執行より脱退すること(迴避)をあらはしたものが必ずしも明瞭ではないが恐らく後者の意であらう。それは次掲の南宋の慶元斷獄令に「自陳改差とあるによつて想定されよう。

諸被差請鞠獄錄門檢法、而與罪人若干繫人、有親嫌應避者、親、謂同居或祖免以上親或總麻以上親之夫、子、妻、或大功以上婚姻之家、或母妻大功
以上親之夫子妻或女婦子婦總麻以上親或兄弟妻及姊妹夫之期以上親、自陳改差、所屬勸會、詣寔保明、及具
婦、謂見任統屬官或經爲授業師、或曾相荐舉有無怨者、其嫌親者仍兩相避、

改差訖、因依申刑部、仍報御史臺、即錄問檢法與鞠獄、若檢法與錄問官吏、有親嫌者准此

唐六典等では廻避の原由となるべき親族の範圍は「五服内親及大功以上婚姻之家」とあるに止まるが、慶元令に所謂「親」の範圍は、それより遙に廣汎であつて、同居無服親を含む、或は祖免以上親其の他、母族妻族等に及んでゐる。こゝに所謂「親」の範圍が、行政法上の避親の場合と異なるのは、問題に應じて、親族範圍を個別的に特定せるが故である。親族範圍の個別的限定法の事例をこゝにも見る。因に記すが、親嫌の嫌は右の規定の註によると、現在官吏にして統屬關係にあるもの、師弟或は讎怨の間柄にあるもの等をいふ。なほ、明令(更令)には前記唐宋令と同様、親族廻避の規定、凡官吏、於訴訟人内、關有服親及婚姻之家、并受業師、及舊有讐嫌之人、俱合廻避がある。この廻避も、裁判官自身の申立によつて行はれたものであらう。又、その廻避の事由となるべき親族の範圍は、有服親及び婚姻の家である。明律刑律訴訟にも、この令文と表裏する制裁規定があつて、それには「聽移文回避」の語があり、廻避親族の範圍は令と同じである。

1 唐六典卷六刑部郎中員外郎條。拙著「唐令拾遺」昭和八年三月七八六頁。

2 宋刑統卷二十九斷獄律所引。拙著「前揭」七八七頁。

3 慶元條法事類卷八職制門(親嫌)斷獄令。この條文に就ても前款所掲避親に關する名例勅と共に牧野與氏が研究せられる筈である。

第五款 私法上の效果

私法上の親族關係の効果にも種々のものがある。同宗親族間に於いては勿論、外族との間でも往々婚姻が禁止されてゐたことなどはその適例であり、その他、扶養義務、遺産相続權及び親族先買權を擧げ得る(婚姻禁止に關しては本節第三款第五、章第四節第一款を参照せられたい)。

〔一〕 扶養義務 父子祖孫間に、扶養義務のあつたことは見易い理であるが、法律には特に直系尊屬に對する扶養義務が規定してあつた。唐律疏議、宋刑統戸婚律では祖父母父母の自ら行ふ家産分割は問ふ限りでないが、祖父母父母の生前、子孫は擅に戸籍や家産を分ち得ないとしてゐる。これにも直系尊屬に對する扶養義務が暗示されてゐるが、更に同書四關訟律には諸子孫違犯教令、及供養有闕者、徒二年、謂可從而違、堪供而闕者、須祖父母父母告乃坐、〔疏議曰〕祖父母父母有所教令、於事合宜、即須奉以周旋、子孫不得違犯、及供養有闕者、禮云、七十二膳、八十常珍之類、家道堪供、而故有闕者、各徒二年、故注云、謂可從而違、堪供而闕者、統无、若教令違法、行即有愆、家實貧窶、無由取給、如此之類、不合有罪、皆須祖父母父母告者乃坐

とあつて、直系尊屬に對しては、貧富それ相應の扶養をなすべき義務が定められてゐる。この義務違反には、律の制裁が加へられるのであり、その罪は十惡の内に數へられてゐる。

然らばかゝる父子祖孫に限らず、それよりは廣い親族範圍内に於ける扶養義務は如何であつたか。家族間の場合については次章(第二款第四)に一言したが、家族外の場合については、ま

づ唐の戸令に「諸寡寡孤獨貧窮老疾不能自存者令近親收養若無近親付鄉里安恤」とあり、寡寡孤獨貧窮老疾にして自存する能はざるものは近親をして收養せしめることゝなつてゐる。然し近親なきも近親以外の親族の扶養義務を規定することなく、郷里をして安養救恤せしめてゐるのは注意を要する(第二章第四節第三項)。この法律は唐代から少くとも宋初に於いては行用されたと考へられるが、南宋にも同種の法があつたことは想像に難くない。慶元斷獄令には

諸大辟囚本宗同居親年拾歲以下無家人者責付近親收養無近親者付鄰人其不願養而有餘人欲以爲子孫者聽異姓者皆從其姓

とあり、死刑囚に十歳以下の同宗同居親あつて、刑囚の死後、これを養育すべき家人のないときは、まづ近親をして之を扶養せしめる。而して近親のないときは鄰人に扶養せしめるが、鄰人にして扶養を願はず、然も餘人の之を收養せんと欲するものあるときは、異姓(異姓)と雖も、その收養を聽し、養子の姓も養親の姓に改めるものとする。これは死囚の子に關する特殊の場合であるが、唯、近親の扶養義務を定めてゐる點は唐戸令前掲に同じである。

以上の如く、親族内に於いて扶養義務のある者は、唐代法では廣く近親の範圍内であり、近親以外の親族に、法律上の扶養義務ありとせずして、却つて郷隣に扶養を期待する法律の存在は、舊支那社會に於ける親族的結合の紐帶の強さを想定してゐるものには寧ろ意外の感がある。然し法律が扶養義務を要求する範圍は近親までといふに止まり、他は道德慣習に委ねて、法は敢て干與しなかつたまでに過ぎぬともいへるであらうし、郷隣扶養がむしろ實際的で

もあつたらう。又郷隣、郷黨は、血縁的なかの宗族たることが少くなかつたから(第二章第四節第一項參照)その場合は郷隣の扶養も、結局親族的扶助の一場合となつた。然しこの種の親隣の扶助は、必ずしも緊密に行はれるとは限らなかつた。尤も古來、私産や俸録を以て一般親族を賑恤せる例が屢々史籍に見えてゐる。唐宋時代の數例を擧げると、舊唐書^五一八薛萃傳の「俸祿悉以散諸親族故人子弟及び宋史^四六陳堂前傳の「親屬有貧窶不能自存者收養婚嫁主三四十人」^七四二程顥傳の「所得奉祿分贍親戚之貧者」等これである。然しかゝる行爲は必ずしも法律上の義務ではなかつたし、官人富豪は兎も角、何人でもなし得たものではなかつた(第二章第四節第三項)。又、公的扶助の思想は、管子入國(雜篇)にも見え、六朝では梁書^三武帝紀に「孤幼園」を置く等、官に於いて老孤を救恤せる記事があり、宋元以降の公的扶助に就ては、宋會要等にも記す所であり、近世の地志類にも、居養院、養濟院、育嬰堂、義塚等の施設を記してゐるのが例である。然しこの種の公的扶助に就ては、たとへば宋會要に「嘉泰三年十一月十一日、南郊赦文、在法諸州縣每歲收養乞丐、訪聞往々將強壯慵惰及有行業住家之人、計囑所屬、冒濫支給、其委實老疾孤幼貧乏之人、不霑實惠」とあり、或は明の高忠憲公責成州縣約に「養濟院、近來竟成弊藪、獨不沾實惠、皆縣吏胥添捏詭名混冒」とある如く、強壯怠惰の者等を收養して、收養を必要とする者は除外される實情にあり、官吏の私腹を肥す資となつたものであつて、それに十分の期待をつなぎ得なかつた。従つて、私的扶助の強化をはかる必要性があり、かの范氏義莊をはじめ、宋代以降の義莊、義田も、かゝる必要性あつて出現した大規模な私的扶助團體であつたのである(第二章第四節第三項)。そして法律もこの様

な社會狀勢に表裏するかの如く、扶養義務を負擔する親族の範圍を擴大して行つた。たとへば通制條格には、今後若有別居異財豐衣美食、坐忍父母窮乏、不供子職、及同宗有服之親、寄食養濟院、不行收養者、許諸人首告重行斷罪、如貧民委無親族、可倚或親族、亦貧不能給養者、乃許入養濟院收錄とあつて、近親といはず同宗有服親間に於いて扶養の義務ありとし、明清の戸律(戸役)にも廣範圍の親族間の扶助を前提とすると思へる規定がある。

(二) 遺産相續權 共產親の内の或者が死亡するも、それは單に生存共產親の持分の添増を來すのみであつて、その死亡が直ちに家産相續開始の事由とはなるものではなかつた。然し家産や私産の單獨所有者が、財産を生前又は遺言によつて處分せずして死亡せるときは、或範圍の親族は、その遺産を相續する權利を有した。これに關する唐代法は次の喪葬令であつて、

諸身喪戸絶者、所有部曲客女奴婢店宅資財、並令近親、親依本服、不以出降、轉易貨賣、將營葬事、及量營(量、令集解、白氏) 六帖並无 功德之外、餘財、(財、同上) 並與(與、令集解作入、白氏六帖作遺) 女、戶雖同資財、先別者亦准此 無女均入以次近親、無親 戚者、官爲檢校、若亡人存、(存、宋刑統、白氏) 六帖並作在 日、自有遺囑處分、證驗分明者、不用此令

家内に於ける男子及び寡婦悉く死亡して所謂「戸絶」死亡者の遺言のない場合、資産の中から葬事供養の費を控除した殘額は、悉く女に與ふべきであるが、その女もなければ、財産は近親(即ち死者と共產關係にあらざる近親)に與へられる。然しかゝる近親の權利も、宋初既に制限を受けるに至つてゐた。即ち宋刑統所收の建隆起請には、臣等參詳、請今後戸絶者、所有店宅畜產資財、營葬功德之外、有出嫁女者、三分給與一分、其餘並入官、如有莊田、均與近親承佃とあつて、近親は

戸絶資産中の莊田のみの均分にあづかり得るに止まつた。宋令恐らくは淳化令にも、戸絶田を近親に均與する規定があつたことは、宋會要の天聖元年七月條(次掲)によつて考へられるが、殿中丞齊嵩上言、檢會大中祥符八年勅、戸絶田並不均與近親、賣錢入官、肥沃者不賣除二稅外、召人承佃、出納租課變易舊條無所稽據、深成煩擾、欲請自今後、如不依戶令均與近親、即立限許無產業及中等已下戸不以肥瘠全戶請射、如須沒納入官、即乞許全戸不分肥瘠召人承佃、その後大中祥符八年勅、宋會要前掲參照)によると、かゝる戸絶田も近親に分與されることなく、賣價を入官することゝなつた。然しその後、この戸絶資産の處分法も變更されて、親族の相續權が或種の形で復活した。即ち宋會要

(天聖四年七月審刑院言、詳定戸絶條貫、今後戸絶之家、如無在室女、有出嫁女者、將資財莊宅物色、除殯葬營齋外、三分與一分、如無出嫁女、即給與出嫁親姑姊妹姪一分、餘二分、若亡人在日親屬、及入舍婿、義男、隨母男等、自來同居、營業佃蒔、至戸絶人身亡及三年已上者、二分、店宅財物莊田並給爲主、如無出嫁姑姊妹姪、並全與同居之人、若同居未及三年、及戸絶之人、才然無同居者、並納官莊田、依令文均與近親、如無近親、即均與從來佃蒔或分種之人、承稅爲主、若亡人遺囑、證驗分明、依遺囑施行從之

によると、天聖四年七月、戸絶資産は、在室女に與へられるが、在室女なきときは、喪葬の費等を除いた殘額を三分して、一分を出嫁女に與へ、出嫁女なければ、出嫁親姑姊妹姪に之を與へる。他の二分は、親族及び入舍婿(招婿)義男、隨母男、改嫁の母に隨ふ子等にして死亡者と從來三ヶ年以

上繼續的に同居せるもの(並に共産親に非ざるもの)に與へる。そして前記の諸女及び同居者なきときは、遺産は官の收める所となるが、遺産中の莊田のみは令文(これも恐らくは淳化令)に依つて近親に分與されることとなる。而してかゝる近親なきときは、從來の個人に之を與へる。然し上記の如き戸絶資産の處分法は、死亡者の遺言なき場合に限つて適用され、遺言ある場合には、その遺言に従ふべきものとする。この天聖四年に於ける戸絶資産法は、同居者の相続権を認め、且、それを近親の権利に優先するとしたこと等に特色がある。非同居近親よりは、近親に非ざるも、同居者の方が、被相続人と生活上の協同關係が密接であり、かゝる密接なものに優先権を與へることは、立法主義としては進歩してゐるものかと思ふ。又、唐代でも戸絶資産の相続権を有する者の範圍は、近親までであつたが、宋代でも私人相続権者の範圍が制限せられる傾向があつたのみならず、相続額も著しく制限を加へられた。宋代、殊に南宋の法律では、戸絶資産の大部分を官收することとし、これによつて財政に豊ならざる宋政府は、國庫收入の増大を計つた。然し兎に角、唐代でも宋代でも、相続権を享受する親族の範圍が、親族的扶養義務者の範圍と共に比較的狭少であつたことは注意すべきであらう(第四章第四節第三項參照)。

〔三〕親族先買權 諸民族古法に於ける不動産賣買には、親族又は村落民の同意權若くは先買權が認められてゐるが、法制史家の内には、これを共産制時代の遺制と解するものがある。支那近代の場合は暫く措き、支那史上にも親隣先買權が存することをまづ指摘されたのは、恐らく中田博士であらう。同博士は宋刑統に收録されてゐる宋建隆起請「一應典賣倚當物業、

先問房親、房親不要、次問四鄰、四鄰不要、他人並得交易、房親着價不盡、亦任就得高處交易、如業主牙人等、欺罔鄰親、契帖內、虛擡價錢、及鄰親、妄有遮恠者、並據所欺錢數、與情狀輕量酌量科斷に基き、宋初に於ける親隣先買權について説かれてゐる。勿論、かかる先買權は、宋前古くからあつたことは當然考へ得るが、私はその資料を、唐では唐會要の「天下諸郡逃戶、有田宅產業、妄被人破除、并緣缺負租庸、先已親隣買賣、及其歸復、無所依投」又、五代では五代會要的「始有典賣莊宅、准例房親隣人、合得承當、若是親人不要、及著價不及、方得別處商量」に見出すことができた。今、これらを綜合して見ると、第一次的には房親、第二次的には四隣が他に優先して不動産を典買する權利を有した。従つてこの優先權者にまづ典賣の申込をなさずして、第三者に典賣せるときは、優先權者は第三者からその不動産を回收できた。尙、居住地と典賣地とは必ずしも常に同一地であるとは限らないから、ここに所謂隣とは、居住地の隣か、典賣地の隣か、問題とならう。然し後世の資料を參考すると、それは、典賣地の隣の意味に解せられる。又、四隣の内では何人が先順位であるかも疑問となるが、宋會要「食貨市易」開寶二年九月の條によると、東南を以て第一順位、西北を以て次順位とする等、その順位を定められたことがあつた。又、文獻通考によると、熙寧、元豐の立法は先買權に制限を加へ、元祐中その制限を撤廢したが、紹聖中、熙寧、元豐の舊に從つてその制限を復した。右の制限法によると、先買權を有するものは、本宗有服親にして、しかも四隣の中なるもの、及び典賣地が自己の墓田を去ること百戶(戶は步か)内にあるものとされた。南宋に於いても大體この制限を踏襲してゐたが、なほ他に別種の制限立法を見出すこと

ができる。今、清明集から先買權に關係ある判語を抄録すれば次の如くである。

在法所謂應問所親鄰者止是問本宗有服紀親之有鄰至者如有親而無鄰與有鄰而無親皆不在問限見於慶元重修田令與嘉定十三年刑部頒降條冊(取贖類親鄰之法石壁)

准令諸典賣田宅四鄰所至有本宗總麻以上親者以帳取問有別戶田隔問者非其間隔古來溝河及衆戶往來道路之類者不爲鄰又令諸典賣田宅滿三年而訴以應問鄰而不問者不得受理(取贖類有親有鄰在三年內者方可執贖)

法曰諸典賣田宅四鄰所至有本宗總麻以上親墓田相去百步內者以帳取問……然在法典賣田宅滿三年而訴以應問鄰而不問者不得受理(墳墓類禁步內如非已業云々石壁)

即南宋の法律に於いて先買權を有するものの第一は本宗有服親にして隣人でありたとへ親隣と雖も必ずしも常に先買權を有したわけではない。こゝに所謂「鄰」は典賣地の隣であつて典賣地と自己の土地とが他人の土地によつて隔てられてゐる場合は勿論古來の溝河及び衆人往來の道路に隔てられてゐる場合にも亦隣ではなかつた。先買權を有するものゝ第二は典賣地が自己の墓田を隔ること百歩内にあるものである。而して先買權者が典賣地回收の訴をなすには典賣後三ヶ年内なるを要し期間滿了後は官は訴を受理する限でなかつた。金元時代にも宋代同様の先買權法があつた。元典章には金の田令とおぼしき田例を引用して至元六年七月、中書戶部承奉中書省割付備太原路申……照得田例諸典賣田宅及已典就賣先須立限取問有服房親先親後疎夫及鄰人親徒等及諸隣處分典賣者聽次見典主若不原者限三日批退回者限五

日批、價若酬價不平、並違限者、任便交易、限滿不批、故有遮占者、仍不得典賣、其業主亦不得虛擡高價、及不相本問、而輒交易、違而成交者、聽親鄰見典主、百日內依原價收贖、限外不得爭告とあり、典主(質取主)も亦親隣について先買權を有するものとなつた。

- 1 宋刑統卷十二戸婚律所引。中田博士、唐令と日本令との比較研究(法制史論集第一卷六六六頁)。拙著、唐令拾遺(昭和八年三月二五六頁)。
- 2 慶元條法事類卷七十五刑獄門刑獄雜事所引。
- 3 日本養老獄令、凡婦人犯死罪、產子、無家口者、付近親收養、無近親、付四隣、有欲養爲子者、雖異姓皆聽之に相當する直接的な遺文は見當らないが、この慶元令は日本令に近似してゐる。
- 4 唐宋の戸令に依ると老疾者には侍丁を給することゝなつてゐるが(拙著、唐令拾遺二三一、二三二頁參照)、唐の戸令には「諸年八十及篤疾、給侍一人、九十二人、百歲五人、皆先盡子孫、聽取近親、皆先輕色、無近親、外取白丁者、入取家內中男者並聽」とあつて(中田博士、唐令と日本令との比較研究、法制史論集第一卷六五五頁)、侍丁にはまづ子孫近親を用ゐるものとする。而して侍丁にして罪を犯すも、侍丁となるべき者が他になき場合は、その罪が謀反以下内亂以上の死罪、即ち十惡に非ざる限り、將來侍丁あるに至るか、又は侍丁を要する親族が死亡するに至るまでは、刑の執行が猶豫せられる(名例律)。又、唐賦役令によると、侍丁は免役せられる(中田博士、前掲六九七頁、拙著、前掲六八八頁)。侍丁には尊屬に對する扶養義務の觀念が内合してゐたことが考へられよう。
- 5 管子入國第五十五雜篇、入國四旬、五行九惠之教、一曰老老、二曰慈幼、三曰恤孤、四曰養疾、云々、所謂恤孤者、凡國都皆有掌孤……屬之其鄉黨、知識故人、孤兒は鄉黨をして養はしめるといふ。
- 6 宋會要稿第百五十冊食貨六十居養院、養濟院、漏澤園等雜錄。宋會要には紹興二年十一月條にも、老疾孤幼貧乏乞丐之人……不霑實惠の如く同趣旨の文見ゆ。元史卷百三刑法志。明清律戶律。
- 7 泉州府志を例にとれば、卷二十三郵政の晉江縣南安縣等に養濟院、育嬰堂、義塚を載せ、宋元以來の沿革を記す。從政遺規卷下。

- 10 通制條格卷三戶令(收養同宗孤貧)。又、元史卷百三刑法志(戶婚)。
- 11 喪葬令(戶絕條下古記所引紀氏傍通、白氏六帖事類集卷二十二戶口版圖所引戶絕令、宋刑統戶婚律卷二十三所載喪葬令。中田博士、養老戶令應分條の研究、法制史論集第一卷五二、五三頁)。拙著前掲八三五頁以下。
- 12 宋刑統卷十二戶婚律戶絕資產門所載。
- 13 宋會要稿第五十五冊食貨六十三農田雜錄。
- 14 宋會要稿第五十一冊食貨六十一民產雜錄。
- 15 Gierke: Das deutsche Genossenschaftsrecht Bd. 1, S. 615. Mayne: On Hindu Law and Usage, 9th edition, p. 318 f.
- 16 中田博士、唐宋時代の家族共産制(大正十五年八月國家學會雜誌第四〇卷八號三五頁註8)。宋刑統卷十三戶婚律所引。又、宋會要稿第五十一冊食貨六十一民產雜錄、雍熙四年二月條、又、天聖八年十二月條參照。
- 17 唐會要卷八十五逃戶。
- 18 五代會要卷二十六市。
- 19 拙文「唐宋時代に於ける債權の擔保」(昭和六年一〇月史學雜誌第四二編一〇號七二頁以下)。なほ魏書卷百十食貨志諸流配調、無子孫及戶絕者、城宅桑榆、盡爲公田、以供授受、授受之次、給其所親、未給之間、亦借其所親にも、絶戶の土地も優先的に親族に與へる方針が現はれるが、これも親族先買權と表裏する資料といへよう。
- 20 宋會要稿第三百三十九冊食貨三十七市易、凡典賣物業、先問房親不買、次問四隣、其隣以東南爲上、西北次之、上隣不買、遞問次隣、四隣俱不售、乃外召錢主、或一隣至著兩家已上東西二隣、則以南爲上、南北二隣、則以東爲上、云々。
- 21 文獻通考卷五田賦考、紹聖元年臣僚言、元祐敕、典賣田宅、備問四鄰、乃於貧而急售者有害、乞用熙寧元豐法、不問鄰以便之、應問鄰、止問本宗有服親及墓田相去百戶內、與所斷田宅接者、仍限日、以節其選、宋初亦有問親鄰之法。
- 22 拙文「清明集戶婚門の研究」(昭和八年一月東方學報東京第四冊一三二頁以下)。
- 23 拙文前掲一三三頁以下。又、宋會要稿第五十一冊食貨六十一民產雜錄(建炎元年)閏四月十日詔、典賣田產不經親隣及墓田隣至批退、並限一年內陳訴、出限不得受理、又、同年八月條參照。
- 24 元典章卷十九戶部五典賣(典賣田宅須問親隣)。又、元典章同上(典賣稅問程限)參照。
- 25 歷代名臣奏議卷六十七治道(大德七年鄭介夫上奏一綱二十目)買賣田宅、舊有先親、後隣之例、而今民業多歸勢要、推此數端天下概可知矣、によると、元代親隣先買權を無視して、官人富豪等は土地の兼併を行つてゐた。

第四章 家族法

第一節 總說

支那では、父子祖孫兄弟妻妾、又は叔姪等を中心とする生活協同態を表示する語として、古來「家」が使用されてゐる。例へば易(家人)の「家人有嚴君、父母之謂也」(禮記坊記)の「家無二主」(史記九〇李廣傳)の「家無餘財、終不言家產事」の如き、又、北齊の顔之推の「顏氏家訓南史」張敬兒傳の「迎家口悉下至都」の如き之である。而して、この家が公文書なる戸籍上、又は公法上の關係に於いては「戸」と稱せられたやうである。例へば周禮司民の鄭玄注に「版今戸籍也」太平御覽引く晉令逸文に「郡國諸戸口黃籍、晉書六食貨志に「戸調之式」の如きこれである。かの唐令にも「諸戸主皆以家長爲之」といひ、私生活上の首長たる家長を以て、公法上の關係に於いて、戸の代表となすとあるのは、この兩者の關係を端的に示したものである。尤も家と戸の用法が、必ずしも常にかく截然區別されてゐたとは限らぬのであつて、伍家相保(唐令)の如く、五戸となく、脱戸者家長徒三年(唐戸婚律)の如く、戸と家とを同文中に交へた例も存する。

さて、支那古來の家は、生活の協同を本來の中心觀念とする。而して家内の共同生活——家族共産生活そのものを表示する語としては「同居」「共居」「共宅」「同爨」「共爨」「同財」「共財」「共衣食」があつた。共有財はまたときに「衆財」「衆業」「共衆產業」「共分人田產」「衆分田業」等といはれた。家

はまた戸籍上原則として一家であり、籍を同じくすることを同籍といつた。従つて居、財籍を分つことを別居、分居、異居、各居、分爨、異爨、析煙、分煙、異財、分財、別籍、等といつた。上記の同居若くは別居等の語は、二語合して同居共財、同居共爨といひ、別居異財、別籍異財と呼ばれることもあり、單にその一語を以て居、財籍の三者を同じくし、或は異にする意味にも使用された。中田博士は嘗て支那の家族共産制について、支那では家族共産制のことを同居共財或は同居共爨と云ひ、屢々略して單に同財或は同爨或は同居若くは同居時に義居と呼で居る。殊に同居なる語は最普通に同居共財の意味に使用されて居る。反對に共産者が産を分つて別居することを分財異居と云ひ、略して單に分異、分財、異爨、別居或は各居など、稱して居る。支那の家族共産制でも亦他民族のそれと同様に、財、火、煙、食、住の共同は生活の共同をあらはしその分割は共同生活の終焉をあらはす語であつた。此同居共財制は漢以來の史籍に絶えず現はれて居る云々といはれたことがあつた。かのフランク時代の家族共産生活が「一の樹と煙とパンとにて (zu einem Scheffel, Rauch und Brot) 又、フランス中世の家族共産生活が「一の火と一のパンとにて (à un feu et à un pain) 生活するものといはれたのと同様、支那家族の同居共財生活も火や煙や食物や住居などを共にするものである。」「火や煙は支那でも共産生活のシムボルであり、その分割は共産生活の終焉をあらはしたものである。文選にも家族共産生活を「未分火食、未だ火食を分たざるものといひ、南史三七劉瑜傳にも「内無異煙」といふ。宋元以降の文獻には、分煙、析煙の語も屢々見えるが、これは既に六朝時代にも存した語である。もしそれ同

爨の語に至つては、儀禮喪服傳や禮記檀弓にも見えてゐるのであるから、火や煙や食乃至は爨(かまど、炊爨)が共産生活のシムボルと解された時代は周漢にも遡り、その由來の甚だ久しいことが知られる。

支那の歴史の明らかならんとする周末に於いて、家族團體は十口以下五口位の家に分裂してゐる状を見る。而してその家には農業家族、特に自作農たる場合の家族口數を示した資料が多いが、小作人(佃農)乃至雇農(傭)の家の家族數もこれと同様、あまり大きくなかつたことが考へられる。そしてこの様な状況は後世に於いても見る所である。然し家族團體の中には、かく小分されないものもあつた。特にそれが農業家族の場合にあつては、それ自身、團體内の生産消費の兩方面を規律する自給自足的經濟團體たる傾向をもつたものであつた。かゝる家族團體では、家族は家長の指揮命令の下に、家族生活維持に必要な生産に従事し、その生産物も亦家長の統率の下に家族内に分配消費された。單なる婚姻群の外に多くの直系傍系親等をも包含する家族團體の如きは、各方面の生産に従事する家族を擁して、生活内容を豊富ならしめ得たものと思ふ。家族團體がこの種の職能を有することと、家族團體の統率者としての家長が家族の上に優越的地位を有することは、表裏するものであつた。家族團體内部の紛争や規律に對する背反は、國家の司法警察に俟つまでもなく、家長統率の下に自主的に解決處理された。この大家族と類似性ある家族團體は、後世に於いても存在した。即ち後世でもかかる家族團體を存続せしめる條件、即ち共同生活の利益、外敵に對する團體的防衛の必要性等は未

だ残されてゐたものであつた。近來の調査によると、十口未満の家が大多数を占め、十口以上の家は一割を少し缺ける程度である。地帯にもよるが、近代以前に於いても、十口未満の家が大多数を占めたであらう。分裂せざる家は一部識者や法律上の理想とする所であつたが、然しその理想に反して、家族團體の分裂は行はれた。尤も小分された家でも徹底的に細分されなかつた。たとへばこの種の小分された農業家族でも家長の統率といひ家族の協働といひ大形な家族と相通するものを有してゐた。然も老幼は原則として國家社會の救恤その他の施設に依頼せずして家族團體内で生活するのであり、全家族は老幼寡婦を養ふ義務があり、老寡は家庭を安息所としたのであつた。従つて家族團體は分裂の趨勢にあつたとはいへ、なほ且、近代ヨーロッパの小家族とは趣を異にする所があつた。本章はかゝる問題を中心として捉へつつ、家族團體の成員數や構造、又經濟生活の基礎をなす家産家の繼續の精神的表現たる祖先祭祀の相續等を一貫して見んとするものである。

1 通典卷七食貨七丁中所引開元二十五年戶令。中田博士「唐令と日本令との比較研究」法制史論集第一卷六五三頁。拙著「唐令拾遺」(昭和八年三月二二三頁)。

2 唐律疏議宋刑統卷二十四開訟律の疏所引。中田博士前掲六五五頁。拙著前掲二三〇頁。

3 中田博士「唐宋時代の家族共產制」(大正一五年七月國家學會雜誌第四〇卷七號一五二六頁)。

4 中田博士前掲五一八頁。

5 拙文「支那家族法と其の變遷」(昭和一六年二月第一三卷二號三一頁以下)は本章の梗概である。

第二節 家 (戸)

第一款 家族の成員數

所謂支那の大家族といふのは、單に家口の數の多少に着眼していふべきではなく、構造——と其の構造を成り立たしめ、兩者不可分の關係にある家族の社會的職能の問題と——に着眼していふべきである。學者或は單に家口の多少位を基準として、はじめから大家族といひ、小家族といふ様にきめてかゝるが、私はそれに同意し兼ねる。尤も家族の構成や職能と成員數の問題との間に連絡があるのは否定し難い(家族の構成は本節次款、職能は本節第四款及び第四節参照)。

さて、家族の成員數を考へる場合に於いて、士農等を同列とするわけにはいかず、農民の間にあつても、一律に考へ難きものがあり、以下これらを區別して見て行かうと思ふ。

〔一〕家口數の標準——一般農民の場合 支那舊來の農民家族の成員數は多かつたと一概に考へられさうであるが、家の標準型といふべきものに於いては、あまり多人數ではなかつた資料が目につく。たとへば孟子(下萬章)に「耕者之所獲一夫百畝、百畝之糞、上農夫食九人、上次食八人、中食七人、中次食六人、下食五人」云々とあつて、周末農家では、九人乃至五人が家族成員の標準數であつたことが考へられる。嘗て桑原博士及び廣池博士も農田に關する周禮小司徒(及)及び軍賦に關する周禮大司馬の類を主たる資料としてこの點の解明を行はれた。即ち周禮地官小司徒によれば、土地班給の基準は七人乃至五口の家が對照となつてをり、その鄭注にも以七

人六人五人爲率者、有夫有婦然後爲家、自二人以至於十爲九等、七六五者爲其中」とあつて、農家は
 大體その家口は多く十人を越えざるものであり、七六五人の家は中位のものとなつてゐる。
 牧野巽氏も孟子(王上)等により、所謂井田説にあらはれた土地班給はあまり大きな農家を對象
 としてゐなかつたことは明白であるとせられる。孟子(王上)でも八口の家、禮記王制でも九人
 乃至五人の家が、土地の班給の基準となつてゐるのである。従つてこれらによるときは、周末
 秦漢時代の農家の成員數は、普通は十口未満であり、九口乃至五口位が標準型であつたといへ
 よう。そして前記の諸資料に見えた所は自作農を標準にした家口數であつたこと、及び其の
 農業經營の規模も比較的小さかつたことを注意すべきであるが、小作人(佃農)や雇農(傭)の場合
 の家口數も、前記標準數を普通超えるものでなかつたのは見易からう。以上の諸資料に見る
 如き井田説に關聯せるものの外、なほ漢書二食貨志に魏の李悝の言として、李悝爲魏文公、作盡
 地力之教、……又曰……今一夫挾五口、治田百畝、歲收畝一石半、爲粟百五十石、又漢の鼂錯の言と
 して、今農五口之家、其服役者不下二人、師古曰、服役也、給公事之役也其能耕者不過百畝、百畝之收不過百石の如く、
 一農家五口の例が散見してゐる。支那古代に於けるかゝる標準數は、後世の資料に於いても
 大體同様に見出すことができる。隋書四食貨志に見る北周の田制、人口十人以上宅五畝、口九以
 下(作上元)宅四畝、五口以下宅二畝によるときは、一家の口數が十以上の場合や五より少ない場合
 をも豫定せるものであるが、十口未満五口程度が中位であり、標準數であつたと解せられる。
 唐の大中年間の進士劉駕の詩(次掲)の十口も、唐代に於ける十口内外の家の存在を思はしめる

ものがあり、後記の通典その他、宋代の諸例を參考とするならば、五口から十口の程度までの家
 が、唐代でも、決して、少くなかつたことを知り得よう。

輓粟上高山、高山若平地、力盡心不怨、同我家私事、去者不遑寧、歸者唱歌行、相逢古城下、立語天
 未明、一身遠出塞、十口無稅征

宋代では加藤博士所論の如く、宋會要二食貨二所收熙寧九年知洋州文同の上奏の「本州管内三縣(中略)
 大率戶爲五口、鶴林集二漢中行の「八口同半間屋」や、元豐類稿九救災議に河北の狀況を述べた「以
 中戶計之、戶爲十人、云々」又、淨德集二奏乞相度逐界坊場放免欠錢狀に「天下一般のこととして記
 せる「每家以十口爲率、更に東塘集七の七言絶句の中の「是處喜經連夜雨、田家十口可無饑」の諸資
 料がある以上、官吏や特別の富豪を除き、一般人民の間に於いては、一家五人乃至十人が通例で
 あつたといふことができる。

漢代以來の州郡等の人口統計にあらはれる一戸の平均口數は五口内外であり、中には十口
 を超えてゐるもの、或は一、二口に過ぎぬものがある。これら統計が正確であるとは確論でき
 ず、その他統計の基礎には種々の問題が存し、之によつては戸口の標準數を見極め難いことは
 學者所説の通りである。加之、支那の如き家家によつて家口數に非常な差異のある場合に、之
 が算術的平均數を求めて以て戸口數の標準を見んとする方法自體も問題となるのではな
 らうか。戸口數算定方法としては戸籍を使用することも考へられる。今日幸にも敦煌から
 西涼の建初十二年(416 A.D.)の戸籍が発見されてゐる。これは現存最古のものであるが、それ

によつて各戸の口數を見るに第一表(次款)の結果が得られ、その五口前後のものになることを知り得る。唐代の敦煌發見天寶戶籍の戸口數に就ては、既に那波博士も所見を發表されてゐるが、玉井是博氏發表の新資料を加へてその口數を調査すると、第二表(次款)の結果を得た。那波博士舉示の戸口よりその數が少くなつてゐるのは、私は戸口數の計算上、逃亡者のみならず死亡者として戸籍に記されたものを省いたが爲である。敦煌天寶戶籍では漏口の多かつたこと、那波博士指摘の通りであり、又、女口のみ多くして男口の極少ないのは、税制若くは田制と關聯して戸口申告者が細工をした形跡があり、必ずしも信憑し難いことは勿論であるが、戸口數を知るべき一應の參考資料となることはいふまでもなからう。この天寶戶籍では戸口數六乃至十二三までが大部分を占めてゐるが、漏口のある一方に女口が増してあり、男口の代りに女口があるとするれば、戸口數の實數はこれとあまり差異がなかつたかも知れない。今日までに知られてゐる唐大足年間の敦煌戶籍や、武后某年及び唐開元中の土魯番戶籍の斷片で知る所では、戸口僅に一、二口又は三口位のものであつて、天寶戶籍の様に多口の家は見當らぬが、これら零細な資料による所を以て全斑は窺知し難からう。天寶戶籍の戸口數に比較對照すべきものには、唐麟德元年懷州南河の周村十八家造像塔記がある。それに示された戸口數を計算すれば第三表(次款)の如くなる。即ち五口乃至十一口のみのものであつて、七口が半數に近い。この戸口には天寶戶籍と異つて、子孫の内では男が多い割に女が少く、戸主の直系親屬とその配偶者のみであり、戸主の傍系親が入つてゐない。若し女口の類が省いてあるとする

と戸口の實數は少しは多くなるであらうが、然りとせば、唐天寶戶籍に見える戸口數と差異の著しくなくなることは、天寶戶籍を批判する際に注意すべきであらう。時代は降るが、近來行はれた支那各地の戸口統計の示す所では、一家の平均口數はやはり數口(約四口半乃至八口未満)である。然しかかる算術的平均を以て直ちに家口數の標準を定めることには或種の危險が伴ふともいへようから、家口數の標準を大過なく考へるには、口數の同じ家の總和を求めて、各總和の比較の上から之を見出すに若くはなからう。ロッシング・バックが北支及び中東支の七省十六地方の農家二千六百四十について一九二一年から一九二五年に互つて調査した所によると、北支と中東支とで差がないではないが、五口の家が五百三十八で最も多く、全體の約二割を占め、四口六口の家の次に次ぎ、四、五、六口の家のみで全體の過半に及び、四、五、六口前後のものが家口の標準數であるといへる。三口の家は口數上第四位にあり、七口及び八口の家の次に次ぎ、二口九口十口及び一口の家の次に次ぐ。十口以上の家は十口の八十二家をはじめ二十九口の一家に至る二百三十四家で全體の一割に近い數字を示し、他のものが約九割を占めてゐる。そして十口を超えるものだけでは、百五十二家で、全體の六分五厘なる數字を示してゐる。既述の如く、唐宋時代の資料には一家十口を標準とする例があるが、バック等調査の範圍内では、近代に於いて十口の家を標準數に含めるとすれば、二口三口の家も標準數に入れらるべき形勢にある。標準數を近代とその前代と一致させて考へる必要はなく、又、調査資料を獲る地方によつて變化があらうかと思ふが、少くとも五口六口の家の多いことだけは舊來

變化がなかつたといへよう。以上の如く見て来ると、バックが近代の家口数についていふ如く、これらの家族の大きさは全戸の略三分の二が大家族の型に属してゐるといふ事實から考へられる程にさう大きなものではない^(註)ことは確であり、近代前でも或程度まで同様にいへる。然し十口以上の家——次に述べる——多口の家がバック等の調査にもなほ且全體の一割近く包含してゐたことは注意すべきであらう。近代かゝる状態が見れるとすれば、それ以前に於いても十口以上の家は全國家数の少くとも一割は含んでゐたと見れるであらう。

〔二〕多口の家——貴族官人及び富豪其の他一般農民にして多口の家の場合、史籍の上では、累世同居的大家族にして、一家に數十口、數百口、若くはそれ以上を擁する例が、後漢時代から多くあらはれて來てはゐるが^(大註)然し十口以上の家は決して當時に於いてはじめて多く出現したのでは勿論ないと思ふ。周代の文獻と見るべき儀禮喪服傳には

父子一體也、夫妻一體也、昆弟一體也、故父子首足也、夫妻腓合也、昆弟四體也、故昆弟之義無分、然而有分者、則辟子之私也、子不私其父、則不成爲子、故有東宮、有西宮、有南宮、有北宮、異居而同財、有餘則歸之宗、不足則資之宗

とある。今その東西南北の四宮夫々に住むものを、夫婦と子二人として數へても、その家の口數は二十口近くとなる。又、韓非子^(五註)の「今人有五子、不爲多、子又有五子、大父未死而有二十五孫、是以人民衆而貨財寡、事力勞而供養薄、故民爭」の如きは、父子祖孫三世同居同財、子婦を含めて三十數口をなす同居家族の存在を示すことになる。其の他、具體的にかゝる一家の口數を知

る古文獻には、管子の

桓公問於管子曰、今亦可以行此乎、管子對曰、可……十口之家、十人啗鹽、百口之家、百人啗鹽、凡食鹽之數一月、丈夫五升少半、婦人三升少半……

がある。十口の家は勿論、百口の家が存在を前提とせざれば、かゝる記事は記されなかつたものと思ふ。この管子は多口の家に關する最古の文獻の一つであつて、私の特に注意する所のものである。後漢より後の多數の家口を擁せる事例は第二章宗族法の第四節第二款及び本章では次款に擧げて置いたから、就て參照せられたいが、ここにも少し例示すれば、南齊書^五孝義傳に見る、義興陳玄子四世一百七十口同居、魏書^八楊播傳の兄弟^(楊播楊椿)皆有孫……一家之内男女百口、總服同爨、同書^七盧玄傳の及淵利等……父母亡、然同居共財、自祖至孫、家内百口、同書^八節義傳の李几……七世同居同財、家有二十二房、百九十八口、舊唐書^七劉審禮傳の審禮……再從同居、家無異爨、合門二百餘口、人無間言、其の他、舊唐書^八孝友傳の李知本、趙州元氏人……子孫百餘口、財物僮僕、纖毫無間、又、宋史^六孝義傳では、許祚、江州德化人、八世同居、長幼七百八十口、陳昉、家十三世同居、長幼七百口、每食必群坐公堂……有犬百餘、亦置一槽共食、一犬不至、群犬亦皆不食、方綱、池州青陽人、八世同爨、家口七百口、其の他、河陰王世及、大名李宗祐、陳州劉閏、宣州汪政、潭州李耕、或聚居至七百口、累數百年、或は續資治通鑑長編^四の「旭家長幼千餘口、世世守家法、又、同書^七一の「江州陳蘊、聚居二百年、食口二千」の如きこれであり、宋會要にも、洪州胡仲堯、三世同居、家屬百五十口、北京冠氏縣陳文翊、九世同居、聚族百口」とあり、聚口の多きは數百千二千に

も達せるものであつた。更に、唐律疏議宋刑統二戸婚律の疏文にも

〔疏議曰〕……注云、謂一戸俱不附貫、此文不計人數、唯據脫戸、縱一身亦爲一戸、不附、卽依脫戸、合徒三年、縱有百口、但一口附戸、自外不附、止從漏口之法、若不由家長、謂家長不知脫戸之情、罪其所由家長不坐

とあつて、一戸(家)にして一身の場合の外、百口を包含する場合の文があり、唐律疏議等の法典も亦如何に多口の家族を前提としてゐるかを知らしめることができる。宋後でも宋以前の状況の繼續を見る。元史七九孝友傳の張閏……八世不異爨、家人百餘口、無間言、又同書一〇列女傳の鄭琪妻羅氏……琪家世宦族、同居百餘口、羅氏執婦道、無間言、又〔丁氏〕六世義門……閩門三百餘口、はその正史に見えた二三であるが、正史外にも資料は罕ではない。たとへば明の霍渭厓家訓の「凡家中計男女口凡幾何、大口種田二畝、小口種田一畝、大口百口、種田二百畝、小口百口、種田百畝」の文があり、明萬曆本の安陽楊氏族譜を資料とした重修本に、五世同居と題して「一世聲」以下第五世の「穆」に至る生存者九十二人の名が擧げてあり、又、四世四代一堂と題して「世亦」以下四世に互る同堂の名も記されてゐる。明史や明史彙編、將又清史稿などの孝義傳、支那近世の地誌の人物篇(孝義)にもこの種の記事を載せたものがあり、又、五世同居家口數十名を繪にした報告もある。さて上記の多口の家には、少くとも三種類の別が考へられる。第一は士人——官人の家である。前記の儀禮喪服傳によると、先秦に於いても、士大夫の家は多口の家であつたことを推し得るが、通典(次掲)によると、唐代でも士人——官人の家は通例多口の家であつた。

凡士人之家皆不耕而食、不織而衣、使下奉其上、不足故也。大率一家有養百口者、有養十口者、多少通計一家不減二十人、萬家約有二十萬口

この資料については既に今堀誠二氏の研究もある所であつて、唐代の士人——官人の家にあつては、一家にして百口を擁する者あり、少きも十口を擁するが、平均數からいへば、二十口位となるといふ。十口は唐宋時代の一家口數の標準から見ても、寧ろ多い方であつたらうが、士人の家の口數は普通にはそれを凌駕するものであつた。唐代の詩人杜甫は官人としては、左程、家計の豊かではなかつたものといはれるが、それでさへ、その家口の流離を詠つた詩に

老妻寄異縣、十口隔風雪、涿曰古樂府他鄉各異縣展轉不相見誰能夕不顧、庶往共飢渴、入門聞號咷、幼子飢已卒、吾

寧舍一哀、里巷亦嗚咽

とあり、自己の家の十口をあらはしてゐる。宋代では司馬氏居家雜儀に「吾家同居宗族衆多、冬正朔望、宗族聚於堂上」といひ、又、宋の文同の如きも、その詩に「舉家三十口を詠つてゐる(次掲)。

君莫怪我不讀書、君莫笑我不飲酒、更精文史豈足用、漸老懶娛復何有、負郭安得二百畝、舉家已聚三十口、且來伴我數月閑、未幾區區又西走

又、官人に限らず、富農には往々多口の家があつた。後漢書樊宏傳に「樊宏……父重、字君雲、世善農稼、好貨殖、重性温厚、有法度、三世共財……年八十餘終、素所假貸人間數百萬、遺令焚削文契、責家聞者皆慙、爭往償之、諸子從勸、竟不肯受」とある様に、樊宏の家は富農であり、高利貸をして家産は益々増殖したのであり、多口の家であつたし、一族から封侯をも出してゐた。玉堂閑話に見る

宋の宜春の章氏の如きは、群從子弟等五百餘口を算し、富盛郡中に冠たるものであつた(次掲)。
宜春郡民章乙、其家以孝義聞數世、不分異、諸從同爨、所居別墅有亭屋……其家至今巨富、羣從子弟、婦女共五百餘口、每三日就食、擊鼓而升堂、江西郡內富盛無比。
元史七九 孝友傳、明史藝八二七 孝義傳等に見る累世同居家族浦江の鄭氏の如きも亦富盛天下に著聞せるものであつた。唐代富農が公課廻避の爲に、資産と口數とを分割して戸の等級を低下せしめんとすることが行はれた故に、公課輕減令を出して、その分割の防止が企圖されたことがある(次掲)が、それにも富農が多丁を擁し多口の家であつたことが示されてゐる。

天寶元年正月敕文、如聞百姓之內、有戶高丁多、苟爲規避、父母見在、乃別籍異居、宜令州縣勸會、一家之中有十丁以上者、放兩丁、征行賦役、五丁以上者、放一丁、即令同籍共居、以敦風教。

即ち天寶元年には、敕文を以て、十丁以上又は五丁以上の家に對しては、夫々二丁又は一丁の公課を免じ、廣徳元年には、詔して三丁以上の家に對しては一丁の公課を免じてゐる。一家の口數は丁數の二三倍なのが例であるから、十丁以上の家といへばその口數は二三十口以上、五丁の家は十數口、三丁の家は十口前後のものを擁してゐたと思はれる。そして右の敕文から推して五丁以上の家は多丁の家であり、從つて十口を超える家は多口の家といへようし、逆にいへば十口位までの家は多口といはれざる普通の口數の家であつたと見ることができよう。そして五丁以上の多丁の家即ち多口の家に富家である場合が多く、多丁多口に非ざる家、殊に五口以下の場合には、富家を含むことが多くなかつたと一應觀察できるやうである。現に通

典には、北魏の制について、皆以五口下貧家爲率の語も見え、五口以下の農家には貧家が多かつたものと解釋される。然し注意すべきは多口の家も亦必ずしも常に富農とは限らぬことである。多口の家は自給自足的農家經營の必要上あらはれ、又、自給自足を必ずしも要せざる場合でも、農地協同經營の利益等の打算の上から、生計豊ならずしてなほ且多口を擁する家のあつるのは見易き理であらう。前掲韓非子(五蠹)の資料は生計豊ならざる庶民の多口の家をも示して居よう。かかる例は、宋代の資料にも散見してゐる。宋史六四五 孝義傳に見る徐承珪一家は、承珪萊州掖人、幼失父母、與兄弟三人及其族三十口、同甘藜藿、衣食相讓、歷四十年不改其操、所居崇善鄉、緝俗里、木連理、瓜瓠異蔓、同實、州以聞、乾徳元年詔、改鄉名義感、里名和順、といふ様に、兄弟の外、同族をあはせて三十口にも及ぶものでありながら、粗食藜藿に甘んじ、衣食相讓る程の生活を永年繼續したのであり、同書同傳の姚氏は、慶曆初、有司以姚氏十世同居、聞于朝……又五十餘年、而其家孝睦不替、姚氏世爲農、無爲學者、家不甚富、有田數十頃、聚族百餘人、子孫躬事農桑、僅給衣食、歷三百餘年、無異辭者、の如く、家口百餘、然も衣食を辛くも自らの農耕蠶織に仰ぐ始末であつた。其の他、山右石刻叢編に見る宋故贈衛尉卿司馬府君墓表に「司馬氏累世聚居、食口衆而田園寡」とあるものや、後村先生大全集に見る宋の魏國墓誌銘に「夫家苦貧、族居共爨、諸叔未婚、而姑未行、太夫人以齋裝、助伏臘婚嫁、或は水心文集の莊夫人墓誌銘に「雖貧四十口之聚、無所問」とある如きも、亦多口の家必ずしも生計の豊かに非ざることを示すものである。

1 拙文「支那養子法の史的變遷」昭和十四年二月史學雜誌第五〇編一二號一〇一頁(叢報)參照。これは昭和一

- 四年五月東洋文庫にての講演の要録であり、この大家族に就ての私見は、養子法を説く前提として述べた。
- 2 周禮地官小司徒、乃均土地以稽其人民、而周知其數。上地家七人、可任也者家三人、中地家六人、可任也者家五人、下地家五人、可任也者家二人、周禮夏官大司馬、凡令賦以地與民制之、上地食者參之二、其民可用者家三人、中地食者半、其民可用者二家五人、下地食者參之一、其民可用者家二人、桑原博士、唐明律の比較、昭和一〇年一〇月支那法制史論叢一五七頁以下。廣池博士、支那古代親族法の研究、大正四年四月一七一頁以下。
 - 3 孟子梁惠王上、百畝之田、無奪其時、八口之家、可以無飢矣。禮記王制、制農田百畝、百畝之分、上農夫食九人、其次食八人、其次食七人、其次食六人、下農夫食五人、牧野異氏、支那に於ける家族制度、昭和一〇年七月東洋思潮一〇頁以下。なほ大學行義補卷五十三明禮樂家鄉之禮。又廣池博士前掲一七九頁。
 - 4 小竹文夫氏、累世同居の起原に就ての小考、昭和六年一月桑原博士還曆記念東洋史論叢四七七頁以下に於いても孟子や漢書卷地理志によつて、數口之家、五口之家を述べられてゐる。同様に周漢の農家の口數を算定してゐる論文は他にも多い。牧野異氏、漢代に於ける家族の大きさ、昭和一〇年四月漢學會雜誌第三卷一號一七頁以下。宇都宮清吉氏、漢代に於ける家と豪族、昭和一四年四月史林第二四卷二號一七頁以下等。尙古文獻に於ける家口數に關する資料は墨子號令第七十、某縣某里家、食口二人、積粟六百石、某里某子家、食口十人、積粟百石、管子乘馬數第六十九、有一人耕而五人食者云々、按度第七十八、上農挾五、中農挾四、下農挾三、上女衣五、中女衣四、下女衣三云々。
 - 5 全唐詩第九函劉駕輪者調。
 - 6 加藤博士、宋代の人口統計について、昭和一五年三月東方學報東京第一一册一〇頁。
 - 7 拙著「唐宋法律文書の研究」、昭和一二年三月六七三頁參照。
 - 8 那波博士「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戶數と口數との關係に就きて」、昭和九年一月—四月歴史と地理第三三卷一號—四號。玉井是博氏「再び燉煌戶籍殘卷について」、昭和一二年八月東洋學報第二四卷四號六二頁以下。
 - 9 拙著前掲七五一頁。

- 10 拙著前掲六七六頁以下。
- 11 金石續編卷五唐二、周村十八家造塔記。拙著前掲七五三頁以下。
- 12 13 I. Beck, Chinese Farm Economy, 1930. (東亞經濟調查局譯「支那農家經濟研究」下四四七頁以下)。
- 14 この韓非子に就て、西山榮久氏「支那の Infanticide について」、昭和四年一月東亞經濟研究第一三卷一號四一頁に「いふ、大父とは即ち祖父をいふのであるが、……父在世の間は其の子が如何に長じ、即ち其の各子供が更に夫々子女を擧げて、全家族が同居共産を行ひつつあつたことを知り得べく云々」
- 15 管子卷二十三地數。
- 16 17 中田博士「唐宋時代の家族共産制」(一) (大正一五年七月國家學會雜誌第四〇卷七號一八頁以下)。
- 18 宋會要稿第四十一冊禮六十一旌表。
- 19 以上の他の例については拙著前掲五四八頁以下參照。
- 20 霍渭厓家訓(論芬棧秘笈本)卷一田園。
- 21 安陽楊氏族譜(民國三年甲寅孟秋重修家藏)卷二十一家慶。
- 22 古今談叢圖上(吳友如叢書第八集上、宣統建元九月序あり)に五世同居と題して、全家族五十餘人を圖示し、且云「浙江平陽縣民人王運指門庭雍睦誼篤本支迄今已五世同居未經分爨」
- 23 通典卷十八選舉六。今堀誠二氏「唐代士族の性格素描」、昭和一四年二月歴史學研究第一〇卷二號六九頁。
- 24 分門集註杜工部詩卷十二述懷上、自京赴奉先縣詠懷五百字。
- 25 陳眉公先生訂正丹淵集卷四詩、呈里中諸友。
- 26 後漢の樊宏、宋の裘承詢等、累世同居族が官人富豪の家であつたことに就ては、清水盛光氏「支那家族の諸構造」(昭和一五年九月滿鐵調查月報第二〇卷九號二四頁以下)をも參照。
- 27 太平廣記卷四百一寶二宜春郡民(玉堂閑話に出づ)。
- 28 通典卷六食貨六賦稅下。又舊唐書卷四十八食貨志、唐會要卷八十五籍帳參照。拙著前掲五七六頁。
- 29 通典一食貨田制上(後魏)太武帝初爲太子監國、曾令有司課畿內之人、……至與老小無牛家種田七畝、老小者償以

鍾功二畝、皆以五口下貧家爲準」

30 山右石刻叢編卷十四宋、司馬浩墓表。

31 後村先生大全集(四部叢刊本)卷百五十三墓誌銘。

32 水心文集(四部叢刊本)卷十六前集。

第二款 家族の構成

家族(家族團體)は現實には多くの場合、父子、祖孫、兄弟、姪、妻妾の類を以て構成されてゐた。支那の家族は、普通、大家族といはれるが、然し大家族にも段階があり、又、前款の初頭に一言した様に、大家族とは單に口數に就てのみいふべきではなく、立論の基礎をむしろ構造及び職能に置くべきである。ヨーロッパ近代の家族の様に、夫婦と未婚の子女とを以てなる「婚姻群」(子女年となれば)を小家族の特徴とすれば、夫婦や未成年子女に止まらず、他の親族等が加はる支那の家族は大家族の特徴の一つを示したものとといへる。即ち配偶者ある子女が父母と生活を分たず、祖孫、伯姪等が生活協同態を形成する場合の如きこれである。従つて家族には、その構成員が單に二人であつても、型からいへば大家族型であることがあり、十人であつても小家族型であることのある理である。そして家族員が少いことは、支那では不可動的でなく、職能(たとへば自給的農家經營や、外敵に對する共同防衛や、老寡扶養の職能)の上から見て、更に多口の家ともなり、家族構成のより複雑化した超世代型をもなすことあるべき未來性を内在したものである。否、大家族には、かかる職能があるものであつて、大家族を見る場合には、家口數や家族

構成の如き家族團體の靜的部面と同時に、その職能の如き動的部面を見失つてはならないと思ふ。かかる動的部面の觀察は實際一般に見落され勝ちの所である。然しこの問題については、私は主として第四節第一款に説くこととしてゐるから、ここにはこれ以上論及することを避ける。さて、前款所述の通り、周末以來家の口數は農家では大體十乃至五を標準としてゐた。然しその間にあつても前記の意味の大家族型は少くなかつたと思はれる。たとへば穀梁傳の范寧注に「一夫一婦、佃田百畝、以共五口。父母、妻子也」とあり、公羊傳の趙岐(東漢の人)の註に「二夫一婦、受田百畝、以養父母、妻子、五口爲一家」とあるが、五口であつても夫婦と未成年の子女より成る單なる「婚姻群」とは限らず、むしろその中に父子、祖孫を含み、妻子あつてなほ且、父母と家と同じくする状を見ることを得よう。農業家族に於いて然りしばかりでなく、それは官人の家族の間にも見得るのである。漢書二惠帝紀「今吏六百石以上、父母、妻子與同居……唯給軍賦、他有所與」はその顔師古注「同居、謂父母、妻子之外、若兄弟及兄弟之子等、見與同居業者、今言同籍及同財也」をも參考すると、前漢に於ける官人の家族にあつては、父母、妻子は勿論、兄弟及び兄弟の子の如き傍系親を含むものは、別に異とするには當らなかつたものといへる。禮記奔喪の「凡喪、父在、父爲主、父沒、兄弟同居、各主其喪」也、各爲其妻、子喪、爲主、一もこれと同例である。時代は降るが宋慶元名例勅の「諸稱品官之家者、謂品官父、祖、子、孫、及與同居者、品官母、妻、之、乳、母、同居者、准此」の如き、官人の家ではあるが、同居家族には父子、祖孫なる直系親及び傍系親を含むことが前提となつてゐる。又、史學指南には「家屬、內曰家、親曰屬、謂同居有服之人也」とあつて、「家屬」は同居が中心概念であるが、「家口」(父母、妻子、并子)ともあ

つて同居家族の構成が父母妻子及び子婦、即ち子から見て祖父母父母及び妻のある場合が例示されてゐる。これらは穀梁傳范寧注などにみる家族團體の構成と變りがない。この點に就ては後に戸籍を資料としてまた改めて見てゆくこととする。上記の如く大家族型には必ずしも所謂累世同居のみを擧げるには及ばず、又たとへ父祖の生前子孫のうちの或者が分居した場合でも、兄弟伯姪のうちの或者が分居した場合でも、大家族型を維持することが少くないが、従來の學者の注意を惹けるものは累世累代的大家族である。かの儀禮喪服傳は先秦時代に於ける士大夫の家に就て述べたものであるが、前款參照、それに見る家の構成は明らかに伯姪間乃至は父子祖孫間の生活協同繼續を示したものであり、漢書惠帝紀の記事の如きも官人の家のものながら、父祖子孫兄弟兄弟の子を含むものであつて、少くとも三世同居の例となし得る。かの韓非子(五蠹)の如き五子二十五孫とあつて、父子祖孫の同居を示せるものであつた。管子に見る百口の家もその構成は當然超世代的(恐らく五世位の)大家族型であつたものと思ふ(資料は並に前款所掲)。正史の上では多口を擁する累世同居の大家族は、後漢時代位のものから盛に見えてゐることは普通説かれるが、後漢前でもかゝる大家族の存在したことは否定するを得ない。かの後漢の蔡邕や樊重の同居同財と同様、周秦に於いても前漢に於いても記すべきものがあつた筈である。これを否定する學者は、韓非子や管子等を迂濶にも見通してゐるまでである。従前これに就ては學者間に主として次の三説があつたやうである。まづ(一)大學衍義補には「古者、一夫受田百畝、一夫上父母下妻子以五口八口爲率、孟子告齊梁之君

所謂八口數口之家是也、……由是觀之、三代以前、蓋無累世同居共爨之制可知已、然則漢唐以來、往往於累世同居者、旣其門、復其役、夫豈無其故而然歟とあつて、周以前に累代同居の制なく、それは漢唐以來のことに屬すと見、陔餘叢考も後漢書樊宏傳の所謂三世共財等を引用して、是此風蓋起於漢末と見てゐる。廣池博士は大學衍義補及び陔餘叢考並に前掲を肯定しつゝ、夫れかくの如く、周代既に同居の風ありと雖も、其聚族同居の大團體を生成するに至りしは尙ほ周代より後の事なるべしとし、又、桑原博士も陔餘叢考の説を支持して居られる。(二)は顧炎武の説である。彼はその日知錄に陳氏禮書を引いて

陳氏禮書言周之盛時、宗族之法行、故得以此繫民、而民不散、及秦用商君之法、富民有子則分居、貧民有子則出費、由是其流及上、雖王公大人、亦莫知有敬宗之道、寢滯後世、習以爲俗、而時君所

以統馭之者、特服紀之律而已、間有糾合宗族、一再傳而不散者、則人異之、以爲義門といひ、盛周の累世同居は秦が商君の分居政策を用ゐて以來崩壞しはじめ、その風庶民より士大夫にも及ぶに至つたものであるといふ。これに對し(三)は小竹文夫氏の説であり、陔餘叢考及び日知錄を批判し、士人の間には後漢以前に累世同居が行はれてゐたのであるから、この意味に於いては日知錄は是にして陔餘叢考は非といふべきである。但し後漢以前に行はれた累世同居も士人の間には普遍的のことではあつたが、庶人の間では普遍的であつたと見るを得ないといふ。私は以上の三説には夫々論據があらうが、また必ずしも憶見を容るゝ餘地なしとしなない。まづ(一)大學衍義補等の説は、資料の上からは累世同居の資料は後漢末以後のも

のに多いから所説に肯定すべきもののある如くであるが、むしろ有力な反対資料があるといふべきである。(二)の日知録等の見解に於いて、後漢以前に累世同居が行はれ来たといふことは正しいと思ふ。但し同制度が一に商君の政策によつて崩壊しはじめたものとする點には同意し得ない。成程、商君の政策があつたとすれば、それも分裂への原因となつたらう。然しそのみが分裂への要因ではなく、分裂はまた商鞅前にもあつたと思ふ。(三)の小竹氏の見解の内、後漢以前に累世同居が行はれ、且、それが士人間に存したものであつたことには疑ふ餘地がなく、私も賛意を表する所である。但しそれが普遍的であつたといふ點については、私は確言を留保したい。又、庶民間に普遍的でなかつたといつても、庶民間に累世同居が全然行はれなかつたことには勿論ならない。同氏も之を普遍的に非ずといふのみである。従つて私は次の様にいはうと思ふ。——累世同居の家は、分裂せる家と併行的に、先秦から前漢、更にその後、及び後漢以後の累世同居は文獻に疊見してゐる。嘗て中田博士は主として正史の中からその例を多數挙げられた。それには、漢魏六朝間のものでは、後漢書樊宏傳の「樊宏……父重字君雲……重性温厚有法度三世共財晉書八孝友傳の「桑虞五世同居閨門邕穆」や南齊書五孝義傳の「武陵郡邵榮興文獻叔八世同居東海徐生之武陵范安祖李聖伯范道根五世同居」等があり、其累世同居の行はれたことは士人間に比べては少なかつたものの如くである」と。

さて、後漢以後の累世同居は文獻に疊見してゐる。嘗て中田博士は主として正史の中からその例を多數挙げられた。それには、漢魏六朝間のものでは、後漢書樊宏傳の「樊宏……父重字君雲……重性温厚有法度三世共財晉書八孝友傳の「桑虞五世同居閨門邕穆」や南齊書五孝義傳の「武陵郡邵榮興文獻叔八世同居東海徐生之武陵范安祖李聖伯范道根五世同居」等があり、其

の他、魏書七節義傳の「王閭北海密人也數世同居有百口又太山劉業興四世同居魯郡蓋雋六世同居並共財產等がある。又、隋唐時代のものでは、隋書三煬帝紀の「大業五年三月庚午有司言武功男子史永遵與從父昆弟同居上嘉之賜物一百段米二百石表其門閭新唐書〇一七高崇文傳の「高崇文字崇文其先自渤海徙幽州七世不異居開元中再表其閭及び同書六二李暹傳の「李暹……自高至暹五世同居」の如きがあるが、就中有名なのは、張公藝九代同居に關する舊唐書八八の「記事」張公藝九代同居……貞觀中特勅吏加旌表麟德中高宗……親幸其宅問其義由其人請紙筆但書百餘忍字高宗爲之流涕賜以緋帛である。中田博士舉示にかゝる宋代のものでは十數世同居同財を載せた宋史五二一孝義傳の記事、裘承詢……十九世無異爨……詔旌其閭河陽故大理丞陳芳一門十四世同居三百年陳兢安德人十八世同居太祖旌其門曰義門の如きがあるが、私も博士舉示の資料の餘遺を拾つて、宋會要續資治通鑑長編及び嘉泰會稽志等から超世代的累世同居同財資料を擧げた。例へば嘉泰會稽志に見る裘氏二十數世劉氏十世同居同爨等これである。

平水雲門之間有裘氏自齊梁以來七百餘年無異爨……大中祥符四年用州奏旌其門閭是時裘氏義居已十有九世閨門三百口其族長曰承詢至嘉泰初又五六世蓋二十四五世矣猶如故……至劉承詔十世聚族四百餘口内外無間言畜犬化之一犬不至群犬皆不食

其の他、新資料も、枚擧に遑がない程である。玉堂閑話所收の江西郡章氏一家の數世同居諸從同爨五百餘口堂食に關するものは前款に掲げたが、宋の王禹偁の小畜集には「南昌舊都胡氏大族一門守義四世不析乃降詔命旌其里閭聲聞於天風化於下」又、宋の徐鉉の徐騎省集にも「總麻同

襲。郷黨率義、人無間然と見えてゐる。續谿廟子山王氏譜といふ家譜によると、この王氏も宋代累世同居の家を成したのであつて、その居住地を千秋里王村といひ、即ち村名も王である。宋初建隆時代の五世同居者三百二十六人に及んだ。同家譜にはその同居者の名が世代毎に擧げてある。元以後に於いても累世同居の例は少くないのであつて、元典章にも「方今如趙統自翁及孫三世同居者、比比皆是……今後五世同居安和者、旌表其門、似革泛濫」とあるが、至正集の冀寧温氏五世同居の詩には「一郷推孝弟、五世共田廬」があり、元史七十九孝友傳には「前款に擧げた張閔……八世不異、家人百餘口の外、鄭文嗣……其家十世同居、凡二百四十餘年……從弟大和繼主家事……家畜兩馬、一出則一爲之不食、等があり、元史二〇列女傳には「丁尙賢妻李氏、汴梁人、年二十餘有姿容、至正十五年、賊至欲虜之、李氏怒曰、吾家六世義門、豈能從賊、以辱身乎、於是闔門三百餘口、俱被害」の如きがある。協同生活の感化が犬馬の如き家畜に及ぶとする話は一二に止まらない。前款に掲げた安陽楊氏族譜に見る明代の楊氏五世同居、四世四代一堂等も亦近世に於ける超世代的同居家族の例であるが、明史董明史清史稿等の孝義傳や、地方志の人物篇などにも、この種の事例は往々見うけられる。累世同居同財の場合の如き家族構成の大なるものになると、一家は兄弟等を中心として、その兄弟と夫々の子孫よりなる小家族、即ち房を多數包含してゐた。それは近代は勿論現代の家に就ても見得るのであるが、古い時代のものでは、魏書七八節義傳李几……七世同居同財、家有二十二房、一百九十八口、長幼濟々、風禮著聞、至於作役、卑幼競進、郷里嗟美、標其門閭が適例であらう。右によると一家に二十二房あり、一房に平均九口の

家族が分屬して居た。そして分屬しつつも、これらが家の生計と生計の爲の勞働とを共にしてゐたのである。魏書七五崔孝政傳に、その同居同財生活をあらはして「一錢尺帛不入私房」とあり、兄弟等夫々私房を有したことを示し、又、魏書九肅宗紀に「兵士戰沒者、追給斂財、復一房、五年若無妻子、復其家、一人二年」とあつて、一家内に諸房のあつたことを示してゐる。漢書顔師古注にも、唐代の諸房の資料があり、宋の清明集にも、三兄弟を三房の語であらはし「三房之子、皆猶子」といつてゐるが、前記の房は、兄弟の順位に従つて、長房、次房、三房等と呼ばれた。即ち唐律疏議宋刑統ハ賊盜律の問答に「有親兄弟、大房造、盡以毒小房」とある様に、既に唐宋時代でも、長兄の房を大房、他の房を小房といつてゐた。同様に「長子房」「長孫房」といふ例が、慶元條法事類にも見えてゐる。尤も房といつても、宗族の分派をいふこともあり、第二章第四節（第一款參照）承嫡の一房を「承嫡房」といふ例も唐六典などに見える。一家に二房以上ある場合、自己の屬する房を「本房」といひ、伯叔等傍系親の房を「別房」といふことは、元の吏學指南にも見えてゐる。又、居室にしても、數百區を數へ、食事の如きも數百口の同居者が共にせる例もあつた。宋會要に見る「景德二年池州言、青陽縣民方綱八世同居、家屬七百口、居舍六百區、每旦鳴鼓會食」の如きこれである。かの明代の安陽楊氏の五世同居の場合には、六百四十八間の房屋に住み、この房屋には前中後の三街もあつて、「楊家村」の名稱まで生じてゐた。續谿廟子山王氏譜（前出）に見る王氏の王村と同じく、家族の姓とその家族的部落の名と一致してゐる。明初太祖は詔して楊氏を旌表し、當時極盛を稱したといふ。楊氏族譜には、五世同居住宅圖と題して、房屋を圖示し、且次の説明が附してある。

此圖悉遵萬歷間舊譜所繪住宅基址九十一畝四分、(其)園四十二畝四分、房屋六百四十八間、有前中後三街、名曰楊家村、胡棟上舍、憑橋等處、房屋五所、假山、張莊二別墅、在城寓處二所、男丁九十二人、婦女、僮僕在外、明初太祖高皇帝、詔旌義門、一時稱極盛焉。

次に法律の上でも、多口の家を前提とすると同時に、家族の構成のかなり複雑なものを豫定してゐた。たとへば、唐律疏議、宋刑統六名例律の疏に「同居謂同財共居、不限籍之同異、雖無服者並是の如く、喪服關係のない者をも同居同財者の内に存することを前提とし、宋會要に見える法文でも、本族同居無服以上親、異居祖免以上親……廻避或は親戚謂本宗祖免以上、或同居無服親、或總麻以上親、及其夫子或母妻總麻以上親、云々」の如く、總麻祖免以外の同居無服親の存在を豫定してゐるのである。

右の例に見る如く、家の構成員たるものは、原則として生活協同者であるから、生活を共にする以上、血縁はあるも血縁薄く、同居せざれば普通は喪服關係から除外される様な宗族も、家の構成員たり得た。累世同居同財家族の場合には、多數の直系及び傍系親族の外、多數の宗族を包含したのである。即ち高祖を共同祖先とする五世同居の一族では、族父(總麻親)三從兄弟(總麻親)をも一族中に包含し、總服同繫三を形成するわけであり、高祖と玄孫との五世同居の場合にも、高祖から見て總麻親たる玄孫が、同堂の内に加つてゐるわけである。又、六世同居の場合には、四從兄弟の如き祖免親が一族に加はり得、六世を超えた同居のときは同居者の範圍は總麻祖免以外に及ぶわけである。更に親族關係も血族關係もない異姓であつても、構成員たるに差支へなかつた。異姓にして家の構成員たる一例は、舊唐書八孝友傳に見える李處恭。

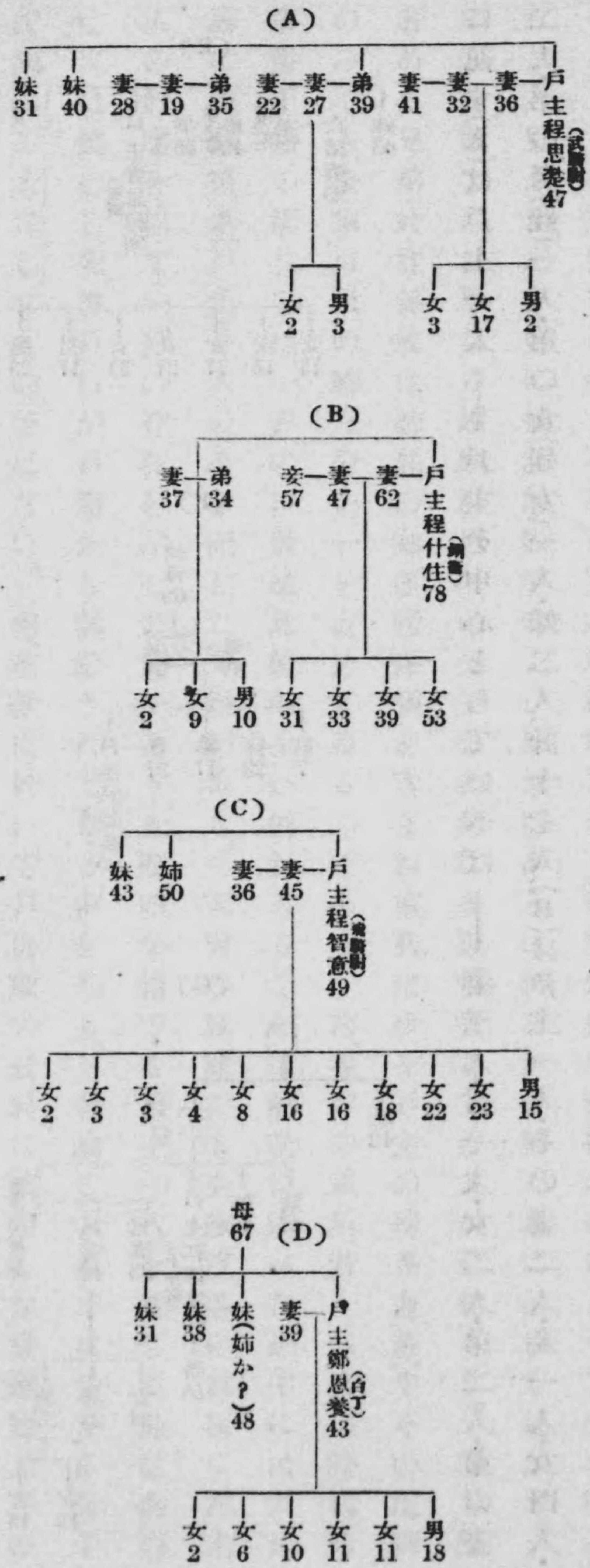
張義貞兩家の場合であつて、唐初より三代百有餘年に互つて異姓同居共財をなし、開元十四年門閭に旌表されてゐる。我が令集解古記所引の唐格後勅によれば、「貳姓同繫は、法律上、旌表されることゝなつてゐた。(唐文)尚、宋代の事例として、家女、女婿及び甥の同居を記した宋史三一富紹庭傳、弼、兩女與婿及甥皆同居、紹庭待之與父時不殊、一家之事、毫髮不敢變、族里稱焉も參考として擧げて置かう。かく云ひ來れば、家族團體の構成員は、通例、親族血縁者ではあるが、親族血縁者たることは、家族團體の構成員たることの要素ではなかつた。次に家は形式的には戶籍法上の戶の觀念によつて裏づけられてゐた。勿論、同居者にして、同居同財者に非ざる場合もあつた。現に唐戶令應分條の注にも、其父祖亡後、各自異居、不同繫、經三載以上、云々とあつて、父祖亡後、分財前自ら任意に異居することを前提とした規定があり、唐戶婚律の注に「別籍異財不相須」その疏文に「或籍別財同、或戶同財異者、云々」とあり、更に「但云別籍、不云令其異財、令異財者明其無罪」とあつて、同居必ずしも同財に同じからざるを説明してゐる。又、現に魏書一七裴植傳には「各別資財、同居異繫、一門數竈、蓋亦染江南之俗也」とあり、宋史二四八世家(陳氏文顯)にも「官奉私藏、同居異繫」とあつて、同居して異財なる實例も擧示し得るのである。然し同居と同財と同籍とは相伴ひ、異居と異財と別籍とも亦相伴ふ場合が多かつたものである。唐前の事例では、吳地記の晉隆安二年の朱明寺の記事に、朱明が同居の弟と異居する際に、「金帛餘穀」を悉くこれに分與したことが見え、唐代の例では、通典に見る天寶元年赦文に於いて、父母あつて「別籍異居」するを禁止、「同籍共居」以て風教を教うせんとする記載があり、宋代の事例では續資治通鑑長編に見る

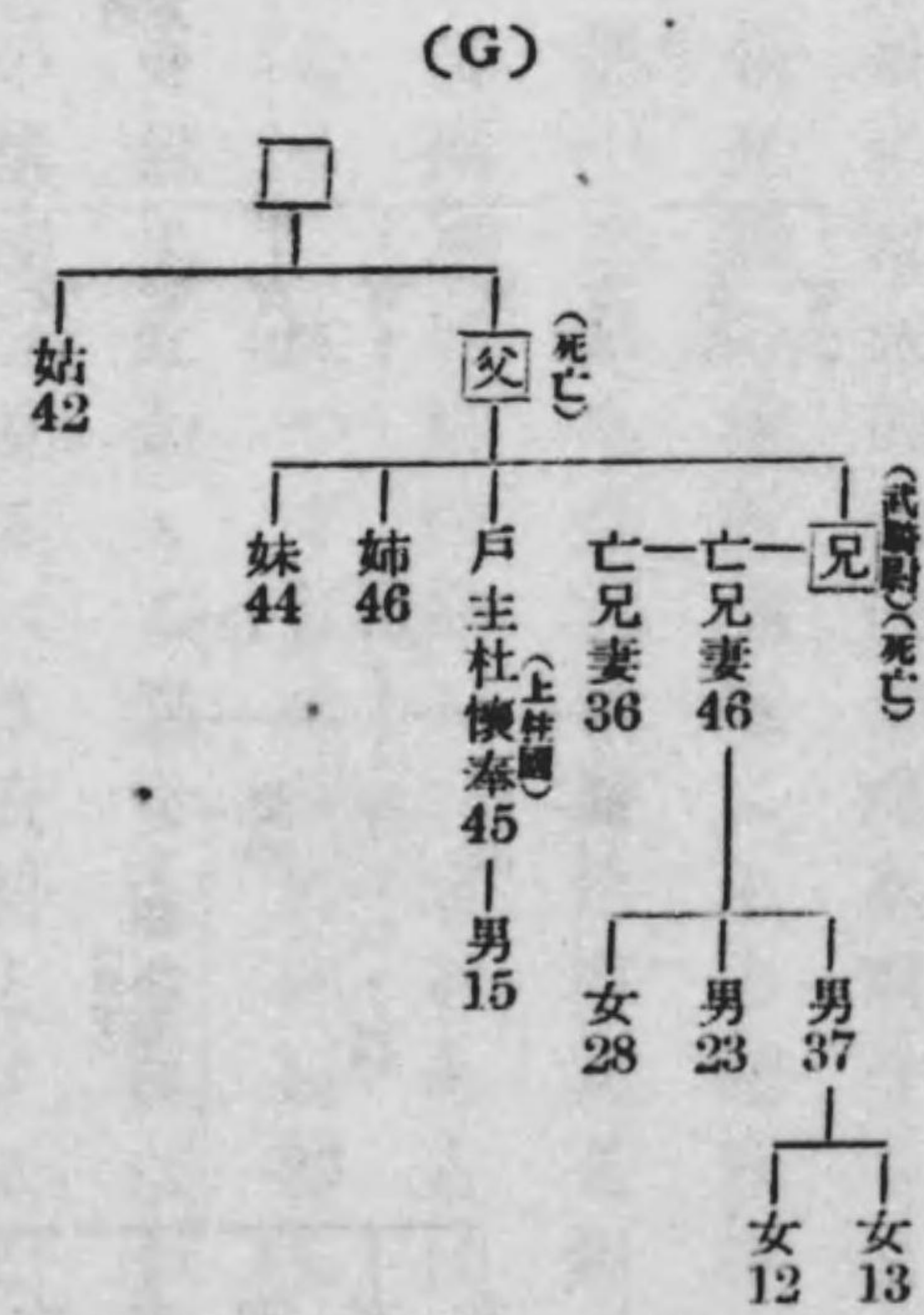
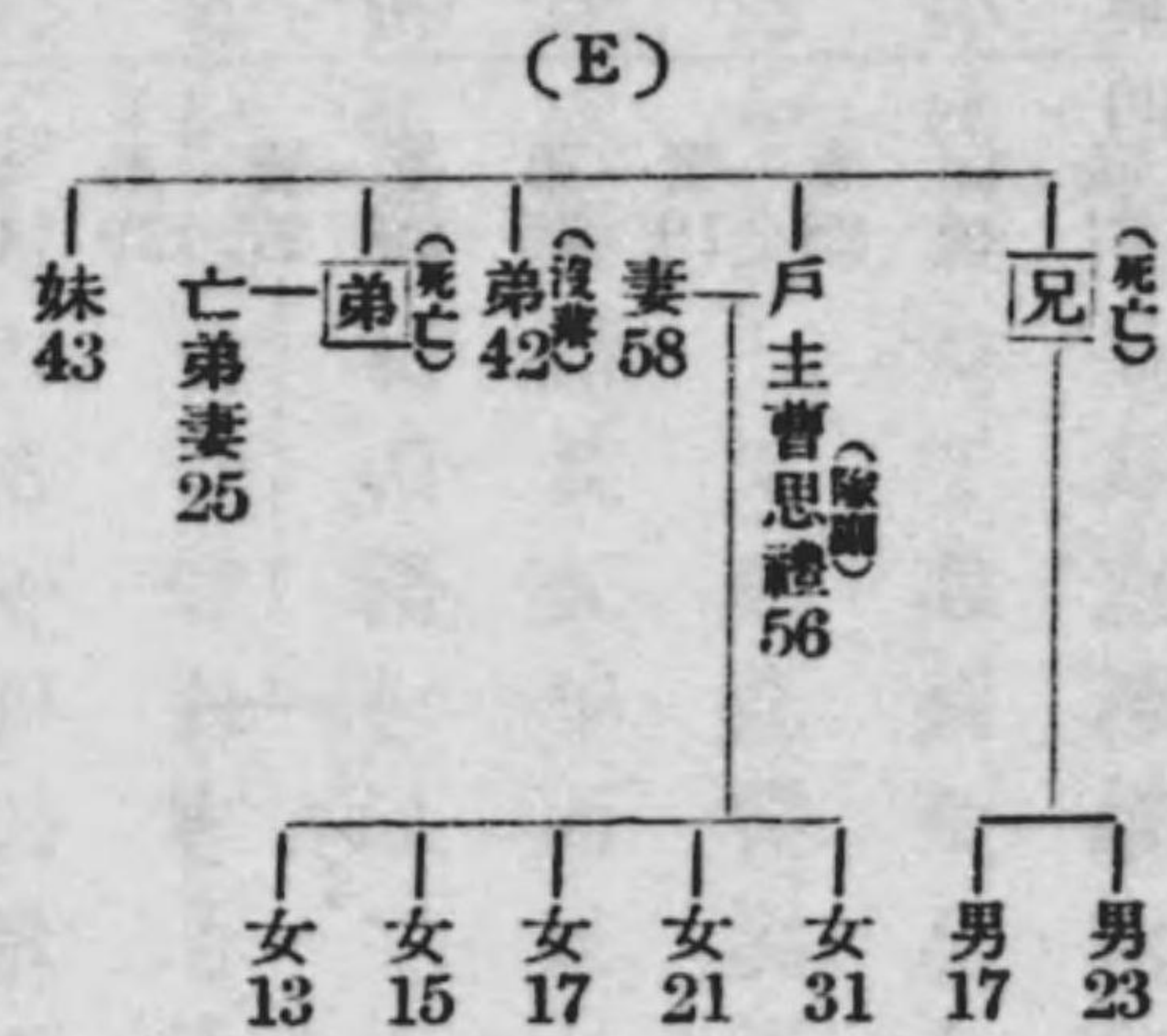
元祐四年八月左諫議大夫梁壽等の彈劾文の如きがあり、これには父の生前別籍異財せる官吏を律によつて處罰せんことの上請が見えてゐる。又元の張光祖の言行龜鑑に、宋の趙彥符のことを記して「趙彥霄、温州人、政和間兄弟二人、父母服闋後同爨。十二年、兄彥雲惟聲色博奕是娛、遂求析籍。及五年而兄之生計蕩然矣」とあり、同爨の語を以て同居同財同籍の三者をあらはすと共に、析籍の語を以てまた別籍分財異居の三者を示してゐる。従つて私は、同居同財即ち同籍といはないけれども、通例はこの三者は相伴ふと思ふ。かゝる點よりすれば、戸籍にあらはれる一戸の構成を以て、現實の同居家族(現住家族)の構成を見るべき資料とすることは一應考へれるであらう。然し戸籍そのものに資料として絶対の信頼をつなぎ得るわけのものではなく、所謂「漏口」其他、不正確さは覺悟して置かねばならない。敦煌發見西涼建初十二年(416 A.D.)の戸籍によると、戸主の母・姉・妻・子の妻・孫が包含され、家の構成は次の如き表を以て示すことができる。

第一表 敦煌發見西涼建初十二年籍

戸主姓名	戸主	配偶者	子	子の配偶者	孫	孫の配偶者	曾孫	母	兄弟	姉妹(夫無)	兄弟の配偶者	姪	姪孫	祖母	母叔伯	家口數
呂 浩	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	15
呂 德	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	15
呂 嵩	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	15
唐 楊	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	15
唐 黃	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	15
計	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	47

唐代の戸籍にあらはれた一戸の構成は天寶六載籍にその例をとり、戸主と家族との關係及び戸主家族の年齢が一目瞭然たる様に表示すれば次の如くである。(表中の數字は年齢を示す。)





右に記す(A)は戸主一人——戸主を中心としていへば——妻三人男一人女二人弟二人弟の妻各二人弟の男(姪)一人弟の女(姪女)一人妹二人計十七人(B)は戸主一人その妻二人妻一人女四人弟一人弟の妻一人弟の男(姪)一人弟の女(姪女)二人計十三人(C)は戸主一人その妻二人その男一人その女十人姉妹各一人計十六人より成るが兄弟その妻姉妹及び兄弟の子女を含み祖父母父母なくして三世同籍をなせる例であり、敦煌戸籍ではかゝる三世同籍は普通に見る所である。たとへば(D)(E)(F)の如きも亦同例であり、その内には戸主が白丁たる場合を含んでゐる。(G)は戸主一人その子一人その姑一人その姉妹各一人その亡兄の妻二人亡兄男(姪)二人亡兄女(姪女)一人亡兄孫女(姪孫女)二人計十二人よりなり、直系親のみならず、多くの傍系親を包含した五世同籍の例である。これらの諸例は共に家族構成上大家族型を遺憾なく示せるものである。又、大曆四年の索思禮の戸籍によるに、一戸の構成員中、良人は僅に六人他に奴三口、婢一口

であるが、これは



の如く母子の妻・孫をも含んだ四世同籍の例がある。これによつて見るも、口数の多寡は、大家族型乃至超世代的家族型態とは必ずしも表裏せず、家族型態の研究は、單に口数の少いことを舉示することのみによつては解決されないことを知らう。たゞその一戸千口又は百口を算するといふ如く、口数の多い場合にはそれによつて大家族型乃至超世代的家族型態の存在を考へることは可能である。現存天寶六載籍に見える家族構成は前掲の表によつてほとんども明示されたと思ふが、之を更に統計的數字の上に如何にあらはれるかを第二表に示して見よう。この表の數字には單なる婚姻群以外の分子を如何に多數包含してゐるかを知らう。即ち配偶者ある兄弟・姪・姪孫或は姉妹の如き傍系親を含まぬ家族は少く、戸主の傍系血族やその配偶者のみでも、全家口数の約三分の一を占めてゐるのである。尙、現存の武后、若くは玄宗時代の土魯番戸籍の断片では、一戸の口数は比較的少い例があることは前表に述べたが、中には夫が外蕃に没落後、妻(戸主)一人のみを記した戸籍がある。天寶六載籍でも全家没落の爲、僅に戸主一人の姓名を以て一戸の存在を示した例があり、大曆四年籍でも戸主一人を残して他は全部死亡又は逃亡し、死逃戸口が戸籍から削除されてゐる例を見る。勿論、この表ではかゝる分子まで加へて表にしたものではない。尙、前表に於いて戸口数の資料に使用した唐麟德元年の

計	16 周此羅	17 周操	18 周君楚
一八	—	—	—
三〇	—	—	—
三三	—	—	—
四三	—	—	—
一	—	—	—
三四	—	—	—
三	—	—	—
四	—	—	—
一	—	—	—
一〇	—	—	—

尤もこの周村十八家の資料には、子孫の内に女子が殆ど記してないが、これらは或は省略又は
 女兒殺害等の事情を暗示してゐるのかも知れない。それにしても配偶者あり子孫ある者が
 父祖と一家をなし、又祖と孫、曾祖と曾孫とが一家をなせる例多く、一家中に於ける孫曾孫及び
 子の配偶者の数も多い状は顯著であり、十八家全口数の約半も占めて居り、然もこの種の家族
 を含まぬものはなく、いづれも大家族型を示してゐる。敦煌戸籍と對比して注意すべきは、敦
 煌戸籍に女、孫女の如き女口の多いことであつて、戸籍に或種の作意のあることを思はせ、戸籍
 の信憑性を減殺するものである。戸籍には妻の外に勿論二妻三妻のあらはれてゐる點も頗
 る注意すべきであるが、この點には却て信憑性がある(その詳細は第五章第二節及び前記の周村十
 八家造像塔記にもまた二妻三妻の例がある。尚、戸籍には戸主の孫の輩行のものが少く、却つ
 て母や兄弟が多いのに對して、周村十八家造像塔記には孫が多くて母や兄弟が少いが、これは
 戸籍の方に前戸主たる父が在世中であるか、又は造像塔記の場合に戸主たる父が死亡してを
 れば、兩者に於ける家族の種類は同種の傾向にあらはして來るものである。一家に孫曾孫子
 孫の配偶者及び傍系親とその配偶者を多數包含することは時代は降るが、支那近來の調査即

ちロッキング・バックや李景漢氏等の調査にもあらはれてゐるのであつて、それに基く牧野巽
 氏や清水盛光氏等の近世支那家族の研究も發表されてゐる。今これらの調査研究を參考す
 れば、唐代の家族構成の傾向の如き、なほ近世のそれのうちにも共通性を見出し得といふべき
 であらう。

- 1 穀梁傳宣公十五年條、初稅畝、初者始也、古者什一の注、又、哀公十二年、古者公田什一の注。公羊傳宣公十五年條「什一者、天下之中正也」の註。
- 2 秦漢時代、兄弟同居の例は、漢書卷四十陳平傳、有田二十畝、與兄伯居、伯常耕田、縱平使游學、嫂疾之不親家事、漢書卷五十張釋之傳、與兄仲同居等參照。牧野巽氏、漢代に於ける家族の大きさ、昭和一〇年四月漢學會雜誌第三卷一號二三頁以下。
- 3 慶元條法、事類卷八十雜門、諸色犯姦名例勅。
- 4 吏學指南、居家必用事類全集、辛集卷十六、獄訟。
- 5 大學衍義補卷五十三家鄉之禮。該條叢考卷三十九累世同居。廣池博士、支那古代親族法の研究、大正四年三月一七九頁以下。桑原博士、唐明律の比較、昭和一〇年一〇月支那法制史論叢一六二頁。
- 6 日知錄卷十三分居。
- 7 小竹文夫氏、累世同居の起源に就いての小考、昭和六年一月桑原博士還曆記念東洋史論叢四七七一四八四頁。
- 8 中田博士、唐宋時代の家族共產制、(一)(大正一五年七月國家學會雜誌第四〇卷七號一七頁以下)。
- 9 拙著、唐宋法律文書の研究、昭和一二二年三月五、四七頁以下。
- 10 小畜集卷十九序、諸朝賢寄題洪州義門胡氏華林書齋序。
- 11 徐騎省集卷二十八記、供州華山胡氏書堂記。
- 12 續歸廟子山王氏、讀中華民國二十四年刊家藏卷五同居圖、雲溪九族圖序云、王氏世居千秋里王村、自始祖六府君諱翔生一子、即高祖二府君諱延釗、始祖卒、高祖家於舊居之南、高祖妣詹氏何氏生子十人、而外一長不可記世紀、宋

建隆元年高祖歿、十人之中、或存或亡、其子孫衆多、是時天下初定、無干戈戎役之勞、爲王氏親者三百二十有六人、義不忍分、而同居六十有五年、厥後牧耄遂作爲圖、是爲同居圖之始、後之踵而增者有數本、乾隆丁酉武口會修統宗譜所見者、以明正德間文朗翁鈔錄本爲最初本、云々

13 元典章卷三十三禮部六孝節、五世同居旌表其門、至元三十年五月條。拙著前掲五四七頁。

14 至正集卷十二律詩、冀寧溫氏五世同居。

15 清史稿孝義傳、三陳福、福建永春人、居西溪、同居十二世、家範簡肅、世以一人督家事、子孫率敦醇樸、未有訟者、臨於湖南沅江人、同居七世、有家訓二十條、云々

16 清水泰次氏、支那の大家族制について、昭和二年二月史學雜誌第三八編二號一六七頁以下。

17 中田博士前掲一九頁。

18 魏書卷五十七崔孝政傳、同書卷九肅宗紀等については、廣池博士前掲。

19 漢書卷四十六萬石君傳、每五日洗沐歸謁親、入子舍、師古曰、諸子之舍、自其所居也、若今言諸房矣。

20 清明集戶婚門立繼類、其叔用意立繼奪業。

21 慶元條法事類卷十二職制門九恩澤、其長孫房已受恩澤者、……等の如し。

22 唐六典卷三戶部戶部郎中員外郎條。

23 吏學指南居家必用事類全集辛集卷十六戶婚、本房謂一家之內、伯叔兄弟數房同居、除己身父母妻子孫及婦爲本房外、其伯叔之類皆非也、本家謂一家之內不分本房別房、但同居者皆是、異姓者非、中田博士前掲(二)(大正十五年八月國家學會雜誌第四〇卷八號四七頁)。

24 宋會要稿第四十一冊禮六十一旌表。

25 安陽楊氏族譜、中華民國三年重脩家藏(卷二圖說、五世同居宅圖)。

26 宋會要稿第九十七冊職官六十三避親嫌(熙寧三年十二月條)。

27 宋會要稿第九冊選舉五貢舉雜錄。

28 舊唐書卷百八十八孝友傳、是歲開元十四年(御史大夫崔暉甫廷奏、恒州鹿泉人李處恭張義貞兩家祖父、自國初

已來、異姓同居、至今三代百有餘年、……請加旌表、仍編入史館、制皆許之、令集解の古記は賦役令孝子條下所引古記。

29 中田博士前掲一二一頁。

30 中田博士前掲(二)(國家學會雜誌第四〇卷八號四七頁)。

31 中田博士前掲(一)(國家學會雜誌第四〇卷七號三三三頁)。

32 中田博士は前掲二四頁以下に唐律疏議等によつて「同居」が「同居同財」を意味したことを説明せらる。

33 吳地記(學津討原本)。本書は唐末宋初のもの。

34 通典卷六食貨六賦稅下。舊唐書卷四十八食貨志。唐會要卷八十五籍帳。

35 續資治通鑑長編卷四百三十二哲宗。

36 言行龜鑑(四庫全書珍本初集)卷四家道門。

37 敦煌發見西涼建初十二年戶籍の全文は、拙著前掲六六八頁以下。又、L. Giles, A Census of Tun-huang, Young Pao Vol. XVI, 1915, pp. 468 ff.

38 拙著前掲七四七頁以下。なほ敦煌發見唐天寶六載籍の原文は、那波博士「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて」昭和九年一月—四月歴史と地理第三三卷一—四號。又、玉井是博氏「再び敦煌戸籍殘卷について」昭和十一年八月東洋學報第二四卷四號六二頁以下。

39 なほ拙著前掲七五四頁に於いて、この資料に基き、有夫の妹が兄と一家をなせる一例があるとしたのは誤である。

40 L. Buck; Chinese Farm Economy, 1930 (東亞經濟調查局譯「支那農家經濟研究」四七七頁以下)。李景漢氏「農村家庭人口統計的分析」中華民國二五年一〇月清華大學社會科學第二卷第一期七五頁以下。

41 牧野巽氏「統計的に見た日支家族構成の比較」昭和十五年一月東亞問題第一卷一〇號。清水盛光氏「支那家族の諸構造」昭和十五年九月滿鐵調査月報第二〇卷九號五一頁以下。

第三款 戸籍

支那の戸籍は身分關係のみならず、公課賦役兵役關係も記し、唐代の戸籍には土地所有關係まで登載したものであつて、戸籍はこれらの諸關係を明らかにする目的を有したものである。前款には戸籍を通じて家族構成を見る一應の手段としたが、本款に於いてはあらためて戸籍そのものについて、今日に傳存する六朝及び唐代の戸籍を中心に記述することとした。尤もその研究は拙著『唐宋法律文書の研究』に收めてあるから、詳細はそれを参照せられたく、こゝには身分法史に關係ある部分を要約し、且多少敷衍する程度に止めた。

後漢の釋名に「籍籍也、所以籍疏人名戸口」とあり、後漢時代既に戸籍があつて、それに人名戸口の登載されてゐたことを知るのであるが、論語「郷黨篇」を参照すると、戸籍は先秦にも存したものと考へられる。殊に管子「雜篇禁藏」には「權衡者所以視重輕也、戸籍田結者所以知貧富之不訾也」の如く戸籍の語も古くから用ゐられ、それが田結(田簿)と共に戸の貧富を知る資料とされたものである。戸籍に關する晉令の逸文「郡國諸戸口黃籍、籍皆用一尺二寸札、已在官役者載名、太平御覽等に存することを指摘した學者は少くないが、同令によると當時戸籍には長さ一尺二寸の札を用ひ、官役にあるものの名を登録したのであるといふ。晉後、南北朝時代、將又、唐宋時代でも戸籍の編纂が行はれたが、當時の戸籍にして今日に傳存するのは、西涼の建初十二年(416 A.D.)正月(東晉の將に滅亡せんとする時代)の敦煌戸籍³⁾、唐代の敦煌・土魯番戸籍及び宋初の

敦煌(燉煌)戸籍である。西涼の戸籍を例示すれば

燉煌郡燉煌縣西宕鄉高昌里樊表晟年六十五

息男醜年廿九
醜男弟漆年廿五
漆妻憑年廿九

丁(男) □ □
次男 □ □
女口 一
凡口 四
居趙羽塢

建初十二年正月籍

の如き形式内容のものであつて、身分關係の登録はあつても、唐代の戸籍の様に田籍までは記されてゐない。さて、西涼戸籍には、(一)戸の法律上の所在地たる郡縣里が、各戸籍のはじめに記されてゐる。それは宦游商旅の如きに非ざれば、原則として各人の事實上の居所と一致すべきものであつたと思ふ。(二)所在地の下には戸主の姓名年齢が記され、戸主が官吏たるか兵たるか、將又、然らざるかによつて大府吏・兵・散等とその旨が記されてゐる。(三)所傳の戸籍では戸主は年六十六歳以下、十五歳以上の男子であつて、女戸は見當らない。(四)次には家族の姓名、母、妻は姓、他は名と戸主との續柄、及び(五)人の種別(丁男、次男、小男女口)毎にその口數を擧げ、一戸の總口數が記してある。(六)戸口としては、戸主の母、姉、妻、子、子の妻孫が包含され、戸籍殘卷に記された十一戸の内、毎戸口の總數の明白な九戸は、毎戸七乃至二口を有し(四七口、六口、五口、三口、二口、九戸

の男子總數は女子のそれより稍多い。従つて、一戸の口數よりいへばさして大きな家族ではないが、一戸の構成そのものに超世代的性がうかゞはれること前款所述の如くである。戸籍の最後には、戸籍編成の年月が記されてゐる。

現存の唐代の戸籍は時代によつて變遷の跡がうかゞはれるが、その内、武后時代初期より大曆までの期間の戸籍は同種のものであつて、天寶時代の戸籍の一部を例示すれば次の如くである。

戸主徐庭芝 載壹拾柒歲 小男天寶五載帳後漏附代姉承戸下下戸空 不課戸

姉 仙仙 載貳拾柒歲 中女空

婆 劉 載捌拾伍歲 老寡空

母 馬 載肆拾捌歲 寡空

姑 羅東 載肆拾柒歲 中女空

姑 錦東 載肆拾柒歲 中女空

合應受田壹頃壹拾貳畝 參拾畝已受 廿畝永業 八十二畝未受 一十畝口分

一段壹畝永業 城西十里高渠 東路 西徐行素 南路 北園

一段伍畝永業 城西十里高渠 東曹武智 西徐倫 南渠 北路

一段陸畝永業 城西十里高渠 東孫感德 西渠 南張奉節 北汜玄俊

一段貳畝永業 城西十里高渠 東渠 西路 南徐倫 北徐倫

一段參畝永業 城西十里高渠 東渠 西路 南令狐智生 北茹行素

一段拾參畝 三畝永業 十畝口分 城東卅里鄉東渠 東渠 西退田 南自田 北大野奴仁

戸主程思楚 載肆拾柒歲 衛士武騎尉 開元十七載三月廿九日授甲頭吳慶廣 會信 祖端 父德 下中戸空 課戸見輸

(熾煌縣之印)

熾煌郡

熾煌縣

龍勒鄉

都鄉里

天寶六載籍

母 白 載柒拾參歲 老寡天寶四載帳後死空

妻 馬 載參拾陸歲 驥資妻空

妻 常 載參拾貳歲 驥資妻空

妻 鄭 載肆拾壹歲 驥資妻天寶五載帳後漏附空

男 進子 載貳歲 黃男天寶五載帳後附空

この期間の戸籍は、(一)戸の法律上の所在地たる州(郡)縣郷里が戸籍用紙の繼目、即ち紙縫に記され、その上などに熾煌縣之印なる朱方印が押捺されてゐた。次に良民と賤民との區別が表示されてゐた。戸籍には一戸内の良賤を並に登録するのであつて、良民にはその旨の表示はないが、賤民(部曲・奴婢)にはその旨が特に記されてゐる。良賤は法律上の能力を異にし、奴婢は著しくその能力を制限されてゐた。勿論、良賤間の通婚は法律上禁止されてゐたし、奴婢の賣買

は行ひ得るも、良人の賣買は法の禁する所であつた。かゝる良賤の區別の基礎は戸籍に於いて明らかになるべきであつた。戸籍には(三)戸主とその姓名が記された。戸主は家長を以て之に當てるものであつて、公法上の關係に於いて一戸の代表者であつた。戸主は戸内の尊長男子であつた。尤もそれは直系尊屬とは限らなかつたが、然し他に男なきときは、女子に比して遙に年少の男子も戸主となつた。九歳の小男に母あるも、その小男が戸主となつた實例がある。戸内に男子なきときは、寡婦、寡婦なきときは未婚在室女、歸宗女も戸主となつた。所謂「女戸」これである(本章第四節)。戸籍には(四)戸主及び戸主と家族との關係が登録された。親子、兄弟、伯叔、夫婦關係も妻妾の別も記された。妻妾を夫の戸籍に登録したことに就ては、唐前に資料がある。晉書^二禮志の「洗籍注領二妻」或は通典の「洗籍、母張在上、以妻李次之、嚴次之」によると、晉の陳詵の戸籍には、母と共に二妻が並に注せられてゐたのであり、魏書^八高聰傳、聰有妓十餘人、有子無子、皆注籍爲妾、以悅其情、及病不欲他人得之、並令燒指吞炭出家爲尼、によると、魏の高聰の戸籍には、十餘人の妾が注されたものである。隋書^二食貨志の「北齊文宣受禪……舊制未娶者輸半牀租、調陽翟一郡戶至數萬、籍多無妻、有司劾之」によると、北齊が東魏の禪を受けた當時のことを記して、舊制では未婚男子の公課が既婚男子の半分であつた爲、妻を申告する者少く、戸籍面では多く無妻の状態であつたといふ。勿論、上記の如き身分關係は、戸籍に登録することによつて創設されるものではなく、社會的關係として存在するものであり、戸籍はそれを登録するものに過ぎない。戸籍は家族たることの證明資料であり、多くの場合、共財者たること

の證明手段であるべきであつた。唐代、戸籍を同じくする者に非ざれば家族としての法律的保護を與へることなく、官の力を借りてまでも家産分割を受くべき權利を主張するを得ざる立法例があつた(第六節參照)。(五)戸籍には、官人と白丁等とは區別され、官あればその官勳あればその勳が記され、衛士、白丁たれば、その旨が記された。官勳ある者は、公課免除の特典を享有した。(六)又、戸籍には男女の別(性別)が記載せられた。女子は男子に比して權利能力が劣つては居たが、他方には公課が免除されてゐた。(七)戸籍にはまた年齢が登録されてゐた。そして年齢によつて黃、小、中、丁、老の別が記入された。尙、唐の戶令では一定年齢、即ち年二十一以上の男を丁男とし、天寶三載の勅では年二十三以上の男を丁男としたが、天寶の戶籍では、女はかゝる年齢に達しても婚しない限りは中女であり、達しなくても婚したものは丁妻であつた。それは唐代の戸籍を綜合した上での立論であるが、禮記曲禮「女子許嫁、笄而字」の鄭玄注には「以許嫁爲成人」とあり、隋書^二食貨志に見る晉制にも「丁女」の語があり、且、女以嫁爲丁、若在室者年二十乃爲丁とあつて、唐前でも女は出嫁を以て成人たり丁とされてゐた。年齢は法律の如何に拘らず自然的なものであるが、法律上、人年を云ふ場合には戸籍を基礎とした。唐律疏議宋刑統六名例律にも「稱人年者、以籍爲定」とあるが、この年齢によつて、公課の有無や刑事責任能力の差異が定まるべきであつた。又、婚姻適齡も、唐宋の戶令では、男は十五以上、女は十三以上としてゐたが、その算定も法律上の問題となるときは、この戸籍の年齢を基礎とすべきであつた。(八)唐の戸籍にはまた健康が登録された。篤疾、癡疾の如き特殊の不具疾病は、公課の減免及び刑罰

の免除又は宥恕の原因となつた。(九若し前の戸籍を作れる後に戸口の遺漏及び出生死亡若くは外蕃に没落及び逃亡せるものあるときは、その旨を當該戸口の下に注するものとした。)(十唐宋時代の法律でも共同の父祖の在世中は戸籍を分つこと(別籍)は許されず、分つときはその亡後になすべきであつた。敦煌戸籍には父祖の生存せざる兄弟の間に別籍せる例を見る。)(十一戸籍にはまた戸の等級(上上、上中、上下、中上、中中、中下及び下上、下中、下下)や課戸、不課戸の別が記された。公課の負擔額等は戸籍と並に作られる計帳に記されたが、戸籍も亦公課の有無が記されるのみならず、戸口の性別、年齢、健康も公課と不可分の関係のあること既述の如くである。)(十二戸口の籍と共に登録された田宅の籍は受田關係をあらはす意味があつた。土地班給の停廢した時代にも之が登録は繼續され、時に公賦徵收の爲の基礎となつた。)(十三戸籍の年度は戸の所在地と共に紙縫に記される。而して戸籍が州縣の戸口算定の基礎ともなり、州縣の等級を定める基礎ともなつたのである。戸籍は官に於いて所定の年度に調査の上、編成すべきで所謂 *cenaria* と類似したものであつた。そして戸籍記載事項に變更があつた場合には、調査の都度書き改めらるべきであつた。人の出生、死亡、逃亡、出家、入道、還俗、婚姻、養子縁組、賤民解放等は戸口の籍の記載事項の變動を齎し、土地の還授や賣買は、田宅の籍の記載事項の變動を來した。勿論ここに記したのは戸籍本來の使命であつて、現實にその使命が完全に果されてゐたとは必ずしも云ふわけではない。

唐末宋初の敦煌戸籍にして現存のものは少く、即ち唐大順二年籍や、宋雍熙二年籍等の數斷

片あるに止まる。かく材料不足の爲か否かは姑らく措き、戸の構成の大なるもの乃至戸口數の多いものは見當らない。一戸の構成は戸主とその母、妻子及び弟を包含する程度のものである。唐大順年籍の中にも、七十歳の老男戸主一人の戸が記されてゐるものがある。

右に述べた外、現存の戸籍に就て尙注意すべき點がある。戸籍は天下の家を夫々一戸として之を登録せんとした。唐律疏議・宋刑統二戸婚律の疏にも

〔疏議曰〕率土黔庶皆有籍書。若一戸之内、盡脫漏不附籍者、所由家長、合徒三年、身及戸内並無課役者、減二等、徒二年。若戸内並無男、夫、直以女人爲戸、而脫者、又減三等、合杖一百。注云、謂一戸俱不附貫、此文不計人數、唯據脫戸、縱一身亦爲一戸、不附即依脫戸、合徒三年。

の如く其の旨が明記されてゐる。然し、これにはかなり形式的な點があるのを見逃せない。先づ戸主を以て一戸の不可缺の要素とし、一家一人の場合もその一家を一戸とし、その一人を戸主とした爲に、先に一言せる如く、單身戸主を生じたのみならず、男戸主を原則とした結果、意思能力なき孩男も亦之を戸主とせざるを得なかつた(南宋の法律は之に修正を加へてゐたもの如くである)。戸籍は公課徵收の基礎であつた。従つて公課を脱れんとする者は家族を男子として申告せず、却つて之を女子とする傾向があり、所謂「一男十女」も戸籍にあらはれて居り、公課を脱れん爲の所謂漏口もあつた。これは唐にはじまつた現象ではなく、隋代でも隋書七表・舊傳に「戸口多漏」とあるが、唐代でも禁律の如何に拘らず、通典に所謂「版圖脫漏」の現象を見る。同居と同籍とは嚴密には同一概念でないが、同居、同財、同籍の三者は、その名稱が各々相通

用せる場合が少くない程、相關聯して觀念された(前款所述)。従つて、かゝる觀念のまゝの戸籍ならば、家なる生活態の構造を直寫したに近かるべき筈であつた。然し戸籍には前述の如く虚偽の申告に基く記載の爲に、家戸の實體と戸籍とは必ずしも一致しなかつた。又、郷貫を離れて流浪し大地主の下に莊客となる者があり、開元時代のことに就ても、新唐書^四一三「宇文融傳」に「開元初、……時天下戸版^〇、利隱人多去^〇。本籍、浮食閭里、詭脫^〇、緜賦^〇、豪弱相并、州縣莫能制^〇」とあるが、更に天寶頃を境としてこの傾向は増加して行つた。現存の天寶の戸籍上に逃亡と注記せられる者も少くない。即ち戸籍には郷貫に止まれるものが中心に登載され、郷貫に存在するものの限りに於いては漏口は別として戸籍は現居の状態の反映でもあつたらう(前款に於いて戸籍による家族構成の表を作成する場合にも逃亡家口を除外して作成した)。然し如何にせん本籍を離れて異郷の莊客となり、これらに對しては租庸調制による公課の徵收は不可能の狀態にあつた。杜佑はその通典に「大曆中、初命黜陟使往諸道、按比^〇戶口、約得土戶百八十餘萬、客戶百三十餘萬」といひ、唐の大曆年間戶口を按比して天下の土戶(土着の戶)百八十餘萬、之に對し客戶(異郷に流寓の戶)百三十餘萬を得たといつてゐる。かの德宗の建中元年、宰相楊炎の議によつて「戶無土^(土)客^(土)、以見居^〇、爲簿^〇、定現居^〇、以定官簿^〇、上之戶の所在地としたのも、從來の郷貫主義のまゝでは人口の移動に即して戸籍を編成し得なかつたからであり、新に現居主義を採用し、郷貫の如何に拘らず、人民を現居のまゝに於いて登録し、これを以て新徵税法即ち兩税法を行ふについての基礎材料とせんとしたからであつた。

- 1 拙著「唐宋法律文書の研究」昭和一二二年三月六五〇頁以下。
- 2 太平御覽卷六百六文部二十二札。淺井虎夫氏「支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革」明治四四年七月七四頁。程樹德氏「九朝律考」卷十二「晉律考」下二頁。拙著「唐令拾遺」昭和八年三月二四一頁。岡崎博士は玉海所引御覽を擧げらる(魏晉南北朝通史「昭和七五九月五九四頁」)。
- 3 西涼戶籍の年代考證に就ては Dr. I. Giles: A Census of Tun-huang, Toung Pao vol. XVI, 1915, p.p. 468-482. 又、濱田博士「スタイン氏發掘品過眼録」(下)昭和七年九月東洋學報第八卷三號四三二頁參照。又、原文に就てはジャイルス氏前掲及び拙著前掲六六八頁以下。
- 4 那波博士「正史に記載せられたる大唐天寶時代の戶數と口數との關係に就きて」昭和九年一月一四月歴史と地理第三三卷一號一四號。拙著前掲七〇〇頁以下。
- 5 通典卷八十九禮四十八四十一前妻被掠沒賊後得還後妻之子爲服議。拙著前掲七四九頁、七五五頁註^〇參照。又、この晉書は皆て板野長八氏より教示をうけたものである。
- 6 宋刑統卷十二「戶婚律」卑幼私用財門の唐天寶六載五月二十四日勅節文「身在縱不同居亦合收編本籍、既別居無籍、即明非子息、……稱是在外別生男女及妻妾、先不入戶籍者、一切禁斷、輒經府縣陳訴不須爲理」。
- 7 墨子(備城門第五十二)にも「丁女」なる語を見出し得る(次掲)。「守法五十步丈夫十人、丁女二十人、老小十人」。
- 8 隋書卷六十七「妻妾傳」帝大悅、遷民部侍郎、子時猶承高祖和平之後、禁網疎闊、戶口多漏、或年及成丁、猶詐爲小、未至於老已免租賦、竊歷爲刺史、素知其情、因是條奏、皆令覈閱、若一人不實、則官司解職、鄉正里長皆遠流配、又許民相告、若糾得一丁者、令被糾之家代輸賦役、是歲大業五年也、諸郡計帳進丁二十四萬三千、新附口六十四萬一千五百、帝臨朝覽狀、謂百官曰、前代無好人、致此爾、今進民戶口皆從實者、全由妻羅一人用心」。
- 9 通典卷七食貨七丁中。拙著前掲六六一頁。
- 10 通典卷七食貨七歷代盛衰戶口。
- 11 册府元龜卷四百八十八「邦計部賦稅二」唐會要卷八十三「租稅上」に「戶無土客、以見居爲簿」と見ゆ。舊唐書卷四十八食貨志上、新唐書卷五十二食貨志二「資治通鑑」卷二百二十六には「土」を「主」とする。然し通典卷七食貨には「土戶」「客戶」の語もあり、唐代には「土」といはれた。加藤博士「宋代の主客戶統計」(昭和八年八月史學第一二卷三號三三頁)。

第四款 家の分裂と併合

第一項 總 說

家戸を分つことを表はすに種々の用語があるが、戸籍を分つことを中心にして云へば、別籍析籍といひ、生活を分つこと、特に、戸そのものを分つことより、析戸等といひ、居住を分つことから見て分居、異居、各居、財を分つ方面から見て、分財、異財といった。又、爨乃至煙は共同生活のシムボルであるから、それを分つことより見て、又、分爨、異煙、析煙ともいった。そしてこれらの分つ行為そのものは、これを分析、析出、分出、分析、分異等と呼んでゐた。これらに就て委しくは第一節中に述べたのであるし、又、本款に記した諸資料を参照せられたいが、これらの用語資料の古いものを次に例示して置かう。別籍の語は、晉書^四殷仲堪傳に「富聽別籍以避役也」と見えてゐる。又、分出は、後漢書薛包傳の「憎包分出之」に、分析は續齋諧記の「樹木同枝、開當分析、所以憔悴」や魏書^{七五}崔挺傳の「三世同居……於後頻值飢年、家始分析」に、而して分異は、後漢書繆彤傳「諸婦遂求分異」許荆傳「禮有分異之義」に見出される。牧野巽氏によるに、漢代の資料に見る分出の語は、尊屬が卑屬を分家、別居、分財せしめる場合のものであるが、後世の文獻例へば唐の戸令の「以子孫繼絕、應析戸者……即所繼處有母在者、雖小亦聽析出」の析出も分出と同様の用例である。分析とは逆に一旦分れた家戸をまた併合することは合戸といつた。

さて、別籍は、概念上は、別居、異財と異り、必ずしも常に、別籍と別居、異財と相伴ふものとは限ら

ないが、實例の上では多くこの三者は相伴ふものとなつてゐる(本節第一)。されば、家産分割に就ては特に第四節第二款に詳論することとして、はるるけれども、家の分裂總體として關聯してあらはれて來る家産分割關係資料は之を省略することなく、共に述べて行かねばならなかつた。従つて第四節第二款の記述と重複するも已むを得なかつたことを特に斷つて置く。

¹ 牧野巽氏「漢代に於ける家族の大きさ」昭和一〇年四月漢學會雜誌第三卷一號三六頁。

² 中田博士「唐令と日本令との比較研究」法制史論集第一卷六五六頁以下。拙著「唐令拾遺」昭和八年三月二三四頁。

第二項 家の分裂

一 家の分裂と法律要件

唐律の十惡は隋開皇律の十惡を踏襲したものであるといふ。隋律の十惡の内の「不孝」の内容は不明であるが、唐律と同様「祖父母父母在、別籍異財」の一項が加つてゐたことであらう。隋書^{八三}鄭譯傳には「譯又與母別居、爲憲司所劾、由是除名」とあつて、母の生前、母と別居せる官吏が彈劾されて除名處分をうけたこととなつてゐる。尤も鄭譯は別籍まで行つたものか、記された文字通り單なる分居(分財)をなせるに止まるものかは不明に屬する。遡つて北齊律にも重罪十條がある。これにも隋唐律同様の別籍異財に關する規定があつたか不明であるが、同じ頃即ち宋書^{二八}周朗傳によると、南朝の宋代には「今士大夫以下、父母存而兄弟異計、十家而七矣、庶人父子殊產、亦八家而五矣……宜明其禁」とあり、父祖の生前分居異財する者が多かつたので、禁律

を勵行して、かゝる分居異財の習俗を匡正せんとした。父祖生前の分居分財が父祖の意思に出づるときも法律は禁止したのであるか、又はその分居分財に別籍まで含んでゐるが爲に之を禁止したものであるか疑問がないではないが、少くとも子孫が父祖の命をまたずして分居分財をなすことは禁止されてゐたものであらう。

唐宋時代の法律では、父祖の在世中、子孫は異財は勿論別籍も絶対に之をなし得なかつたし、父祖も亦子孫の爲に異財はなし得ても、別籍は法の禁する所であつた。諸學者も引用する唐律疏議、宋刑統二戸婚律に「祖父母父母、令別籍、以子孫妄繼人後者、徒二年、子孫不坐」とあり、又その疏文に「但云別籍、不云令異財、令異財者、明其無罪」とあるものこれである。續資治通鑑長編に見る宋天聖七年五月詔、詔廣南民、自今祖父母父母在而別籍者、論如律、已分居者勿論は、この律の趣旨を明示した一事例である。前記の唐律によると、如何なる場合でも別籍行爲、繼絶行爲(子孫なくして死亡せる者の後を繼ぐ)が禁止されてゐたことになるが、妄りに之をなすを得ないといふだけであつて、法定の要件を具備せる場合には之をなし得たものと思ふ。唐の戸令に

諸以子孫繼絶、應析戸者、非年十八已上、不得析、其年十七已下、命繼者、但於本生籍內、注云年十八然聽、卽所繼處有母在者、雖小亦聽析出。

とあり、父祖がその子孫を以て亡者の後を繼がしめるためには、その子孫が年十八以上なることを要した。これは宋の天聖令にもそのまゝの規定、諸子孫繼絶、應析戸者、非十八以上、不得析を見出すのである。但し唐令逸文によつて尙次のことが知られる。その一は、繼ぐ處に於い

て母(亡)者の妻等ある場合には、たとへ十八に満たざる子孫と雖も之を析出するを得、その二は、かゝる場合には本生の戸籍内に於いて特に析出子孫を十八と注することを要とするものこれである。次に、唐戸令の別條には、諸戸欲析出口爲戸、及首附口爲戸者、非成丁、皆不合析、應分者、不用此令」とあり、繼絶の場合でなくして戸口を析出し、それをして新立の戸主となさんとするとき、又、二口以上を析出してその中の一人を戸主となさんとするときは、その戸主たるべき者は成丁(開元令では二十一歳以上)なるを要する。家族共同の父祖の死亡せる後に於いては、子孫は合意の上、別籍析戸をなすを得た。これは最も普通行はれる別籍析戸であつた。敦煌戸籍にその例證のあるのは前款に述べたが、法律も父祖の喪服中に別籍するを得ないといふのみで、喪服期間満了後に之をなすも禁する限ではないとした。この場合、新戸の戸主たるべき者は成丁たるを要しない(前掲唐令參照)。然も唐律疏議、宋刑統二戸婚律には

卽於法、應別立戸、而不聽別、應合戸、而不聽合者、主司杖一百、疏議曰、應別、謂父母終亡、服紀已闕、兄弟欲別者、應合戸、謂流離失郷、父子異貫、依令合戸、而主司不聽者、各合杖一百、應別、應合之類、非止此條、略舉爲例、餘並準此。

といひ、この別籍を官司が許可せざるときは、その官司は却つて處罰されることゝなつてゐた。先に一言せる如く別籍は、父祖も之をなし得ないのが原則であつたが、父祖自らはその生前子孫の分居分財をなすも別籍をなさざる限りは法律の禁する所ではなかつた。これに對して子孫は父祖の在世中、別籍はもとより分居分財をもなすを得なかつた。唐律及び宋刑統二

戸婚律に「諸祖父母父母在、而子孫別籍、異財者、徒三年」とあるものこれである。元の通制條格に舊例即ち金令(又は金律)と覺しき祖父母父母不得令子孫別籍、其支析財產者聽を引用してゐるが、之にも祖父母父母の生前別籍は禁するが、祖父母父母自ら行ふ異財は禁する限りに非ざるものとなつてゐる。かゝる規定がある以上、金代でも勿論子孫は父祖の生前自ら別籍異財をなすを得なかつたものといへる。元代となるに及び、舊來の嚴格さは緩和されるに至つた。既に桑原博士も指摘してゐる如く、元典章に「自後、如祖父母父母許令支析別籍者聽、違者治罪とあつて、祖父母父母の命による別籍は許されるのである。尤も元典章所引の舊例によると、金代でもそれは漢人に許されぬだけで女真人に對しては許されてゐたのであつた。明清律には、父祖自ら行ふ別居異財の禁はもとより別籍の禁止規定がない。然も明律の戸律(戸役)には「凡祖父母父母在、而子孫別立戶籍分異財產者、杖一百、須祖父母父母親告乃坐若居父母喪、而兄弟別立戶籍分異財產者、杖八十、須期親以上尊長親告乃坐」とあつて、祖父の生前、子孫が別籍異財するも、祖父母父母の親告を待ち、又、父母の喪にあつて兄弟が之を行ふも、期親以上の尊長の親告を待つて始めて罪する——親告罪とあらためてゐる。かく親告罪とせる理由として、明律の註釋書には、祖父母父母の命令又は遺命あることを慮れるものであるといふが、清律では特に律注に、遺命を奉ぜる場合の別籍異財を考慮する旨を明記してゐる。思ふに、別籍分居異財は、漢六朝に於いても、唐宋時代に於いても頻繁に行はれ、宋代の如きには、政府は屢々命令を發して禁律の勵行を企圖したが、政府の大官さへ自ら禁律に牴觸する有様であつて、法律と習俗との間には徒に距を増すばかりであつた。かくて從來の法律は習俗の前に屈伏し、元明清代の法律には、嘗ての嚴格さを失ふに至つたものである。本項には家の分裂と法律要件を中心を取扱つたが、次には家の分裂の諸條件、就中社會的條件の問題に立ち入り、近世上記の如き法律の變化が生ぜざるを得なかつた社會的趨向を吟味しよう。

りであつた。かくて從來の法律は習俗の前に屈伏し、元明清代の法律には、嘗ての嚴格さを失ふに至つたものである。本項には家の分裂と法律要件を中心を取扱つたが、次には家の分裂の諸條件、就中社會的條件の問題に立ち入り、近世上記の如き法律の變化が生ぜざるを得なかつた社會的趨向を吟味しよう。

- 1 隋書卷二十五刑法志、又置十惡之條、多採後齊之制、而頗有損益、一曰謀反、二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、五曰不道、六曰大不敬、七曰不孝、八曰不睦、九曰不義、十曰內亂。
- 2 隋書卷二十五刑法志、重罪十條、一曰反逆、二曰大逆、……八曰不孝。
- 3 晉書卷八十四殷仲堪傳には、なほ次の如き別籍避役禁止關係資料がある。「以異姓相養、禮律所不許、子孫繼親族、無後者、唯令主其蒸嘗、不聽別籍、以避役也、佐吏成服之」。
- 4 續資治通鑑長編卷百八仁宗。
- 5 通典卷七食貨七丁中所引開元二十五年戶令、白氏六帖事類集卷二十二戶口版圖。中田博士、唐令と日本令との比較研究、法制史論集第一卷六五六頁以下。拙著、唐令拾遺、昭和八年三月二三四頁以下。
- 6 續資治通鑑長編卷三百三神宗。拙著前掲二三五頁。
- 7 この規定は白氏六帖事類集前掲所引の戶令にのみ見出す所であつて、これより外の書にはかかる逸文を見出さない。
- 8 通典卷七食貨七丁中所引開元二十五年戶令。中田博士前掲六五六頁。拙著前掲二三五頁以下。
- 9 通制條格卷三戶令、親在分居。拙著、唐宋法律文書の研究、昭和十二年三月五七九頁。
- 10 桑原博士、唐明律の比較、昭和一年一月支那法制史論叢一五六頁。
- 11 元典章卷十七戶部三分析、父母在許令支析、至元八年七月、御史臺承尙書省劄付來呈、監察御史體究得、隨處諸色人家、往往父母在堂、子孫分另別籍、異財實傷風化、乞照詳送戶部講究得、唐律、祖父母父母不得令子孫分另別籍、又舊例、女真人、其祖父母在日、支析及令子孫別籍者聽、又條、漢人不得令子孫別籍、其支析財產者聽、……自後

如祖父母父母許令支折別籍者聽、違者治罪石の文中の「又條漢人云々」の規定は、前々註所引の通制條格に見る舊例と内容上一致する。

清律注或奉遺命、不在此律については、桑原博士前掲、又清水泰次氏「支那の大家族制について」昭和二年二月史學雜誌第三八編二號一七六頁參照。

二 家の分裂と其の諸條件

家の分裂を考へるに就ては、分裂せざる家を成り立たしめる條件、就中、社會的條件をつきつめて見る必要がある。交換經濟が行はれぬ時代、若くは行ひ得ざる地理的條件の下では、家族團體はそれ自身消費團體であると共に生産團體であらねばならなかつた。かゝる自給自足的家族團體にあつては、團體内部の生産の分化は、生活を豊かならしめる唯一の途であつて、家族團體は分裂を不利益とした。又、土地柄からいつて共同耕作を必要とする様な場合、或は外敵防衛の必要ある場合も同様であつた。かゝる社會的條件の下にあつては、家族は必ずしも分裂の途を選ぶとは限らなかつた。然し支那に於ける家族團體の分裂は歴史時代へ入つた周末には既にあらはれてゐた。かの禮書や日知錄等には秦の商鞅の家の分裂政策、即ち史記（本節第二）八六商君傳に見る「令民父子兄弟同室內息者爲禁」を以て、分裂へのはじめと説いてある（參照）。成程かゝる政策が行はれたとすれば、それは分裂に對する政治的影響として看過はできぬけれども、そのみが分裂への決定的條件ではない。商鞅がかゝる政策を行ひ得たとすれば、何等か行ひ得るだけの條件が既に社會的に存したものとといへる。たとへば商鞅頃（本節第二）に於ける生

産關係の擴大、交換經濟の發達は被ふべくもないのであつて、管子墨子等その他資料は枚舉に遑がない。管子（區言治國）に「故先王使農士商工四民、交能易作」とある如く、農業家族と雖も、その生産物（作）を以て他の生産物と交換（易）する状態にあり、自家生産のみに依存しては居なかつた。又、農業經營を縮小しても、當時どうか家族生活を維持できる状態になつてゐたことは想像される。少くともかかる意味では、家族分裂の可能性は存在した。加之、事實當時以前から分裂状態にあつたのは否定し難からう。荀子性惡篇に「夫好利、而欲得者、此人之情性也、假之資財、而分者、且順情性、好利而欲得、若是、則兄弟相拂奪矣、且化禮義文理、若是、則讓乎國人矣、故順情性、則弟兄爭矣、化禮義、則讓乎國人矣」とあり、荀子が兄弟の共產分割を性惡を以て説明せる如きも、商鞅の政策に脈絡あるものではない。然し兎も角かの商君傳といひ、この荀子といひ、共に周末に於ける家の分裂を明示したものであつた。殊にその一つは父の生前の分裂、他は父の亡後兄弟間の分裂を示したものであるが、この分裂の傾向は漢代に繼續する。漢の陸賈が生前五人の男子に財産を分ち、又、分居せしめ、自らは安車駟馬に乗り、歌舞鼓琴、瑟侍者十人を従へ、值百金の寶劍を携へて、十日毎に五人の家を次々に巡遊して、酒食を給せしめ、自分が死んだ最後の家に於いて寶劍や車騎従者を取寄せしめる約束をした話は有名であつて、史記（七九陸賈傳）（又漢書（四））には、有五男、迺出所使、越得囊中裝賣千金、分其子、子二百金、令爲生産、陸生常乘安車駟馬、從歌舞鼓瑟侍者十人、寶劍直百金、謂其子曰、與汝約、過汝、汝給人馬酒食、極欲十日而更、（漢書師古注云、又改向一子處）所死家、得寶劍車騎侍從者、と記され、顧炎武もその日知錄にそれに就ての所見を掲げてゐる。この